

第四百十三回
国会

参議院金融問題及び経済活性化に関する特別委員会会議録第七号

平成十年十月八日(木曜日)
午前十一時開会

委員の異動

十月七日

辞任

入澤 肇君

十月八日

辞任

高嶋 良充君

烟野 君枝君

補欠選任
月原 茂晴君

補欠選任
内藤 正光君
岩佐 恵美君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

坂野 重信君

石川 弘君

岩井 國臣君

岡 利定君

塩崎 恭久君

江田 五月君

齋藤 勲君

森本 晃司君

笠井 亮君

山本 正和君

委員

岩城 光英君

加納 時男君

景山 俊太郎君

金田 勝年君

木村 仁君

佐々木 知子君

林 芳正君

日出 英輔君

平田 耕一君

三浦 一水君

溝手 順正君

事務局側

発議者
常任委員会専門員

参考人

株式会社住宅金融債権管理機構代表取締役社長

慶應義塾大学総合政策学部教授

ケー・ピー・イー・エム・コンサルティング・サービス・インク株式会社社長

社理事長

山本 一太郎君

浅尾 慶一郎君

小川 敏夫君

木俣 佳文君

小宮 山洋子君

内藤 正光君

直嶋 正行君

峰崎 直樹君

築瀬 進君

海野 義孝君

浜田 卓二郎君

益田 洋介君

岩佐 恵美君

緒方 靖夫君

小池 晃君

烟野 君枝君

大淵 綱子君

三重 野栄子君

月原 茂晴君

渡辺 秀央君

佐藤 道夫君

水野 誠一君

菅川 健二君

笠井 亮君

小林 正二君

中坊 公平君

竹中 平蔵君

西崎 哲郎君

○債権管理回収業に関する特別措置法案(衆議院提出)

○金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案(衆議院提出)

○競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(衆議院提出)

○特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案(衆議院提出)

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案(衆議院提出)

○金融再生委員会設置法案(衆議院提出)

○預金保険法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(衆議院提出)

○金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案(筆坂秀世君外一名発議)

○金融監督委員会設置法案(筆坂秀世君外一名発議)

○預金保険法の一部を改正する法律案(筆坂秀世君外一名発議)

○金融監督委員会設置法案(筆坂秀世君外一名発議)

○委員(坂野重信君) ただいまから金融問題及び経済活性化に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、高嶋良充君が委員を辞任され、その補欠として内藤正光君が選任されました。

○委員長(坂野重信君) 債権管理回収業に関する特別措置法案、金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、いずれも衆議院提出、金融機能の正常化に関する特別措置法案、預金保険法の一部を改正する法律案、金融監督委員会設置法案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案、いずれも筆坂秀世君外一名発議、以上十二案を一括して議題とします。

本日は、お手元の名簿の参考人の方々から御意見を伺います。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、御多忙中のところ本委員会に御出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして、心から厚く御礼を申し上げます。

本委員会は、現在、我が国経済に喫緊の課題である金融再生に関する債権管理回収業に関する特別措置法案外十一案の審査を行っておりますが、本日は皆様方から忌憚のない御意見を拝聴いたしまして、今後の審査の参考にいたしてまいりたいと存じますので、どうかよろしく御願い申し上げます。

次に、会議の進め方について申し上げます。

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会会議録第七号

平成十年十月八日

【参議院】

第二十三部

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会会議録第七号

まず、お一人十分程度で順次御意見を述べさせていただきます。その後二時間三十分はわたり委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

それでは、これより順次御意見を承ります。

まず、中坊公平参考人をお願いいたします。

○参考人(中坊公平君) 中坊でございます。

このたび、この議案を審議されるに当たりまして、債権回収の現場で働いております私に對し意見を申し述べる機会を与えていただきましたことを本心に心からうれしく、感謝いたしております。

債権回収の現場で働いておるとい立場から、三点ほどにわたりまして基本的な問題について考えていることについて申し述べたいと思います。

まず最初は、それでは不良債権の回収ということとは社会経済においてどのような位置づけを持っておるかということでありまして、すなわち、今金融不安、信用収縮等のいような社会現象が起きておりまして、そのまず最初に不良債権の回収問題が一つの問題だと。なぜそこまで言われるのであろうかという問題であります。

私は、このことは例えて申し上げますならば、人間の体の血管の流れの中にお金であるとか物が流れております。そして不良債権の発生というのはそれがとまっておりますこと、すなわち血の流れの中に血栓が生じたことではなからうかと思うのであります。血栓が生じますと、当然のようにそこから先へは血が行かなくなつてまいります。それが心臓であれば心筋梗塞にもなり脳梗塞にもなり、そこから先が壊死していく。このような血の塊が血管の中に生じた状態が不良債権の発生問題ではなからうか。

そういったしますと、不良債権の回収ということとは、構造的に考えますならばその血栓を取り除く作業である。すなわち、債権を回収するということは担保物件が動く、不動産が動くということでありまして、同時に、そのところから当社のように担保権を有しておるもののお金が返済を受けまして金が流れるということでありまして、すなわち、

回収ということは物が動き金が動くことになる。だからこそ、今この滞った状態の中にあつてそれを急速に取り除くのが我々の作業ではなからうかと思うのであります。

そういう意味におきましては、まさに現在の金融不安の中において、不良債権の回収ということとは基本的に極めて強力にまたスピーディーに行われなければならないものではないか、このように思うわけであります。

次に、二つ目には、それでは債権回収ということの本質であります。

不良債権の回収というふうに申しますと、これは一般の物を売り買ひする営業行為ではありません。すなわち、一方においては債権を払うのは嫌や、必ずこう言わねばならないわけでありまして、こっちは払えと言わねばならないわけでありまして、もう双方からそこに紛争、争いが生じております。双方の強い要求が相重なるおるわけでありまして、その現場は、おわかりになりますように極めてきつい、汚い、そして危険だと、この三Kが伴う現場であります。

そして、そのような紛争を解決するためには、国家の建前といたしましては、これは司法をもつて裁きなさいということになっておると思つております。

それでは、なぜ司法の役割にしておるのかという問題であります。

このことは、やはり司法というものは争いの基準というものを法律をもつて明確に定め、そしてそれを公開の、透明の中で行うということでありまして、すなわち、我々といはしましては、債権回収に当たりまして、その目的を達成するだけではないに、その目的を達成する手法が重要である。その手法はまさに公正と透明で行われなければならない、申し上げておるはこのこととであります。

そして、その公正というものを、公正という非常に皆お互いにわかりにくい。だから、私はそれを三つだと申し上げてまいりました。その一つ

はやみの勢力とは手を結ばない、二つ目には血も涙もない回収はしない、三つ目には物事のけじめをつけます、この三つのことをもつて私は公正だと申し上げてまいりました。

このようにいたしまして、実は不良債権回収というものは基本的に極めて司法の理念に基づいたクリーンなもので行われなければならない、強いかつスピーディーに、そしてクリーンに不良債権の回収は行われなければならない、このように思うわけであります。

最後に、三つ目でありまして。

先ほど言いました、いわゆる血も涙もない回収ということが、現在、当社の債務者は全部で約十七万人、そのうち約十四万人が住宅ローン、三万人が事業者ローンの方でありますけれども、それぞれ住専という問題からおわかりいただけますように特化されております。債務者の方は、ある意味においてパブルの被害者のような人たちが、一般の庶民であり、事業者ローンの方はどちらかといえパブルで金もうけをしようとした方々であります。そういう意味では特別になっております。

が、今回、私たちの会社と整理回収銀行が一つになつて、すべての金融機関に関連するものからとなつてまいりますと、その対象が大変広がつてまいります。私のところにおきまして、現に事業者ローンの一つにいたしまして、その一つの債務者がそれでは回収を急ぐ余りつづけたらどうなるのか、その地域経済との関係ということとは当然考えなければなりません。また、債権者間におけるものもまた問題になってまいります。

そのようにいたしまして、私はむしろ、今回、整理回収機構と大きなものになりますれば、血も涙もない回収はしないというやや消極的なことなら、もっと積極的な血も涙もある回収ということに向つていかねばならないのではなからうか。そして、一つ一つが個別な案件でございまして、どれほどか一件一件を個別に手づくりをもつてきめ細かく、そして全体を洞察する力を持つて回収していかねばならない。

私自身は、不良債権の回収という問題は、先ほどから申し上げておりますように、極めて強力に、スピーディーに、クリーンに、そしてきめ細かく手づくりをもつて、深い洞察を持ってやる必要があるか、このように考えておりました。今後このようなつもりでやっていきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○委員長(坂野重信君) どうもありがとうございます。

次に、竹中平蔵参考人をお願いいたします。

○参考人(竹中平蔵君) 竹中平蔵でございます。

このような機会を与えていただきまして、まず皆様方に御礼を申し上げます。というふうに思ひます。

私はマクロ経済政策の勉強をしている人間でありますので、少しマクロの観点から今の金融経済全体についての意見陳述をさせていただきます。実は、たまたま、十日ほど前ですけれども、ワシントン、ニューヨーク、ボストンを回りました。また向こうのエコノミストたちと議論して、また向こうのブルッキングス研究所とかハーバード大学とかジャパン・ソサエティでの講演をさせられたのですけれども、そのたびに実は日本のコンフィデンスクライシスという言葉が今や一つのキーワードになつていふことを実感します。コンフィデンスというのは信用、信任でありますから、信用の危機だと。

実は、この問題の基本的な考え方ですけれども、日本の株価がそのときと今と下がつて日本の株が売られていふ。向こうのディーラーの方たちなんかに、アメリカの機関投資家は日本の株を今ほとんど売っているのかというふうに関心しましたところ、そんなことはないという答えが返つてまいりました。そんなことはあり得ない、なぜならば、既にこのしのかかなり早い時点からほとんどアメリカの機関投資家は日本の銀行の株を持っていてところなど一つもないはずだ。それだけ実は日

本の銀行というのがアンダーウエート、極めて低く厳しく評価されているということの裏返しであつたわけであります。

この不良債権の処理等々について、この委員会で極めて真剣な議論がなされていたということは私も存じ上げております。この今のコンフィデンス・クライシスを考えるに当たって、私はかねてから二つの基本的な視点があるというふうに思っております。

まず第一は、今の問題を引き起こしたのは言うまでもなくバブル経済、バブルの発生とその崩壊であつたわけですが、重要な点は、バブルの経済、バブルというのは決して天から降つてきたものではないということであり、バブル経済を起すにはそれを取りこすなりの理由があつた。

極めて短絡的に大まかに申し上げるならば、健全で競争的な金融市場を持っていた国ではバブルは起きていないということです。起きていたとしてもそれは極めて小さな規模であつて、日本のようなことにはなっていない。したがって、日本は我々の目的は、不良債権を償却するというのは大事であり、あくまでも健全で競争的な金融市場をつくるんだ、それが結局は国民の経済、国民のためになるんだ、それがまず基本的に極めて重要な第一の視点であるというふうに思っています。

第二の視点として、同時に、現状をどのよう判断するかという現状認識の問題があるかと思ひます。

これは例えば、最近の比較的アメリカなんかでもマーケットで信用されているある外資系の証券会社の試算でありますけれども、適切な貸し倒れ引き当てを見込んでいくとすれば、恐らく日本の銀行部門全体が実質的な意味で今や債務超過であるというふうに考えておいた方がよいというふうに思ひます。この計算の根拠を私もつぶさにいろいろ検討させていただきましてけれども、この試算結果というのはいかなる私に信用に値すると思ひます。

思ひます。

基本的な問題は、銀行がどのぐらいの不良債権を持っているかというのはいかにわからず、恐らく金融監督庁自身にも現状ではわからないというところが最大の問題であるわけですが、それでも現実問題として何らかの判断をしなければいけません。日本銀行の銀行部門全体が債務超過の状態にあるというふうな判断をせざるを得ないのではないかと思ひます。

これはどういふことかという、我々の社会にもし銀行というものがなくなるといふふうなことを考えるならば、はたっておけばいいということだと思ひます。しかし、やはり銀行がなければ困るでしょう。預金も預けられないし、貸し付けも受けられない。信用創造機能は重要であるということも考えるならば、これは広い意味であり、すけれども、広い意味で、ある意味で銀行部門全体を政府が管理するという形において、具体的に言いますと極めて大規模な公的資金の注入を行わざるを得ないというふうな、少なくともマクロ経済を勉強している人間からは判断されるということであり、ります。

その規模がどのぐらいかということ、これは厳密には先ほど申し上げましたように金融監督庁が今行っている検査の結果を待たざるを得ないわけであり、すけれども、外資系の証券会社の試算等々に基づいて私なりに極めて個人的な見解として申し上げるならば、やっぱり今の時点で間違いなく数十兆円という規模が必要になるのではないだろうか。もう一つ明らかなことは、これは多分半年置いたら百兆円になつても全然不思議はない。

こういった議論というのは、実態がわからないだけに極めて幅の広い議論にならざるを得ないわけであり、すけれども、一つの危機管理としてはやはりそういった極めて厳しい実態があるという割り切りをせざるを得ないのではないかと、うに考えております。

さて、そういった意味での一種の緊急避難的な政策をとらざるを得ない、しかしその向こうには我々の目的というものは健全で競争的な金融市場をつくることである、こういった二つの視点を踏まえて、今後、ぜひ皆様方に御討議していただき、たいというふうに思ひます。三つを三つ申し上げておきたいというふうに思ひます。

恐らくこれはある意味で皆さん既に、常に考えておられることだとは思ひます。常に考えておられることだとは思ひます。常に考えておられることだとは思ひます。

第一の点は、マクロ経済の運営、マクロの経済政策運営が極めて重要だという点であります。先ほどから御紹介している一つの不良債権の額、さらには必要な公的資金の注入額というものは、はつきり言ひまして株主に極めて敏感に反応します。極端に言えば、今何らかの理由で急に株価が一万八千円とか二万円になつたら、ほとんど大量の公的資金注入はしないで済むだろうということになります。したがって、公的資金を注入する政策的コストとマクロ経済を安定化して拡大させる政策的コストというのをはかりにかけて考えるべきです。これはその意味では、マクロ経済を安定化させて、御承知のように九八年度マイナス一・八％という新しい経済見通しの改定がなされたわけであり、すけれども、マクロ経済政策にかける政策コストというのをかなり払ふ必要があるのではないかと、うに考えられます。

しかし同時に、これをやると必ず何が起るかという、財政赤字が大変になります。財政赤字が大変になるというのは、長期的な課題もさることながら、私は短期的にも極めて大きな問題を引き起こす可能性があるというふうに思ひます。

具体的に言ひますと、日本国の国債に対する格付が下がるという事です。これはもう間違いなく下がります。国債の格付が下がると一体何が起るかという、これは日本国の何かメンツがつかれるとか、そういったたぐいの問題ではなくて、現実問題として金融セクターにおける調達金利が極めて明確に上がつてくると思ひます。どれだけ

公的資金の注入をしてマクロで支えても、金利が上がる、それだけでまた日本の金融部門は非常に大きな痛手を受ける。その非常に狭い板挟みの間に日本の経済は立っている。その意味では、大規模なマクロ経済政策を行う必要があると同時に、財政赤字を将来的にどのようにコントロールしていくかということについては、同時に極めて責任のある案を示していく必要があるということだと思ひます。これが第一の点。

第二の点は、我々は今とすれば銀行の問題としてこの問題を扱ってきた嫌いがありますけれども、銀行の問題というものは、これはある意味で実体経済を映し出している単なる鏡にすぎないという点があるわけです。不良債権問題、銀行が不良債権を抱えているというものは何を意味するかという、その向こう側にお金を返せない企業がある、お金を返せない産業があるということ。この実態がなくならない限り、実は日本の経済問題は何も解決しないということになる。

そのための施策というのが、実は当面はこれが銀行という一つの鏡に映し出されて今日の不良債権問題、金融システム不安ということになつていくわけですから、その先にある土地をどのよう動かすのかとか、もう明らかに構造不況的に見られる業種をどのように立て直すかなどという根本的問題こそが実は重要であつて、不良債権の処理や公的資金の注入は単なるその入り口にすぎないということであらうかと思ひます。これが第二の問題であります。

第三の点は、実は銀行がここまで大きな問題になつた最大の理由は、日本の銀行が大きい過ぎるという基本的な問題にあります。日本の銀行の貸付残高を合計して単純にGDPで割りますと、一・三倍ぐらいの大きさになるはず。これは、アメリカやヨーロッパ諸国では大体〇・四倍とかそのぐらいですから、日本の金融部門は明らかに肥大化して、そこが弱つたためにこういう今日のよう問題が起きている。銀行以外の代替的な金融

ルートを急ぎ整備しないとこの問題はやはり解決しない。銀行部門が肥大化しているわけで、これがある程度小さくしていくことが中期的には見通されるわけですから、その意味では少々の公的資金注入を行ってもいわゆる貸し渋りの現象というものは簡単にはなくなるらない。それに対処するためには新しい金融ルートを急ぎ整備しなければいけない、その問題が出てくるというふうに思います。これが第三点であります。

いずれにしても、一九九〇年のバブルのピークから比べて、我々の社会は千二百兆円の資産を失いました。しかし、気がついてみると大変不思議なことでありまして、国民の平均的な生活水準は一九九〇年と今を比べると、国民の方が高くなっています。千二百兆円の資産を失った社会で国民が生活水準を上げているというのは、実はやはりこれはマクロ的に見るとどう考えても奇妙なことであって、つまりまさにバブルの清算、損出し、損切りというのを先延ばししたのが今日の姿になっている。その痛みをやはり国民全体が厳しく自覚しなければいけないということではないかと思ひます。

ありがとうございました。(拍手)
○委員長(坂野重信君) どうもありがとうございました。

次に、西崎哲郎参考人にお願いたします。
○参考人(西崎哲郎君) 西崎でございます。私の肩書はケーピーエムシーフィナンシャル・サービス・コンサルティング理事長と、まことにもってわかりにくい名前になっているんですが、これはアメリカのビッグシックス、世界のビッグシックスの一つのKPMGピートマーウィックがつくった直轄のコンサルタント会社ということです。

きょう、私が著名な御先生方にまじって呼ばれたのは、多分、例の早期是正措置とか、これは私が部長をやった基準をつくったんですが、あとディスクロージャーの作業部会長とか、金融関係、金融制度調査会ですと二十年近くやってきまして、そういったこともあって呼ばれた

のではないかと思います。
実は、ここへ来る途中タクシーに乗って、きょう国会の金融委員会を参考人と言ったら、タクシーの運転手はよく知っていて、ラジオの中継を聞いています。それで、あそこはもう大変重要なことをやっているようなのでひとつ頑張ってくださいと言っている。大変国民の中で期待が高いようで、その委員会で意見を述べさせていただく機会を得まして、大変光栄に思っております。

今度、金融再生関連法ということで法律が成立して、それによって本格的な破綻処理スキームが確立した、野党案を基礎に自民党の案も入れて、それで、なかなかこれまで本格的な破綻処理スキームというのはできなかったわけですが、ようやくそれが確立したということは大変高く評価できると思ひます。

しかし、問題は、破綻処理スキームと同時に一部破綻前スキームも入っているわけですが、もつと根本的な破綻前処理も含めた金融システムの破綻を、個別金融機関あるいはシステム全体、それをどう未然に防いで金融機関を健全化させるか、金融システムの安定を図るか、そのためのつまり事前措置といいますが、これが極めて重要であることはもう疑う余地もないわけです。

これについて本日、自民党から国会に健全化緊急措置法案ですが、提出されたということで、私はまだ内容を見ていないんですが、いずれにしてもこの破綻処理スキームとそれから健全化対策というものは、これは車の両輪で、どちらが欠けても全体としての安定は期待できない。この国会で、与野党協議の中でさらに実効性のあるそういうスキーム、法律が成立することを、しかも早期に成立することを非常に期待しております。

大所高所、あるいは基本的な分析、これは省略しまして、今度成立します金融再生関連法、それからこれから検討される健全化法案、それについて若干問題点を述べさせていただきますと思ひます。

金融機能再生緊急措置法、これは今も言いましたように破綻処理の原則を非常に明確にした。それから、破綻処理スキームとして、野党案の特別公的資金に加えて金融機関による管理、それから業務承継、承継銀行制度、こういう三つの選択肢が入って破綻処理方法が非常に多様化したという点。それから、破綻前の処理、さっき言いましたけれどもこれも含まれている。それから、資金援助、この道も開かれているということで、大変私はワカブルなものになったということで評価しております。

ただ、問題は、これをどう運営していくかというところが非常にポイントで、特に金融再生委員会の機能、位置づけが非常に重要になってくると思います。実際、破綻処理の場合、これはある程度事前から把握しておく必要がある。さらに、例えば国際的な異変とかそういう突発的な事態が起きてくるかもしれない。そういったことに効果的に対応するには、情報収集あるいはいろんな金融情勢の分析、さらに今度法律問題も入るわけですから、金融についての専門的な知識とか、あるいは金融再生委員会の下につく金融監督庁の監督・検査能力の向上、こういったものが非常に要求されるわけです。

したがって、細かい点は省きますが、三条委員会という制約を超えてこの金融再生委員会がどうワカブルなものになっていくか、それで機動的な対応策、これをどう打ち出していかうかという点で、まさにこの法律を生かすも殺すも運営にかかっているというところがあると思ひます。

一点、大蔵省との関係になるんですが、今度の金融再生委員会の設置法を見ても共管という部分があるわけですが、こういう今の危機的な状況のもとで最大限に効率的にやっていくとすれば、大蔵省の人材、それから蓄積した情報、これは要するに国民の税金で賄ってきたものですから、今大蔵省はめめためで、何か顔を出すとぶつたかたかというところで引込んでいこうとするわけです。

も、これを活用しない手はない。大蔵省との提携といいますが連係動作というか、これはこの危機的な状況では非常に必要だということを強調したいと思ひます。

次に、早期健全化対策の方ですが、自民党の法案を私は読んでいないんですが、要するにポイントには銀行の資本増強をどうするかということ、過少資本銀行に対する公的資金の注入、これは優先株あるいは普通株といる段階に応じて分かれているわけですが、その最大の問題は、まずこの前提として、早期是正措置の強化も含めて自己査定を厳格にやらせる、それから引き当て、償却を適正にする、特に第Ⅱ分類も含めてですね。それによって当然自己資本は減少して行くわけですから放置しておく信用収縮が起きる、これをどう公的資金の注入によって防ぐかということだと思ひます。

その場合に、今の考え方ですと、要するに申請方式になっているということですね。当事者の申し出によるか、あるいは強制するか、これをめぐっている議論が行われているんですが、私は基本的には本当は強制すべきだと思ひます。しかし、強制するといつても技術的な問題も含めて無理がかかるようなものです。そうすれば、結果的に強制されるようなそういうスキームをいかにつくり上げるかということだと思ひます。

ですから、これは当然第Ⅱ分類の引き当てと関係してくるわけで、例えばアメリカではⅡ分類のうちサブスタンダードという範疇は平均で一五%引き当てしているわけですが、日本の場合、Ⅱ分類の細分化ということが議論されるようですね。でも、細分化してアメリカ方式をとるか、あるいはなかなかこの細分化というものは実は難しいので、そうすると一般貸倒引当金として、これまでは無税ということで〇・三%だったのを五%とか一〇%とか、これは例えば大手銀行と地域金融機関を分ける必要もあると思ひますけれども、分子の一部算入を認めるとかですね。いずれにしても、そういったⅡ分類の引き当てを一体どうやって

ていかという問題と連動するし、それからもう一つは罰則ですね、経営責任をどうするか。

経営責任については、最終的に経営責任を追及するのは当然です。国がやらなければ株主が当然これはやるべきことなんです。今の時点で並行してやると結局申請に走る。つまり、分母の圧縮は別に違法にならないわけですから、そのために強烈な信用収縮が起きてくる。都市銀行で十兆円と言われています。

したがって、当面の資本注入とこの経営責任の追及というのは切り離して、経営責任の追及というのは一定期間後に徹底的に行う。これは、今度の緊急再生措置関連法でも第三者委員会による例えば自己資本をなぜ毀損したかも含めて責任追及することになっていきますから、切り離して、とにかくこの際、角を矯めて牛を殺すことは、これはせつかくのろんなスキームができて実効が上がらないというふうに私は思います。

あと、ディスクロージャーの問題は省略いたしまして、地域金融の問題について本場に一言だけ。

現在、議論されているのは主として大手金融機関ということで、これはやっぱりマーケットとの関係では大手金融機関が対象になると思うんですが、地域金融機関をどうするか、これは非常に大きな問題です。もともと地域金融機関は例え協同組織をとると初めから要注意先権を握っているようなもので、この処理を誤ると地域金融が崩壊しかねないということ、地域金融機関対策をどう考えるかということ、をぜひ委員会でも検討していただきたいと思います。

最後に、先ほど竹中先生が百兆円でもとっしゃいましたけれども、私も同様の認識を持っています。不良債権の処理から金融安定化に五十兆円、既に三十兆円近くはもう確保されているわけですが、それから景気対策の方も例え五十兆円、合わせて百兆円。景気対策は二十兆円近く、これも約束しているわけです。いずれにしても、二〇〇一年四月からペイオフに移行するという前提

で、九九年、二〇〇〇年、両年度かけて、本年度から、これだけの規模の思い切った公的資本の投入というのは必要だろうというふうに思います。

以上です。ちょっと超過して申しわけありません。(拍手)

○委員長(坂野重信君) どうもありがとうございます。

以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わりました。それでは、これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○三浦一水君 自由民主党の三浦一水でございます。きょうは三人の参考人の皆様方には、本場にお忙しい中、急な要請におたえをいただきまして、心から感謝を申し上げます。日ごろ金融あるいは不良債権の問題につきましましては現場の中で、あるいは政策に本場に多大な貢献をいただいたという皆様方でありまして。きょう、このようにいろいろと参考意見が聞けますことは大変光栄なことだと存じております。

私自身金融は素人でございまして、地方の出身であることも付言しておきたいわけでございますけれども、何と申しまして本場に厳しいなと思うのはこの経済の状況でありまして、景気の動向であります。地方におきましてはパブルの影響も、それで非常に大きな利益を得たという人も少なかつたわけでありまして、逆に崩壊後の影響というものは大都市に比べて少ないというようなことが数年言われておりました。しかし、この二年ぐらいを見て私なりに感じておりますことは、本場に地方の隅々までこの厳しさというのがしみわたってきたのではないかと感じております。

卑近な例で申しわけないんですが、昔は田舎の町で一杯宴会をいたしまして、そして二次会でも行くと大抵いい気分になりました。帰ろうかというときにはタクシーを呼んでいたものなんです。ところが、最近はそのタクシーがなかなか呼べな

い。かみさんに手間をかけても、田舎のことです。から、家から車を出して迎えに来てもらう、そんな状況が続いている。車内では夫婦の会話も弾むんでしょうからそれはそれでいいとしても、ただこれがタクシー会社でありますとかあるいは代行運転の小さな業界でありますとか、このようなところでは本場に死活問題となっているわけでございます。

一方で、農業等の現場におきましても非常に農業生産物の売り値というものが下がってきております。私は熊本県の出身でございますが、新聞あるいはテレビ等で話題にもなっておりますけれども、イグサの価格が非常に下落をいたしました。これはとりもなおさず住宅の着工件数が非常にこの数年減ってきている、このことから豊の需要が伸びないというところであります。そのようなことから自殺者まで続出しているというようなことでもありますけれども、これがまた農家所得が減少する、伸び悩むという中で地方経済への悪影響と、非常にその辺に懸念を抱くわけでありまして。

これは経済対策、不況対策というようになりまして非常に範疇の広いことではありますけれども、きょうは本場にいろいろな面でも御苦労いただいている参考人の皆様方でございますので、参考人として何かヒント、アイデア、そのようなもので一言二言、どうすべきかということ、をまず冒頭にそれぞれお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(中坊公平君) 私の方は、率直に言って不良債権を回収するというところであります。先ほど申し上げましたように、債権回収というのは血の固まっていたのを取り除くことですが、同時にそのこと自体が一方においてへまをする、血管そのものを破るおそれもある、そういう点に配慮しつつ、しかも強力にやらないといけない。そこは基本的にやはりきめ細かさが必要で、何でもかんでも法的措置がよいということには決してならない。世の中には急がば回れという方法があります。私自身も事業者ローン債権に当たりまして、できる限り本人を生かすつ、

しかも回収していくというものを具体的に指示してやっております。先ほど三番目にも申し上げましたようなきめ細かさ、全体を洞察する視点から回収を行っていくか、せつかく血栓を取り除くという大きな作用があっても、へまをする、と血管そのものを切りかねない、このように点に配慮をしつつやらないといけない、このように考えて現場ではやっておりますし今後もやっています。このように考えております。

○参考人(竹中平蔵君) 先ほどの意見陳述の中でお話しさせていただいたこととダブるのでありますけれども、やはり何段階かに分けた政策の対応を考える必要があるんだというふうに思います。

まず、極めて短期的な対応としては、二つのことをぜひ実現していただきたい。これは先ほど申し上げましたように、銀行部門全体が今や実態的な意味で債務超過であるというその厳しい認識に立って、大量一括の公的資金注入をこの際緊急避難として行う。これはもう緊急避難です。しかし、これは緊急避難でありますから、基本的な問題の解決ではありません。

もう一つ、その緊急避難を容易にするための思い切ったマクロ経済政策をとるということだと思っております。例えば一つ言いますと、大規模なある程度のマクロ経済政策によって株価が上れば、それによって不良債権の実質的な額が小さくなるわけですから、公的資金注入額も少なくて済むという極めてダイナミックな関係があるわけですから、これをワンセットにするというのが短期の対策としてはやはり避けて通れないことではないかというふうに思います。

は千二百兆円の資産を失っているわけですから、これはもう生活水準を下げざるを得ないというよりは、厳しい事実があるわけです。今が大変だというふうに考えることもできるけれども、今までが実力以上の生活を国民はしてきたんだという面が実はあるわけです。これは私は学者でありましてから、あえてこういったちよっと突き放した言い方をさせていただいておりまして、皆さんはそうはいかないというのわかりますけれども、このパプルの損出し、例えば今の時点で欠損を全部出してしまったら、その欠損は将来にわたって繰り延べられるんだ、十年間繰り延べできるんだというように、例えばこれは一つの措置でありましてけれども、そういった措置を、問題解決を先延ばしにするのではなくて、一気に先に前倒しにしてしまふという政策が必要だろうというふうに思っています。

第四点としては、これはもつと長い話になりますけれども、やはり二十一世紀型の競争社会にふさわしいインフラをつくらなければいけない。これはもう自己責任、競争というのは原則になってござるを得ないわけですから、同時に、その裏返しとしては、個人が安心して暮らせるセーフティネットというのが残念だけれどもないわけですね。どこの金融商品がいいか悪いか自分で選びなさい、それが自己責任だと。私はもうそのとおりだと思ふんですけれども、ではそういったこの商品がいいか悪いかを判断できるような材料、つまり情報があるのかというふうになると、情報開示はやっぱり不十分だ。それが私が申し上げるセーフティネットとしてのインフラだと思ふんです。

情報のないところで自己責任の果たしようなどないわけでありまして、その緊急の対策とある意味では非常にトレードオフの関係にありますけれども、そういった長期の競争社会にあふさわしいセーフティネットづくりというのを、少なくともそれに着手するということが必要ではないかと思ひます。

○参考人(西崎哲郎君) 竹中先生のとほとんど同じなんです、ともかく今の日本の金融機関について、例えば海外で見れば、先ほど申しましたように早期は正措置を導入して自己査定、引き当て、償却、自己資本比率ということで、これはつくったときのあれでは正確にこれが行われるという期待だったわけですが、これは一切信用しないということですね。銀行自身による自己査定は信用できない、公認会計士によるチェックも信用できない、検査・監督当局の検査も信用できない。だから、何をやっても信用できない。この一番の中心部門は、結局不良債権の分類と、それに対して正確に引き当て、償却をしたかどうか、これをばっちりさせない限りは信頼できないわけです。ですから、当面のまず緊急策としては、さっき言いましたように特にⅡ分類を中心に適正な引き当てを積み重ねて、それによって当然自己資本は減少するわけですから思い切つて注入する。これも一挙に、一斉にやるということが非常に大事だと思ふんです。これがよくあるとします、一時的には今マーケットは好感しているようだけれども、しかしまた同じことでロスが大きくなる一方である。

もう一つは、やはり景気対策、つまり金融不安と景気の落ち込みというのはまさに今スバイラル的に運動しているわけですから、景気対策の面でもやっぱり思い切つた対策を講ずる。これはすぐ財政赤字の問題に連動するわけですが、しかし二〇〇一年四月というのはいろいろな意味で、この法律も二〇〇一年三月までということですし、ここで本間にペイオフができて日本経済、金融も安定化し、経済も回復軌道に乗っていく、そこまでの道筋をつけるかどうかというその時限的な対策として、ですから思い切つたこの際景気対策もやるべきだというふうに思ひます。

○三浦一水君 ありがとうございます。
西崎参考人にちよっと個別にお尋ねをしたいんですが、このような不況というの、私は四十四歳でありますけれども初めてのような気がします。

す。それと非常に特徴的なのは貸し渋り、去年は何だろかなと思つて聞いておりました。ところが、そういうものが身近にも非常に多く聞かれるようになり、私も政治にかかわっている立場ではよろず相談屋的なところが時々あります、そこにもいろいろな相談が来るような現況になっております。なぜ急にこのような現象が日本に起きてきたのか。金融素人として非常に不可解な気もするわけでありまして。そういう中に早期は正措置がとられまして、四月一日から今日まで経過しているわけでありまして。国内基準につきましては一年間の猶予といったようなこともあるわけがござりますけれども、実はこの面が大きな負担がひよつとするとあるのかなという感じもしているわけでありまして。

私は、金融機関としては非常に特殊でありますけれども、信用事業を営みます農協の理事をしておりまして。そういうことで見ておきますと、もう昨年の中間あたりから必死になってこの対応を各担当の職員はやってきた、そのことしかほとんど話が出来なかったというような状況でございまして。農協でありますから、最終的には一八%を超える自己資本率もある、確保している。むしろ農協としては貸出先は今も少ない、貯蓄率が低いといったような現状であるわけがございしますが、これはいろいろな各金融機関において一緒の現象であるかと思つておられます。そのときに、我々も貸し渋りの対策につきましては、先般十月一日から施行ということで信用保証の拡大といったような措置もとらせていただきました。

ちよつと実例を聞いてみましたら、熊本市では四十ほどの申請が行われている、市としてもそれを認定する方向だと。そういう実績も上がつてつあるかと思つたわけですが、私はどうしても根本的なことというのにならぬと、BIS規制に対応した早期は正措置の導入ということがこの貸し渋りということにつながつてきているのではないかと。

をいただきながら創設させていただきました制度でありますので、その背景を一番よく御存じかと思ひます。その点、御見解をいただきたいと思ひます。

○参考人(西崎哲郎君) この早期は正措置というのは、一昨年の暮れに検討会で基準を出して、それでさらに去年六月にそれをまた精査して、去年の中間決算から試験的に導入したと、大手銀行です。それで、ことしの三下期から正式に導入した。

なぜ早期は正措置の導入を決めたかという、つまり日本の金融機関のバブルの崩壊に伴う膨大な不良債権の集積、要するにリスク管理体制ができていなかったという一語に尽きるわけですね。

しかも、護送船団行政ということですから保護されるというその安心感の中に、例えば金融機関にとつて貸出資産をどう査定してそのリスクを格付けするかというところは基本的な仕事なんです。それで、欧米の金融機関ははるか前からこれを行つてきている。日本の金融機関は、それも銀行によりけりだけれども、それから引き当てというところ、無税引き当てでやってきたということ。これでは、日本の金融機関に対する信頼が、そういう形で日本の金融機関が運営されると危なげでしようがない、世界的にこんなリスク管理体制ができていない金融機関は危なくてしょうがない。ですから、これを金融機関本来の姿に戻す必要があるというところでいろいろな基準をつくつたわけですね。

ただし、この早期は正措置というのはアメリカがひな形で、アメリカの場合は金融破綻を処理して金融が安定した段階から二年間の準備期間を置いて、九一年に決めた九三年から導入したんです。欧州はまだやっていないんです。日本は金融不安と不況の中でこれを導入する。

ですから、当然貸し渋りは起きるだろうということ、検討会の答申もこの貸し渋りの問題に触れているわけですが、予想以上にそれが拡大したということ、全く私も予想していなかったほどこれが拡大したというのは、まさに去年の春以降

の経済・財政政策のミス、この影響が極めて大きいというふうに私は思います。大体一九九六年の日本の成長率は四％、OECDでトップ、それで樂觀して、つまり逆ブレイキをかけたということによって、本当はもう少しソフトランディングできるはずだったのがたんときたということも非常に私は大きいと思います。

○三浦一水君 重ねてお尋ねしたいと思うんですが、日本の金融の特徴というのは、銀行経営の間接金融の比率が非常に高いということをよく言われておりますし、もう一方では、リスクウェイトについて考えますと、大企業も巨大企業もあるいは零細企業も同じような扱いであるというような問題点というべきものがあるように感じております。

私は、このような中で、中小企業信用保証のリスクウェイトは一〇％といわず〇％でもいいんじゃないか、そのような感じもしますし、当のアメリカにおきましてもこの早期は正措置についての見直しの議論というものがにわかを高まっているというような話も聞くわけでございます。

この辺を踏まえまして、この早期は正措置を見直していくようなことが将来必要なのかどうか、その辺について重ねて所見を賜りたいと思います。

○参考人(西崎哲郎君) 早期は正措置の見直しは、これは基準を決めたときに答申の中でも二〇〇〇年度までに見直すということにしています。アメリカでも今、主として自己資本比率の見直しが行われているんですが、自己資本比率だけ高ければ銀行は安全ということはないわけですね。これは資産内容によって非常に左右されるわけです。自己資本比率をアメリカは下げるというんじゃないで、アメリカは今一〇％超ですが、自己資本比率以外のいろんな基準を考えていく必要がある。

それから、アメリカの場合、金融機関の内部統制、自己査定、リスク管理、引き当て、償却、こういったクレジットプロセスと言っているんです

が、これはかなり完備されてきて、アメリカの場合は不良債権が起きるとすぐ償却しちゃうんです。マーケティングで非難されるとすぐ償却。そのアメリカのそれぞれの金融機関のガイドラインを基準にして、それでガイドラインに合っているかどうかをチェックするということ、そういう形で今修正しようという動きが出てくるわけです。

日本の場合は、これがある前の段階でまだ、つまり今の早期は正措置でつくられている自己査定、つまり分類ですね、資産分類、引当償却、チェック、検査、それによって透明なバランスシートをつくるという結果として自己資本比率が出てくる。このプロセスは、これはむしろますます強化する必要がある。ただ、それに対する自己資本比率基準を割った場合のペナルティー、あるいは逆に言うところの公的資金の注入、それについては私は大手銀行と地域金融機関との間で差があつて当然だろうと思ひます。地域金融機関は初めから大手銀行がとらないリスクをとっているわけですから、II分類をとっているわけですから、大手銀行と同じような基準でそれを処置すれば地域金融は崩壊するというふうに思ひます。

○三浦一水君 もう一点、西崎参考人にお尋ねしたいのは、我々の地域の中におきましては、信用金庫なり信用組合なり地域の金融機関というものが非常に重要な役割を果たしているわけですから、いよいよ大金融機関により視点を当てる論議になつていくかと思ひます。その辺を簡潔に、西崎参考人、将来あるべきことのないいわゆる組合金融機関の姿というものにお触れいただければと思ひます。

○参考人(西崎哲郎君) 地域金融機関といつても、第一地銀、第二地銀、協同組織系、つまり信用金庫、信用組合、それから系統その他たくさんあるわけですね。ただ、言えることは、日本にとって中小企業金融、あるいは地域金融、それから地域経済の活性化、これはこれまでも主として地域金融機関が支

えてきた、大都市の場合は別ですけども。それから、今後の二十一世紀の地方の時代と言われるのを考えれば、いよいよ地域金融、地域経済の活性化、これはもう非常に重要になってくる。アメリカの場合は地域再投資法というのがあつて、これは黒人に対する融資とかみんな含めていんですが、地域から集めた金の一定部分は地域に戻すということを義務づけているわけです。日本はそれがありません。

いろいろな方策があると思うんですが、時間がもう限られていまして、いすれにしても私は特に協同組織系、これは自己資本の充実策も非常に限定されているわけです。協同組織系金融機関については、大銀行はもちろん、株式会社金融機関と比べてやっぱりいろいろな配慮をすべきだということに思ひます。どうも時間のせいで細かく言えませんので。

○三浦一水君 中坊参考人に幾つかお尋ねをしたと思ひます。

金融再生法案の中で、日本版RTOを中坊社長としてどのように見られているか、これを一点お伺いしたいと思ひます。関連をしまして、中坊社長がこれまでマスコミ等を通じていろいろ御所見を発表されておられますが、株式会社形式に非常にこだわられているというように、あるいは回収部門との統合を行うべきだということ、それから五年間の時限措置という問題については、これは削除すべきだといったような御要望をなさっているかと思ひます。

この点も含めて、日本版RTOのあるべき姿といたことで御所見をいただきたいと思ひます。○参考人(中坊公平君) それでは、三点にわたってお答え申し上げたいと思ひますが、まず整理回収機構、日本版RTOというものの、今回の法案でも株式会社というふうにしていただいておりますが、私は大変結構なことだと思ひております。私たちの方もそのようにお願いをいたしました。なぜ株式会社ということをお願いしたかといいますと、理由は大きく分けて三つあります。

その一つは、債権回収というのは単に物をお金にかえるというほど単純なことではないんです。先ほどからも申し上げておりますように、より個別的な案件にきめ細かく対応しないといけない。ある場合には、むしろもう少しお金を貸したり、あるいはゆがんだ土地をちゃんと直したり、あるいは暴力団をちゃんと追い出さなければならぬものにとりか、いろいろな柔軟なことが求められるわけでありまして。そういうことをやるという形からいえば、柔軟な形ということになりますと、やはり民間の会社でないといふが悪いというのが一つであります。

その過程の中では、当然これからのいろいろな事態が発生して、人もふえたり減ったりしないといけない。そういうような場合に、一つの公法人になつてまいりますと定員の方等に縛られる問題点も生まれてきます。要するに、柔軟に対応するためにやはり民間会社の方にすべきではないかと思うわけであります。

二つ目には、いわゆる効率的な経営ということ。考えた場合には民営でありまして、会社の経営者というものは株主に對しては包括的な責任を持っております。しかし、どうしても公務員になりますと一つ一つの行為について上の決裁を得なければならぬということになりまして、その意味においては効率的自立という意味からいいますと、やはり民間会社の方がいいのではないかとと思つたわけであります。

三つ目には、公法人にしてはという御意見も、要するに現在強力に債権回収をするに当たつては、いわゆる預金保険機構が今お持ちの特別調査権、このものをあなた自身が持つことになる必要があるのではないのでしょうか、持つとなれば当然のように債権者平等の原則を排することになるの、そのために公法人化ということも必要ではないかろうかという御意見であります。

しかし、きょう現在、我々はその特別調査権を持っております。しかしながら、預金保険機構がお持ちでございますと、その預金保険機構と現

るに第Ⅱ分類に対して一五%から二〇%ぐらいの引き当てを行つていってというようなことを積み上げていくと、実は私は、大手十九行だけでも二十五兆円ぐらいの公的資金注入がないとしかるべき資本比率を維持できないのではなかつたかというふうに思います。大手十九行だけで二十五兆円であるということから判断して、日本全体で見ると四十兆ないし五十兆円という額が出てきても不思議はないですねというような判断です。

もちろん、これが将来本当に百兆円になるかという点に関してはだれも自信がない、それはよくわからないわけでありませうけれども、わからない

いからこそ一括です大きな枠を設定しておくことが必要なんだ。

これはある財界人のお言葉でありますけれども、例えばこれは一種の戦争状態なんだ、戦争において最もまずい作戦というのは、小出しに兵力を投入していったん戦争に巻き込まれていくことが一番損なんだ、残念だけれども日本の今のまでの経済政策一つとってもそうなっていた可能性はある、その意味ではやはり一括が必要であるということであります。

健全化のスキームそのものについてでありますけれども、私は、一括投入した上で、その上でモラルハザードを起こさせないようにするための非常に厳しいインセンティブをいかに与えるかということだと思ひます。

このインセンティブの与え方については、これはちょっと短い間では議論できませんけれども、例えばこういうやり方がある。自己査定を行ってもらって、自己査定に基づいて一括資金注入を行うけれども、その自己査定が違っていたらそれについては厳しいペナルティーを科するということがあるならば、要するにこれまでのようないわゆる実態的な帳簿隠しはできないということになる。

もう一つは、出したお金はこれはいつかは返してもらわなきゃいけないわけですから、その返し方についての厳しいルールを設定しておく。そうすると、これはもし返せないということになると、全く公的の管理に移りますよ、実質的な意味で清算過程に入りますよということでありますから、これはもう銀行職員一丸となって物すごい厳しいリストラをやらざるを得なくなる。これが基本的な物事の考え方であらうというふうに思ひます。

最後に、日本リースの話が出ましたけれども、個別の案件そのものについて、これは私見でありますけれども、個別のリース会社そのものに対して債権放棄をして、その部分を公的資金で注入するというようなイメージを国民の多くは持ったわけですから、これはやはり筋が通ったんだと思ひます。

す。

その問題の根底にあるのは、日本リース云々という問題ではなくて、要するにこういうことである。飛べる鳥と飛べない鳥がある。これは銀行で、存続可能な機関と不可能な機関がある。存続可能なものについては、今思い切つて資本注入してこれを再生しようというのが健全化スキームの基本的な考え方です。しかし、飛べない鳥、存続不可能なものについては資本注入を行おうとする、これは国民は当然のことながら反発する。

つまり、こういうことです。これはそうするともうソフトランディングではなくて、飛べない鳥を無理に飛ばすというのはネバーランディングだと。ネバーランディングすると思はずデスとかクランジュランディングするというのがマーケットのやり方論理であります。それから、もちろん個別の銀行の名前でもありませんけれども長銀が飛べない鳥かどうかという判断は、これは厳密にはわからないわけでありましてけれども、マーケットの多くはどうもそう判断していたようだ。そういった中で日本リースの問題が個別具体的に出来たわけです、今申し上げたような考え方に対していくべき問題ではないかというふうに思ひます。

○三浦一水君 今資本注入につきましては、重ねていく、一括的にというお話をいただいたわけでありまして、我が党の案で申しますと、八%以上の自己資本率のところに對してもそれは対象とすべきだといった案を出しております。

その点につきまして、竹中参考人の御意見を賜りたいと思ひます。

○参考人(竹中平蔵君) 基本的には判断基準をどこに置かうかということに関しては幾つかの考え方があるかと思ひます。私は、今の状況から考えると、八%というのはリスク資産に対する八%という考え方でありまして、もう少し厳しい基準を基本的には当てる方がよいと、今の日本の状況を考えるならば、そういった意味からいって、私自身は個人的には、そういった厳しい状況を設定してもう少し自己資本を厚くしておくため

の手厚い資金投入を行うということには賛成であります。

○三浦一水君 どうもありがとうございます。○内藤正光君 私は、民主党、新緑風会を代表して質問させていただきます内藤正光でございます。

本日は、中坊社長、竹中先生、そして西崎理事長におかれましては、大変お忙しいところをお越しいただきまして、本当にありがとうございます。私の持ち時間は三十七分、つまり十二時五十分ぐらいまででございますが、中坊社長にはおおよそ五分ほど、そして竹中先生については三十分ほど、そしてまた西崎理事長につきましては四分ほど、大所高所からの貴重な御意見をお聞かせいただきたいと思います。

まず、中坊社長にお聞きしたいと思います。中坊社長は、今日二日の読売新聞にてこのようにおっしゃっております。喫緊の課題である不良債権の処理がなぜ重要なのかといった基本的な点がわかりやすく報道されていないんじゃないか、このようにおっしゃっております。私も同感でございます。

せっかくの機会でございますから、改めてお伺いをさせていただきます。なぜ不良債権の処理が重要なのか、わかりやすく説明していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○参考人(中坊公平君) 最初に意見のときに申し上げましたとおりでございます。今不良債権を回収するということになりますと、かえって社会的な混乱を招くのではなからうかという意見等が現にマスコミでも報道されております。

しかし、全体として見たときに、不良債権の回収ということがそれでは貸し流しであるいは今のよう信用収縮とどうつながっているのかという点の明確な関係づけが明らかにされないまま報道されておるので、確かに我々の方といたしましては債権を回収しようと思ひますと、債務者は、そんなもん取ってもらわねばならぬと、そやからかなわんのや、嫌やと、必ずこう言う。そうす

ると社会混乱を招くんだと、こういう言い分が出てくるわけでありまして。そういうことに対して、今の社会的な病気になるております金融不安というものと我々の不良債権の回収ということを強力かつ緊急に急がなければならぬということとの問題点がもう少し明らかに必要があるのではありませんかというところをそこ書いたわけでありまして。

私としては、先ほどから申し上げておりますように、まさに不良債権が発生しておるといことは血管の中に血栓が生じておるのであって、血栓を早く取り除かなければ血が流れない、物が流れない、金が流れないわけですから、やはり強力な力を持ってこの血栓を溶かしていかないとイケない。そして血の流れを起してこそ初めて経済も金融も流れるのではないかと、こういうことを特に主張していきたい、このように考えてその欄は書いたものであります。

○内藤正光君 ありがとうございます。次は、不良債権についてお伺ひさせていただきます。

不良債権はいろいろありますが、中でも暴力団が不当に介入している不良債権がかなりあると聞いております。

そこで、社長にお伺ひをさせていただきます。これらの債権回収に当たって、現行法で十分対処が可能なのか、あるいはまた新たな法律が必要なのか、現場の第一線での経験を交えて社長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(中坊公平君) ただいまお尋ねになりましたように、現在当社が管理しております住宅金融債権管理機構の現場におきましても、本当に数多い物件にいわゆる暴力団の勢力、端的に言えば暴力団がいろいろ担保物件に傷をつけるわけですから、故意の傷でありまして、一番単純なのは何々組が占有しておるといふ看板を立てるのに始まりまして、架空の賃借権あるいは架空にお金を借りておった抵当権、その他のいろんなことをして妨害を行つておるわけでありまして。その人たちは、そ

の担保物件を処分しようと思ひますと、そうなたらわしちに落し前を払え、落し前を払え、それで許してやろう、こう言うわけでありませう。

仮に、大蔵省が発表なさっているように金融機関に八十兆兆の不良債権があると、それじゃその人に、妨害をしておる人に仮にその一割を払うといひましても、八兆円に上る大きな金が多やみの勢力の中にこれが入っていくわけでありませう。このことは、債権回収ができたとしてもい

わゆる二次公害がやはり発生するということを意味すると思ひております。

そういう意味では、我々は債権回収という目的を達成するだけでは足りなくて、先ほど言う手法が大事であつて、やはりやみの勢力とは手を結ばないで債権回収が可能なことにしなければならぬ、そういう意味では効率一点張りではないけな

いことであつて、さういふふうを考えてまいりまして、それではどういふ具体的なことかと申し上げま

と、一番は警察との連携であります。警察が本

に摘発してくれないことには暴力団にはたえま

せん。そういう意味では、警察との連携こそが一番ではなからうかと思ひています。

警察との連携ということとは、単純に言えば告発をますすることでありませう。告発をするというの

は正直に言つて手間がかかります。警察の方も正

直言つて余りこういう犯罪になれておられなかつ

た。そこで、今おっしゃるようになつた問題とい

ふことになりませう。御承知のように例えはこ

うような不動産について先ほど言う傷をつける

、そういういふことでは、けんかをして殴つて血が

ちよつと出ます。そうすると傷害罪になります。

傷害罪は十年以下の懲役で、五倍なんです。末野

興産のように財産を二千億も隠してもやはり二年

刑というのとは大抵長くて三年、短ければ二年であ

ります。

御承知のように、けんかをして殴つて血が

ちよつと出ます。そうすると傷害罪になります。

傷害罪は十年以下の懲役で、五倍なんです。末野

興産のように財産を二千億も隠してもやはり二年

刑というのとは大抵長くて三年、短ければ二年であ

ります。

御承知のように、けんかをして殴つて血が

ちよつと出ます。そうすると傷害罪になります。

モラルというものを考えてやっってください。な
ぜならば、先ほどもある出ておきますよう
に、金融システムが破壊されていくということの
ためには公的資金も導入しなければならぬ。こ
の受け皿となるだけの資格というものは、最低の
道徳ではなしにもっと高いモラルがあつてしか
るべきではなからうかと思ふのであります。い
わんや、自分の社員を向こうへやっった人がど
れほど困るかということを知り切つていながら、
なおかつ裁判を起こせ、裁判を起こさなければ
支払わぬという姿勢を堅持されていることに
対しましては、私は本当に激しい怒りと悲し
みを覚えておるものであります。

同じようなことが旧経営者に対しても言
えらるわけでありまして。私たち自身は率直に
言ひまして、例えば旧経営者の責任について
も、こういうことをした、しかし判断がちよ
つと甘かつた、間違つた、そういうものでは
少なくともあなたたちには我々が不正な案件
だとして請求するものではない。庭山さん
に対しては、あなたがなされた公私混同、別
の言い方をすれば背任的な要素がある案件に
絞つてあなたに請求をしているんですとい
うことを申し上げてまいりました。住友に
対しまして、その事実を言つたり重要な事
実をわざと隠したり、そういうようない
わゆる法律違反になるものだけしか請求
はしていませんといふことは言ひつけて
きております。

したがって、そういうことである中にお
いて、なおかつその責任を明確に認められ
ない。庭山さんにはそういう意味では少
なくともそれでは私はいふやうといふこ
とで、我々としても要するにこういう問
題にけじめをつける。私は三つのことが
どういふことかといふと、それは三つの
ことがどういふことかと思ふんです。そ
れは三つのことがどういふことかと思
ふんです。まずどういふ事実についてい
ふことか、二つ目には、損害額はど
うして出てきたのかを明らかにすること。
三つ目には、それをすべて

公にするということによつて初めてけ
じめはつけたいと思ふのであります。

そういう意味では庭山さんの件に
関しまして、三件を具体的に両方で
サインし、そして我々としては庭山
さんがいまだに返された退職金と、さ
かのぼつて三年間の月給の手取り分
というふうにして請求をしたわけであ
ります。

仮に住友との関係にいたしまし
ても、当然住友だけが悪いわけじゃ
ありません。そういうものを紹介を受
けた方の経営者の責任もあるわけ
であります。ですから、当然そこには
過失相殺が出てくるものだらうと思
つています。そういう意味における
話し合ひはしなければいけないと思
つております。

そういう意味でけじめをきつとつ
けながら、そしてそれをするのが私
をして言ひしめればやはり今の経営
陣にも求められるところではな
からうかと思つております。

そういう観点から、やはりモラル
ハザードの問題はこれから起る問
題ではなくて、今現に起きている問
題にどう対応されるのかといふこと
こそがむづかしい問題ではなから
うか、私はこのように考へてお
ります。

○内藤正光君 ありがとうございます。
時間の関係で社長に対して最後の
質問をさせていただきます。

今度、日本版RTOこと株式会
社整理回収機構が創設されるわけ
でございます。社長を初め住
管機構の皆様が培われたノウハウ
だとか理念、そういうものは大に
この新しい整理回収機構で役に
立つと思ひます。

そこで伺ひをさせていただきます。
この整理回収機構の創設に向けて
社長から何か有意義なアドバイス
等がございましたら、体制ある
いは人員、いろいろな理念等、
アドバイスがございましたら
お聞かせいただけますか。

○参考人(中坊公平君) お答え
いたしたいと思います。思ひ
ますが、まず私は先ほども少し
申し上げましたように株式会
社にしてほしい、民間会社にして
ほしいといふことを言ひました
のは、やはりいかなる

ことをやりましても社員のイン
センティブが必要であります。その
ためにはやはり自立、いわゆる
自分で収支が償ふといふことで
なければいけないのではなから
うかと思つております。

現行法のままでは、整理回収
銀行もまた住宅金融債権管理機
構も、自分の方が例えば二
次ロスをだしても、要するに無
限大に国の補助が出ることに
なつております。このような
ものはいかにならうか。

我々は今のところ収支相償つて
やつてきております。それがゆ
えにこそ社員はまた頑張るの
であります。私としては、この
新しい会社社の基本指針なる
ものが今出されておまして、
その中で、この新しい整理回
収機構が自立経営を旨とすべ
しと。そのためには、我々が
収支といふもの、この整理回
収機構がこれからの仕事をな
さっていくのか、そういう点に
ついて特別な御配慮をいただ
くことを考へております。

○内藤正光君 社長、ありが
とうございました。では次に、
竹中先生に三ほど御質問を
させていただきます。まず第一
点、金融機関の破綻の定義に
ついてでございます。

預金保険法ではこのように定
義されております。業務もしく
は財産の状況に照らし預金等
の払い戻しを停止するおそれ
があること、または預金の支
払いを停止したこととなつて
おります。それに対して金融再
生法案では、このことに加
えて、金融機関がその財産を
もつて債務を完済することが
できない場合、つまり債務超
過でございます。

このことを含んだ上で、先生
は金融機関の破綻の定義をど
うするべきで、明確な具体的
な数値も挙げてお教えたいた
だきたいと思ひます。

○参考人(竹中平蔵君) 私は
法律の専門家ではありませ
んので、その法律上の定義云々
について聞かれましたもほと
んど答へるキャパシティはあ
りません。ただ、現実の経済の
実態に照らして少し意見を
申し上げさせていただきます
とすると、破綻はなぜ困るか。
実は、一連のこの一月ぐら
いのいろんな議論を聞いて
いて私が非常に感じたのは、
破綻という言葉が実にさま
ざまな形で使われていたとい
ふことだと思ひます。我々
にとって一番困る破綻とい
うのは、マーケットの中に
はびこつておかれて、具体的
には北海道拓殖銀行や山一
証券のようにマーケットの
中で立ち行かないような形
になる、これは資金繰りが
つかないということが現実
ですけれども、それが現実
的な意味での破綻になりま
す。そうなる可能性がある
場合には、これを事前に政
府はやはり管理する形に持
つていく、そうすること
で政府は二次的な意味で破
綻と認定するといふこと
にならうかと思ひます。さ
ういふ意味では、マーケッ
トの中にさらされてやつて
いけない可能性が非常に
強い場合を法律上破綻とい
ふにすべきだといふふうに
考へます。

そのような意味でいいますと、
政府が破綻を認定するとい
ふのは、これは法律の問題
でありますから、少し矛盾
する点も出てくるかもしれ
ませんが、現実にはマーケ
ットの実際の状態に照ら
して、これはもう立ち行
かないといふ実態的な判断
を金融当局が出してきた
場合の裁量性といふのは、
私はやはり残しておくべき
だといふふうに考へます。
そのような意味では、その
破綻の定義が少し広がつた
といふことは、私は評価す
べきだといふふうに考へ
ています。

なぜかといふことを言
うかといふと、我々経済
学者は、ルールに基づいた
行政をし、裁量を残して
はいけないといふふな
ことを常に言つてき
ました。今申し上げて
いることは、少なくとも
表面上は極めて矛盾
していることを言
つてゐるわけであ
りますけれども、し
かしながらアメリ
カやヨーロッパの
金融行政を見て
いる限り、明確な
ルールはつくる
わけですね。し
かし、いざ極
端な事態にな
つたときには、
金融当局は極
めて大きな裁
量権を發揮し
ているといふ
ものもこれま
た事

実だと思ひます。これは最近のアメリカのLTC Mの例なんかを見ても、それはもうある意味では金融にとってはやむを得ない一つの性格なのであるのか。

これはちょっと付言して申し上げますと、アメリカという国は私は大変おもしろい国だと思つてゐるんです。これは余談ですけども、要するに基本的には極めてマーケットオリエンテッドで、自由でルールに基づくことをやるというふうにいながら、第二次世界大戦のときの国内の経済のいわゆる統制の仕方を見ると、アメリカという国が一つ統制してゐるんです。日本は実は十分に統制できてゐないんです。そのような意味では、平常時におけるルール、マーケットオリエンテッドと、それと非常時における極めて大きな裁量というのがある意味で結果的には共存するようなシステムを持つておかざるを得ない、それが現状ではないかというふうに思ひます。

○内藤正光君 ありがとうございます。

次の質問をさせていただきます。
金融早期健全化法案で、過少資本行だとか、あるいはまた著しい過少資本行といった新しい概念が登場してまいりました。この過少資本行あるいはまた著しい過少資本行、その基準はどう定めるのが適当でしょうか、先生のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(竹中平蔵君) これも非常に難しい問題だと思ひます。今度の法案で書かれてゐる四％云々という基準は、一つのめどとして私は非常にわかりやすい支持できるものではないかというふうに思ひます。

ただ、これも法律の解釈の問題は私は余りできませんので、実態から判断すると、過少資本であるかどうかというのは何かというと、分母と分子の関係です。資本というのは分子なわけですが、それが何を意味するかというと、分母によつて決まってくるわけです。当面、経済の実態判断として非常に重要な点は次のような点だと思ひます。日本の銀行は過少資本であるというふうにつづ

と言われてきたわけでありまして、自己資本の実額を見ていただくと非常に低く、自己資本が低く、これは為替レートによつて若干違つてきますけれども、日本のトップ銀行の自己資本額というのはアメリカのトップ銀行の自己資本額をはるかに上回つてゐるわけです。日本の銀行というのは、自己資本の絶対額で見ると、世界でも類を見ないほど極めて大きな自己資本を既に持つてゐるという事です。

これは何を意味するかというと、貸し過ぎてゐるということでありまして。だからこそ、先ほど申し上げたように貸し付けの総額を単純に足し合はせるとGDPの一・三倍になる。自己資本は持っているだけだから、ある意味で非効率な貸し付けを行つてきたから、自己資本利益率を見ると世界の中でも著しく低い形になつていて体質改善を求められる。

そうすると、実態として何を申し上げたいかというと、日本の銀行はその分母であるところの貸付額をかなり長期にわたつて縮小していかざるを得ないだろうということなんです。したがつて、その実態的な自己資本云々という判断はその時々でもちろん重要になりますけれども、長期的には分母の貸し付けそのものを圧縮していかざるを得ないという実態に備へた議論の方がむしろ、過少資本云々という議論は短期的には重要で、過少資本中長期的にはより意味があるだろうということになります。

その意味では、私は今回の法案で定められた四％云々、八％という基準は極めて当面の措置としては合理的なものであるというふうに思つて、ぜひ支持させていただきたいと思つております。それ以外のよりマクロ的な中期的な措置ですね、具体的にはまさに先ほど申し上げた代替的な金融ルートに急いで開拓するということ、その議論の方にぜひ向かつていただければありがたいというふうに思ひます。

○内藤正光君 ありがとうございます。
では、先生には最後の質問をさせていただきます。

す。ただ、時間の都合で一分ぐらいでお答えをさせていただきます。と思ひます。

さきの小淵総理が訪米をされた際、クリントン大統領が、存続可能な銀行、英文のステートメントではバイアブルという発言がございました。そこで、存続可能な銀行、バイアブルな銀行とはどう解釈したらいいかというのが私の質問でございます。

債務超過でなければ存続可能な銀行なのか、自己資本が一から二％でも存続可能なのか、あるいはまた資本注入をしなければ存続できないような銀行でもこれを存続可能と言うべきかどうか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(竹中平蔵君) 御指摘のとおり、クリントンはまさにバイアブルという言葉を使つたわけですが、基本的にはバイアブルかノンバイアブルかという議論は金融問題を議論するときに極めて常識的な判断基準だと思ひます。

しからば、それをどのように判断するかというと、それは結論から言うと、先ほどまさに申し上げたように、実は実態的にはかなり裁量的な判断がなされてゐるということだと思ひます。実は自己資本が著しく少なくなつてゐても、これは将来に対する期待の優劣をどう見るかという問題でありまして、その問題を高く見るということであるならば、一時的な措置としてこれを存続させるということは私は可能になつてくると思ひます。逆に自己資本が今非常に高くても、将来の収益が極めて悲観的である場合は、その反対の解釈もあるであらう。

その辺は、実は極めて実態的な意味で金融当局の、これは恐らく金融庁ができるわけでありまして、からその大臣が実態的に判断する。その判断が間違つてゐるというふうに思ふならば、即座にその大臣をかえるということしかないわけですが、そこは金融という問題の極めて固有の性格として、将来をどう見るかという判断にかなりゆだねざるを得ないのではないかと、思ひます。

意味では、先ほど言ひましたような自己資本の比率と、それと債務超過云々というような問題をどこかで数字としては客観的な歯どめをつくつておいた上で、ある種の裁量権を認めるということではないかと思ひます。

○内藤正光君 ありがとうございます。
次は、西崎理事長にお答えをいただきたいと思ひます。

銀行の資産査定において、本来だったら第Ⅲ分類あるいはまた第Ⅳ分類に振り分けられるべきものが実際には第Ⅱ分類として計上されてゐる、そういう見方がございます。これについて西崎さんはどのようにお考えでしょうか。

○参考人(西崎哲郎君) 分類基準は一応ガイドラインがあつて、しかし特に第Ⅱ分類というのは一定の基準はないわけです。銀行によつてまちまちなんです。しかし、そういう批判が出るということと自体、つまり日本の金融機関の早期は正措置による資産分類、資産査定、それが信用できないんだという、この方がはるかに大きいと思ひます。

では、なぜそういう批判が出てくるかというと、資産分類の場合に、その金融機関はまず現場が査定して分類して、それを独立した内部のチェック機関でチェックし、それからさらに今度監査法人にかけてチェックする。つまり、このプロセスが信頼されてゐないというところだと思ひます。したがつて、信頼を回復し、もしあらぬうわさというのなら、内部統制のシステムをはつきりつくつて、これは外へはつきり公表できるわけなんです。

それから同時に、先ほど何回も言つた適正な引き当て、償却をしてゐるかどうか、これもはつきりさせる。そこへもつてきて、監査法人のチェックが、日本の場合、これも信頼度にいろいろ問題があるということですから、このプロセスを非常に厳重にする。そういうことによつて残念ながら徐々に回復していくしかないという状況だと思ひます。

○内藤正光君 ありがとうございます。
次は、分類債権の引き当て率について質問をさせていただきます。

ある銀行では第Ⅱ分類に対して一％、第Ⅲ分類に対して五％、第Ⅳ分類に対しては一〇％という引き当て率となっております。しかし、多くのエコノミストの皆様の意見はまたアナリストの皆様は、例えば第Ⅱ分類は二〇％、ちなみに民主党は一五％と言っておりますが、そして第Ⅲに対しては七五％、第Ⅳに対しては一〇％ぐらいが適当であらうというふうに言っております。理事長のお考えになる適当な引き当て率は何かほどのものでしょうか。

○参考人(西崎哲郎君) 第Ⅲ分類と第Ⅳ分類についての引き当て、償却、これは実は早期是正措置を検討したときの部会、その後公認会計士協会がつくったガイドライン、これはある程度できています。つまり、回収可能な担保それから保証、それを除いた全額を償却あるいは引き当てるということですね、第Ⅲ分類、第Ⅳ分類。

問題は第Ⅱ分類で、実はアメリカでもこの第Ⅱ分類の引き当て率というのは基準としては決まていないんです。金融機関の判断に任せる。しかも、アメリカの場合、サブスタンダードという金利、元本の回収に問題が生じている債権と、スペシャルメンションという注意していけば大丈夫だという区別をして、サブスタンダードについては大体一〇％から二五％、これは銀行の判断ですけれども、検査監督当局としては平均すると一五％、スペシャルメンションについては五％という基準です。

日本の場合、今の第Ⅱ分類を細分化してアメリカ式にするのがいいのかどうか、しかもさらにこれを義務づけるかどうかという統一的な基準、これはなかなか私は難しいと思うんです。

したがって、少なくとも細分化はいいと思うんですが、検査当局のガイドラインとして、私はやっぱりサブスタンダードについて一五％という水準は妥当だと思います。ただ、これを一般の引

き当てということになると自己資本が減耗しますから、さっき私が言った一般貸倒引当金ということとで済ませて、一部分子に算入を認めるという方法も非常に現実的なスキームとしてはあり得るんじゃないかと思えます。

それから、さらに言いたいのは、地域金融機関の場合マーケットとはそれほど直結しないわけですね。しかも、初めから第Ⅱ分類をとるという宿命があるわけですね。したがって、地域金融機関の場合はやっぱり引き当ては別に考えるべきだろうと思えます。

○内藤正光君 残り時間一分となつてしまいました。最後の質問をさせていただきますかと思えます。

金融再生法案では、金融機関に対してさまざまな反対圧力があつたわけですが、デイスクロージャーを義務づけたわけですが、デイスクロージャーの基準につきましても金融再生委員会が定めていくわけですが、ここで伺いたいのは、どんなデイスクロージャー基準を定めていくべきとお考えでしょうか、お答えいただけますか。

○参考人(西崎哲郎君) 簡単にお答えします。デイスクロージャーについては、今、大手銀行それから地方銀行も含めてSEC基準になつてきています。これはアメリカと大体同じです。

Ⅱ分類をデイスクロージャーせよと。アメリカもⅡ分類はデイスクロージャーしていないんです。Ⅱ分類というのは、ちょっとあれですが、つまりリスク管理過程、金融機関のクレジットプロセスの段階で、重要なのは引き当て、償却を十分に行っているかどうかというのをデイスクローズする必要があります。正確かどうかというところはちゃんと公認会計士、検査当局がチェックする。ですから、公認会計士についても、日本のように同じ公認監査法人がもう十何年も同じところをやっているということとはまず世界に例がないわけですね。カナダは七年でかえていますし、アメリカの場合は、個人単

位ですけれども、同じ公認会計士は六年以上やっちゃいけない。それからダブルで監査させる。だから、そういうクレジットプロセスのシステムがしっかりすれば、これは当然格付会社なりが全部判断するわけですから、細かい専門的なデイスクロージャーを一般消費者にするよりは、マーケットは十分それでわかるわけです。ですから、Ⅱ分類のデイスクロージャーの基準をどうするかというのは、とても短時間で簡単に言えませんが、そういう感じがいたします。

○内藤正光君 貴重な御意見をちょうだいいたしましたことに心から感謝をいたしまして、私の質問を終えさせていただきます。

○益田洋介君 益田洋介でございます。公明でございます。ありがとうございます。(拍手)

まず最初に、竹中先生に御質問をさせていただきます。先日、ある友人と話しておりましたところ、ニューヨークの連銀の若手スタッフが、もうこれ以上金融検査官の数を、今でも二万人いて、とても日本の金融監督庁の検査官の規模ではないわけでございますが、これ以上ふやしても質と量の充実という両面からは検査を厳密あるいは厳正にすることは望めないのではないかということから、いたずらに数をふやすのではなくて、自発的に各金融機関に自己申告をさせて、そしてもし申告の内容、プロセスに不備があつた場合には厳重なペナルティーを科すという方法をとったかどうか。これはプレコミットメントアプローチというふうに彼らは呼んでいるようでございます。

この提案をグリーンズパン総裁に報告したところかなり検討が進みまして、総裁はこの案には概アプルーブの姿勢を示すといつて、さらに具体的にどういうふうなこの方式を固めていくのかというところで、パイロットステディーということで、調査しない、金融機関自身に不良債権の発生の可能性を申告させる。毎年それをウオッチして、その発生の可能性を超えた分については議論を

し、場合によってはその場合でもペナルティーを科すというようなシステムで。

このニューヨーク連銀の若手のスタッフがロンドンに行きまして、後ほどまたこれは御質問させていただきますが、BIS規制についても、非常に商品が多様化しているわけでございますので、見直さなきゃいけないという議論の中で、この問題をバンク・オブ・イングランドの若手のスタッフに提案したところ非常に賛同を得て、今、米英両国の中央銀行においてこうした検査・監督方法が慎重に検討されておる。

一方、我が国では、金融監督庁に検査官は四百五、六十名ですが、だんだんふやしているといいますが、こうしたアプローチも我が国で検討されているのではないかと気が持ちがたいと思っておりますが、先生の御所見をお伺いしたいと思います。

○参考人(竹中平蔵君) プリコミットメントなアプローチについては、私も二週間ほど前に行きましてときに随分と議論を持ちかけられました。その意味では、今、益田先生おっしゃるとおりの一つの大きな流れになっているというふうに私自身も認識しています。

これは、考え方というのは極めてある意味でわかりやすく、原則はもう自由にやっていかざるを得ない、事前のコントロールというのは現実にはできないわけだから。そうすると、それをどのように調整していくかということになると方法は一つしかないわけです。できるだけみんなにちゃんとやらせるんだと。みんなにちゃんとやらせる方法としては、事前のガイドラインというものをつくつて、それに違反した場合は極めて厳しくそれをパニッシュするという方法しかない。

その意味では、日本についてもそういういった金融に関する手続が極めて真剣に一つのルールとして、制度として定着する方向に向かわなければいけないのではないかと今思っています。ただし、日本の場合は余りにも検査の人数の絶対数そのものがけた外れに少なくなっているわけでは

ふうな要するに箱を変えて中身を移すだけの話で、政治家がこういう考え方をしておたら、私はレーガノミックスに学ぶということからむしろ逆行してしまうのではないかと感じておりまして、減税の中身、それからスモールガバメントをつくるというこの二点について、先生の御所見をお伺いしたいと思います。

○参考人(竹中平蔵君) 実は減税の中身とスモールガバメントをつくるということは一体の問題だというふうに思います。減税の中身としては、法人税率の国際水準への思い切った引き下げということが必要だと思いますし、もう一つは、これは政治的には大きな混乱が予想されますけれども、やはり最高税率の大幅な引き下げということが必要ではないかと思えます。つまり、日本の累進税制そのものを考えないと仕方ないことだと思います。

これは、今の時代が実は非常に開けたいわゆるフロンティアの時代になっていて、技術というフロンティアがあり、さらにマーケットというフロンティアがあり、そのフロンティアの時代には、速く走れる能力のある、いわばビル・ゲイツみたいな人には思い切り速く走ってもらおうと。そういう人に足かせを課するような高い境界税率はあってはいけないということになると思えます。

実は、政治経済の専門家の間では以前から知られた論理があります。それはどういうことかといえますと、累進構造のきつい国は必ず大きな政府をつくるという一つの教訓です。

どういふことかといえますと、皆さんが今一つの社会だとして、非常に極端な累進構造になっている、前の一列に座っている人だけが高い税金を払っている社会だとうなるか。大きな政府をつくられて困るのは高い税金を払っている人です。後ろの税金を余り払っていない人は大きな政府歓迎です。役に立たない公民館とか役に立たない道路をつくられても、ないよりはいいだろうというふうに考える。

ここで、私もし政治家であって、何か公約を

掲げようとする、ちょうど真ん中の人に公約を立てる。これは中位投票命題というふうに言いますが、真ん中の人に公約を立てて幅広く支持を集めたいというふうに思いますから、この国が累進構造が高くて、それで民主的であればあるほど必然的に大きな政府ができてしまうという経験則があるわけです。だからこそ、小さな政府をつくったアメリカやイギリスは同時に税制のフラット化というのを八〇年代に行ったわけで、この事実はやはり重視される必要があるというふうに思います。

○益田洋介君 中坊社長に一回だけお願いしたいと思えます。

先ほど来話題になっていると思いますが、住友銀行に対して債権回収のための訴を提起されました、四十八億円。これに対して銀行の対応は、訴訟で負ければ支払いますと。逆に言えば、裁判所で法律違反があったという判定が下されない限り回収には応じないんだと。この姿勢といえますか、経営といえますか、物の考え方といえますか、そういうものに対して、社長はどのような御意見をお持ちでしょうか。

○参考人(中坊公平君) 自身は、先ほどから申されているように、このような金融不安の中においていろいろ緊急避難的なことが行われなければならぬ、これはわかるわけでありまして。しかしながら、同時に受け皿としての適格性があるかどうかという点についても厳しい目がまた必要ではなからうか。すなわち、受け皿というものが信頼がないところに基本的な金融不安の原因がある。信頼性があるかないかというところは、その金融機関の信頼、経営者に信頼性があるかどうかというところがまさに一つの重要な要素ではなからうかと思うわけでありまして。

そのような時期にあつて、旧住専の問題は確かに過去の問題であります。しかしながら、かつて旧住専をごみ箱のように利用したということはこの国会においても幾つかの例が出されて審議をされてきたところであります。我々としては、

まさにごみ箱として利用された分に関して住友銀行の倫理性を問うたわけでありまして。

ところが、先ほど言うように、いや、それは最低の道徳に違反しない限りはいんだと。こういう御見解をおとりになるといふことは、きょう現在もおかつ現下の問題になっている金融機関の経営者の理念というものはそこにあるということになるわけでありまして、私たちが今問うておる、旧住専の時代の問題を問うておることは決して過去の問題を問うておるわけではない、きょう現在公的資金が投入されようとしておるこの金融機関の受け皿としての適格性があるかどうかということでありまして、私といたしましては、住友銀行がおとりの態度は決してその意味における受け皿としての適格性をお持ちだとは判断いたしておりません。

○益田洋介君 ありがとうございます。(拍手)

○笠井亮君 中坊参考人、竹中参考人、そして西崎参考人、お三方、きょうは大変貴重な御意見をありがとうございます。

私は、まず中坊参考人に伺っていききたいと思うんですが、今からちょうど半年前になると思うんですが、三月二十七日に本院の財政・金融委員会の中坊参考人からもお話を伺いまして、住専法が二次損失に公的資金を投入するというスキームになっている中で、国民に二次損失をかけるないようにということで社長初め住専機構が大変に御苦労されているとそのときもお話を伺いました。そして、今懸命に回収を回っておられるというところで承知しております。

先ほど来質疑がありましたけれども、金融機関が抱える不良債権をやはり道理ある方法できちっと解決をするということは、日本経済が直面する重要問題の一つだということに私も思っております。ただ問題は、だれの責任で、そしてそのコストをだれが負担していくのかというところが非常に大事な問題になっているのかというふうに思っております。乱脈経営のツケを国民が負わされるいわれはないということは今多くの国民が

思っているところだと思っております。

そこで、先ほどもお話がありました、今もありましたし、文芸春秋の十月号でもお書きになっているらっしゃいましたが、日住金の庭山氏に対する責任追及の問題とか、あるいは住友銀行に対する経営者の責任追及、紹介責任の追及を苦勞して執念を持ってやっておられるというふうに思っておりますけれども、社長が住専処理に我が国の現状と未来が見えるという形で強調してこられて、そして今実際にその処理の問題、調査も含めて取り組んでこられて、大きな意味で日本の金融に今一番どういふ問題があるのかというところを感じていらっしゃるか。特に自己責任とかあるいは自己規律という問題についてどのようにお考えかということについて、まず大きく伺っていききたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○参考人(中坊公平君) 自身といたしましては、先ほど申し上げましたように住専問題の後始末をいたしているという立場から申し上げますと、先国会で修正法案を通していただきましたように、二次ロスの二分の一と国庫納付を相殺するというような法律、私としてはまず国会の皆さん方にお願ひしたいと思えます。なるほど非常に国会では大きな議論がされます、しかしながら同時に、それが現場に落とされたらどういふことになるかという点についてのところもよくお考えいただきたいと思うわけでありまして。

先ほど申し上げましたように、国民に二次ロスをかけないというところであれば、あのように法律を直していただくべきものではなかつたかと思うわけでありまして、そういう意味では、国会におかれましては十二分にそのような面についても御判断をいただいております、このように思っています。

さて、今、笠井先生がお尋ねになっておられますように金融機関の今の問題、私はやはり今これほど困難になったときには、先ほどから竹中先生、西崎先生のおっしゃっているような大変な大量の公的資金の導入も、預金者保護を初めとい

たしまして金融システム維持のためにはやむを得ないと思います。しかしながら同時に、そのこと自体はまさに罪なくして人を罰した、つづれたことについては一般の国民、私たち自身は、何でそんな税金をもって賄わないかぬのかということについての原始的な問題点を持っておるのは事実であります。

そのようなところに対して金融機関というものが本当に、いや自分たちがまずかったよと。先ほども言いましたように住専の問題の誤りも、本来金融というものは人に金を貸すものでありまして、物に金を貸すものではない。物に金を貸すのは質屋であります。質屋さんが物に金を貸すものでありまして、それを物だけ見て金を貸した、こういう失敗の重ね重ねが先ほどおっしゃるようなパブルの被害をもう一層大きくしたというののも確かに事実なのであります。

そのようなことに相なっているながら、きょう現在さらにまたその何十倍かの大きな金が流れようとしておるときに、今現在の金融機関の経営者の方が本当にその点についてどこまで自覚をされておるであろうかという点が私は極めて疑問ではなからうか。そうでなければ、あのような総会屋さんの事件が何回も起こったり、官官の接待が起こるわけがないわけでありまして、基本的にあの方々というのは受け皿としての適格性をどこまでお持ちか、このことがもつと内部からの厳しい反省がない限り、へまをしたらまたどぶに金を捨てることになるのじゃないか、私はこのようなことを懸念いたしております。

○笠井亮君 三月のときに法案をめぐって私たちもいろいろ意見がありまして御意見を申し上げましたが、やはり今おっしゃったような点、私も共感できる部分がございます。

そして、あの文芸春秋の中でも書かれておりましたけれども、それにしてもお話を拝見しながら、住友銀行が国民の声をいわずに雑音視する、雑音であるかのように言うような言い方というのは大変に私も驚いたわけでありましてけれども、そう

いう点では、今の金融機関の中に公共性についての自覚といえますか、そういうのが本当にあるのだらうかということに率直に思うわけですが、金融機関に、銀行法にも定められている、そして本来の役割であると言われている公共性というのを自覚してもらうためにはどういうことが大事だといふように感じているらっしゃるか、その点はいかがでしょうか。

○参考人(中坊公平君) 確かに、今おっしゃるように、銀行法的一条の中に、それではただだけ公共的責任というものがあつたわけであつたわけである。実は私が見た限りでは、今の銀行法一条には欠けておるようには思いません。

私は、そういう点も含めまして、本当の銀行の経営者というよりも、銀行そのものをどのよう運営していくべきかという公共的な使命を帯びているということの自覚が欠けておるのではなからうかと思うし、そのための法整備その他がやはり必要ではなからうか。私は、当然のように銀行法一条そのものをもう一度見直していただく必要があるらうかと思っております。

そのほか、まさに今おっしゃっていただきますように、私は銀行の方々が、もうければよい、我々が強くてよければよいということだけの論理ではなしに、先ほど言いますように、例えば当社が債権を回収するにいたしましても、血も涙もない回収はしない、あるいは同時に地域経済を考えると、あるいはあることがあつた。だから、自己資本率がないから即貸し渋りに走るといふ論理に必ずしも直結しないと思うのであります。

当社を例にとりまして、確かに今債権回収を図っております。その中においては、貸し渋りのためににわかになその話が進まなくなつたという話をよく聞きます。率直なところ、我々は今都銀の人に、僕らの債務者が物を売ると、どこから資金借りてくるねん、都銀やと言つたら、いやそれは危ないさかいやめとき、どこか、それはこの話はならぬ話やで、だからもつと考へなさい。今現実には我々が債権回収を図っておる担保物件

の移動にいたしましたも、そこに資金を供与しておられるのは地方銀行であつたり信用金庫であつたりするわけですが、むしろ小さな銀行の方がきょう現在貸し渋りを防いでおられるわけではなからうかと思っております。

そういう意味からいへば、やはり大手の銀行を初めとして、そこらあたりがもつと根本的に物事を考え直していただくことが必要ではなからうか、このように考えております。

○笠井亮君 今大事な点もおっしゃつたと思うんですけれども、私は今法案審議にかかわりながら、やはり今やべきことといふのは、野放図に公的資金を投入して、そういう意味ではモラルハザードを助長することではなくて、預金者保護とか、それから善意な債権手保護する、あるいは返済業務という形で金融機関の本来の業務とか任務を自己責任と自己負担の原則で行わせるというところでやっていく必要があると思ひますし、そういうこそ本当に業界に自己規律が生まれて、金融システムについても本当の信頼というものが内外にかち取れるんじゃないかというふうに思つておるところなんです。その点で、この委員会でも我が党は金融正常化法案等四法案を審議願つておるわけなんです。

それに関連しまして、今度出されている三党の共同修正案の中では、いわゆる破綻した銀行だけではないで、それ以外の一般の銀行の不良債権まで買収することができるといふ道が開かれるようになっておるといふふうに思ふんです。そうしますと、責任追及ということになりますと、破綻すればそれはまた責任といふことは非常に明確になると思ふんですけれども、そうではない銀行と、そしていろいろな状況や理由がつくことになるのかもしれませんけれども、不良債権を買収するといふことでそういうところからあれするようになりますと、責任追及でもなかなか困難が予想されるし、銀行の側からも、そんな追及されたらたまたまね、今システムが大変だからとにかく入れてほしいんだ、あるいは不良債権を買収してほしいという

話になると思ふんです。

今おっしゃつていたようなモラルハザードといふこととモラルの欠如といふことは、そういうこととの関係で、一般銀行にもこれを広げて不良債権の買収をやるといふような仕組みができるということの結果としていいのだらうかと私は思つておるんですけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○参考人(中坊公平君) 確かに笠井先生がおっしゃる側面、私も先ほどから銀行のモラルハザードがこれほど問題であるといふことは言つております。しかし、他面、当初申し上げましたように不良債権がある、あるいはそこで債権が滞つておるといふことは、我が国経済全体の中でどういう役割を占めておるのかということ、そしてそれを回収することが、血栓を取り除く作業が必要だといふこともまた否めない事実ではなからうかと思つております。

そういう立場から、私としては、血栓を取り除くという意味から、民間金融機関の不良債権であつたとしても、場合によっては、先ほど言ひましたように緊急避難的その他いろいろな要請のもとにおいても全くそれはしてはならないことかどうかはもう一度考へてみる必要がある。直ちにすべしということになるかならないかは別問題にいたしまして、少なくとも血栓を取り除くという立場からは、やはり具体的現実の問題として考へ合わせなければいけない。

そういう意味で、新しい会社、整理回収機構の検討課題となつておることについては私は前向きに受けとめていきたい、このように考えております。

○笠井亮君 おっしゃるように、血栓を取り除く仕事というのは本当に大事だと思ふんですけれども、一般銀行となりますと、これはまた抱えておるものを公的資金で国の側に移してしまつたその分結局は国民の負担ということに、そういう意味では大きく言へばなるということに、この点はなかなか難しいのかなという気が私はしておつて主

張しているところなんです。

それで、もう一つそれとの関係なんですけれども、ではそうやって不良債権を処理すると、先ほども規模の問題もいろいろ言われておりましたけれども、今、国会審議の中でいわば新しい日本版RTOといえますか整理回収機構が、短絡的にちよつとこういう言い方をさせていただきますが、できさえすれば不良債権処理というのは一気に進むかのような、そういう議論も一部にあるのかなというふうに思っているんですけども、私は機構をつくってそこに権限を与えて強化すればできるというふうな簡単な問題じゃないんじゃないか、そうであればもうとくにそういう形で考え出してやれたのかと。しかし、ここまで引きずってきてもなかなか処理ができない。不良債権処理というのはそう簡単にくものじゃないということいろいろな現状も含めながら感じているところなんです。

本場にそういう点では、実際に携わってこれながら、処理していく上でいっぱい山がある、越えなきゃいけない問題があるというふうに感じてもらえると思うんですが、実際に本場に障害になつていて問題、リアルな例でも結構なんですけれども、機構をつくる、それだけじゃとどまらないう、本場にこういうことをしなければ本来的にこの問題というの解決できないんだという点で、御苦労されている点というので率直に御紹介いただければというふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

○参考人(中坊公平君) 多少手前みなな数字で恐縮ではありますけれども、当社は現実に債権回収が始まりました。この九月末をもってちょうど二カ年が経ちました。二カ年間の間に約一兆二千五百億のいわゆる債権を回収したわけであります。この会社は大体住専法の中においては十五年と言われているんです。そしてその率は全体の約三〇%に達しております。一兆二千五百億という数字は、そうすると、かなり短縮されてなされておるわけでありまして、

しかも、このような経済不況の中で、そしてまたなぞこれだけ回収が進むのかというところが一つの大きな課題ではなからうかと私自身も考えております。それにはやはり私が思いますのには、多くの社員の方々がそれぞれ国民に負担をかけてはならないという大義名分のもとに、一つ一つが小さな目標を持ってインセンティブに働いていただいたおかげではなからうかと思っておるわけでありまして。

私は、これから生まれようといましてあります整理回収機構も、基本において民間会社であらねばならないと言いましたのも、先ほども言いましたように親方日の丸になるとどうしてもだめなのでありまして。人間が本場に真剣に働くためには、身を粉にしてやるということになるためには、収支が償い、そして自立することでありまして。決して公の、もちろん全株国のお持ちの会社でありましてから公の管理監督を受けるのは私はわかりません。しかしながら、同時にこの会社が自立して収支が償う会社に相なるようなシステムをどうかお考えいただいて、そのようなこととできれば、また親方日の丸のこととされるときはこの会社はたちまち今のようになつていくことになるのではなからうかというのを危惧もいたしております。○笠井亮君 ありがとうございます。いただきました御意見を参考にさせていただきます。さきに審議の中で生かさせていただきたいと思っております。

時間になつてしましまして、竹中参考人それから西崎参考人には早期是正措置の問題や公的資金の規模の問題でたいに伺いたいところだったのですけれども、また別の機会にさせていただきます。きょうはありがとうございます。(拍手)
○大淵綱子君 三人の参考人の皆さんには、本場に本日は貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。社民党の大淵綱子でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。中坊参考人には、今回の法律の制定に当たりましては大変貴重な御提言をいただきましたが、整理

回収機構が法律の中に盛り込まれていきましたことは、私たちも非常に良かったことだというふうに思っております。これから今までの住専の処理機構の中で培われましたノウハウを生かされて、この金融機関の不良債権が本場に早急に回収ができるように御尽力をいただければというふうに思っております。

そこで、この国会の審議の中で宮澤大蔵大臣は、長銀の処理に對しまして、この法案ができたら破綻処理がなされて、一時国有化の後、整理をされて、健全な銀行へ吸収合併をされていくのがよいのではないかと趣旨の御発言をなさっておりますけれども、長銀の残し方といえますか、長銀の処理のあり方に対して、中坊参考人はどうしたら一番よいとお考えになるのか。ここは大変難しいだろうと思いますが、もし長銀というもの具体的に入ることによって答えられないといえれば、一般的にということでもよろしくございまして、御意見をお聞かせいただければと思います。

○参考人(中坊公平君) 私は、率直に申し上げます。債権回収の現場の指揮官でありまして、竹中先生その他の方がおっしゃるように全体のことがよくわかっていこうというわけでは決してありません。そう、おっしゃるような長銀の問題に關しては、そういうようなことはなかなか私としてもはっきり申し上げられる立場にはありません。

ただ、私がこの国会でこのようにことを御報告させていただくことがあるいはあれかもしれませんが、当社の中には長銀が母体行となつた第一住宅金融、それが当社では今第五事業部になつておるわけでありまして。そうすると、その第五事業部の幹部の方々は大方長銀から実は出向されてきておるわけでありまして。そのような会社から出向されている方々の第五事業部が、実はこの二年の間、いつも一番たくさんきちんと回収を上げていたところなんです。その人たちが、きょう現在私の職場で現場で働いておられます。本場に時に涙が出るようなかわいそうなお思

で自分の親銀行がつぶれていくというのを目の当たりにしながら、しかも現場ではそのゆえにこそ、逆に我々が債権回収をどの社の人よりも頑張つてやらないといけない、このようになって懸命に働いていただき、その成果が上がっていることを私はいつも感謝いたしております。

○大淵綱子君 ありがとうございます。長銀も今年の六月ごろでしたら、株価もまだ二百円になっておりました。この時期に資金投入が、公的資金がスムーズに注入をされるようなことが行われていたら、今のような混乱を引き起こすことはなかったのではないかと。今日、この事態まで放置をしてきた当局の責任が私は厳しく問われるのではないかと。思いますが、法律家の立場からはいかがでしょうか。

○参考人(中坊公平君) 法律家の立場では、正直言つて何も言えません。確かに行政であり、あるいはそのような問題でありまして、私としては現在の立場からは申し上げにくいところでありまして。

○大淵綱子君 ありがとうございます。竹中参考人にお伺いをいたします。

日本の個人金融資産残高の構成は非常に預貯金に偏つていて、アメリカですと、私有証券に四九%、そして現預金は一三%になっていますけれども、日本では有価証券はわずか一〇%、そして預貯金に五六%ということで、非常に貯金に頼らざるを得ないというのが今の日本の現実でございます。この預貯金に頼らざるを得ないという国民の資産構造そのものが、私は今回のパブルを引き起こし、そして銀行に大きな不良債権を積み上げていった元凶になつていっているのではないかと。今日の日本の状況を変えていくための処方せん、これがいわゆるビッグバンということになつていくのかと思ひますけれども、そのことを端的に教えてください。先ほどから、銀行融資で

はなくて代替的な金融ルートが必要だということは何回か申し述べさせていただいているんですけど、大淵委員の御指摘はまさにその点であると思います。

今まで日本には、非常に極端な二つの金融ルートしかなかったというふうに考えられる。

一つは、銀行を通して貸し付けで企業に行く、これはまさにローリスク・ローリターン。もう一つは、家計から直接に企業に行く、株とか社債、これは直接金融ですからハイリスク・ハイリターン。極端なローリスク・ローリターンと極端なハイリスク・ハイリターンしかなくて、人々は今の段階では老後に備えてローリスク・ローリターンの銀行に過大に偏ってしまふ。重要なのは、やはりその中間にあるメディアムリスク・メディアムリターンのルートがほとんどなかった。これは規制によって自由にならなかったということだと思ふんです。

具体的に、メディアムリスク・メディアムリターンの典型として、やはり投資信託のようなものが自由でできてくる。それが市場で運用される。このお金がどこに行くのかわからないというふうな企業に回ることと導かないと金融は完結しないわけでありまして、これは私はやはり広い意味でのノンバンクを通して企業に融資されるということだと思ふ。そうすると、二つの法整備、これはぜひ先生方にお願したいのでありますけれども、このメディアムリスク・メディアムリターンの新しいルートを開拓するためには、やっぱり最低限二つのことを非常に急がねばならないのではないかと。

第一は、こういった投資信託等々に安心して投資できるようにする法律、まさに金融サービス法のようなものだと思います。これができるかどうかというのはもう致命的に重要だ。もう一つは、今度はノンバンクが銀行から借り入れるのではなくて、市場から社債で調達してこれを企業に貸せるようにする、これは具体的にはノンバンク社債法のようなものだと思います。

この二つができれば、そのメディアムリスク・メディアムリターンのループは通る。これこそが金融における成長産業です。実は、銀行を通じた従来の金融というのは、これは金融における衰退産業です、はっきり言っています。残念なのは、我が国が今までこれを放置してきた余りに、この衰退産業に何十兆円という補助金を今出さざるを得ない状況になってきた。いかに今までの護送船団方式というのが高いコストに上った政策かということを実証してしまつたのではないかと思ふます。

○大淵綱子君 ありがとうございます。

西崎参考人に、今度創設をされますサービサー制度についてなんですけれども、アメリカではもう長い間サービサー制度は定着をしております。そしてその不良債権の回収業務を通じてながら多くのサービサーが淘汰されて、そして優良なサービサーしか生き残れないという市場を形成しながら、今の日本の不良債権の回収にまでもう乗り込んでいくという実態があるわけでございます。

その中には、強力な迅速な強制執行体制があるということとか、あるいは債権者保護のための回収業者の取り立て行為に対する厳しい罰則を法律で規定しているとか、あるいはまたさつき中坊さんもおっしゃいましたけれども、血も涙もある債権者の最低限の生活保障、資産保全のための倒産法などというのがきちんと整備をされているというふうに、本当にメソッドに見ただけのことではかわりませんが、これらの中身について詳しく御存じでしたらお教えをいただきたいというふうに思ふます。

あと二、三分しかありませんけれども、お願いいたします。

○参考人(西崎哲郎君) 実は、私はその分野はそれほど専門じゃありませんで、不正確なことを言うとかあれですから、後ほど資料で実態がどうなっているか、それをお届けしたいと思ふんです。ただ、いずれにしても、現実のこの不良債権の

処理、そのスキームから細かいところまでこれまでも随分、例えば担保不動産の処理とか特別目的会社をつくったりやっているんだけれども、なかなか動かないわけですね。もちろん、景気の実態が非常に大きいんですが、もっと総合的に仕組みをつくっていかないと、それでさつき私は景気対策で五十兆円なんという大きいことを言いましたけれども、それはやっぱり二十一世紀にかけての先行的な、例えば市町村に土地を先行投資させるとか、ですから金融分野あるいはそういった不動産分野だけじゃなくて、もう全体的な包括的な立場で考えていかないととても難しいと思ふんです。その点、ぜひ委員会でのあれを期待したいと思ふます。

○大淵綱子君 済みません。専門でないところを聞いてしまいました、申しわけありません。

それじゃ、もう一つ最後に、今新しい破綻前処理の法律をつくる中で、その資産の有価証券、銀行が持っている有価証券の評価を低価法にすべきであるかあるいは原価法にすべきであるかという議論があり、両論併記を言う者あり、あるいは原価法にすべきであるかと主張する者あり、どちらにも言い分があるわけなんですけれども、西崎参考人はどうお考えになりますか。

○参考人(西崎哲郎君) 仮に原価法をとっても含み損ははつきり出さなさいいけないわけですし、マーケットはきっちりそれを評価して、つまり低価法、時価による自己資本比率を計算するわけですね。ですから、マーケットと直結している大手行については私は全く意味がないと思ふんです。原価法をとってもマーケットは低価法で判断し、時価で判断し、マーケットのアクションを起こすということだと思ふんです。

ただ問題は、地域金融機関の場合、低価法でいくと株が下がっている段階では自己資本比率は下がります。そうすると、それに伴っているいろんなペナルティーが出てくる。資本注入あるいは経営上の問題とか、これは地域の小さい金融機関、協同組織系というのはそんなにマーケットとは直結し

ていないわけですね。ですから、そういったところに私は選択制を認めて、低価法による混乱は防いだ方がプラスだと、そういうふうに思ふます。

大手銀行については、もう全く意味のないと言ふと語弊があるかもしれませんが、マーケットとの関係では意味のないシステムだと思ふます。

○大淵綱子君 ありがとうございます。(拍手)

○月原茂昭君 自由党の月原です。大変お忙しいところ、参考人にはわざわざお出まじただいて、我々に教えていただけたことを感謝しております。

最初に、中坊参考人に。

不良債権を一つつくった原因として先ほどの議員の質問にも答えられておったんですが、私はやみの勢力というものを対して、抽象的にはやみの勢力は切った方がいいのか言えるんですけども、住友銀行事件、別の意味の名古屋の住友ですね、それから和歌山の阪和銀行ですか、そういうようなところでは現実に家族がおどされ本人が殺されていく、これを守らない限りどう言っても私は難しい問題があると思ふんです。

昔の話ではないですけども、日本が第二次世界大戦になだれ込んだところの原因で軍部のいろいろな将校が言っておりましたけれども、あのときやっぱ一人一殺というものが一番私はいきんだらこう思う。だから、本人と家族というものを守るということではなければ、どんなに口で言ってもなかなか債権の回収というのは本気で取り組めない。これを守ることですね。それは中坊参考人も先ほどおっしゃっていただきました、それを実感されておると思ふんです。

そういう意味で、警察が最近民事不介入の原則を解いて、そしてまたいろいろな面で協力しているというところはいいことではあります。参考人からもう一度、私はそういう意味のものができなければなかなか不良債権が、日本のパブルの生い立ちからずっと見ていくとやみの勢力が入ってき

ておるわけだ。だから、その点をどうすればいいかということをお話し願いたいと思います。

○参考人(中坊公平君) 先ほど申し上げましたように、不良債権の回収というものがやみの勢力が非常に出てきやすいところでありまして、非常に汚いことになりかねない。だから、効率一点張りで行くには大変なことが、二次公害が発生するのではなからうか、このように考えられるわけでありまして。

ところで、そういうやみの世界とそれでは絶縁してやればいけないかというけれども、それがなかなかできない理由は一体なぜなのか。私は、大きく分けると三つの立場からそれぞれ考えないといけないと思います。

まず、企業の側にとりましては、そのような事件を確におこしやるように告発すればよい。そうすると、告発といっても、事件がありましたからと警察に持っていくからといって、警察はしてくれはへんわけだ。やっぱり証拠がどうやあれがどうやと結構手間がかかる。手間がかかり、暇がかかり、お金がかかる、そういうことは企業家にとってまず好ましいことではない。それぐらいなら、先ほど言いましたように、戻金を払った方が早く解決できるというわけだ。その上に、先ほどおっしゃったように、へまをすればそういう人と関係すれば自分の命がねらわれる。こういうものは、企業家にとっては、やみの勢力があったときにはそれと手を結ぶ方がやすいになりがちなんです。

同時に、二つ目に考えないといけないと思いますのは、警察側にとりまして、先ほど言いましたように、このようないわゆるちよつと頭が要るような犯罪というのは手間が要るわけだ。その割に刑は軽い、小さな事件。そうすると、やっぱりやるのはおこがましい。そして民事不介入の原則がある。それから同時に、彼らの言葉をかりて言えば、民間の方も確かに悪いわけだ、はしごをおろすと、こう言われる。すなわち、すぐ示

談をしはるわけね。そうすると、告発してすぐ示談がついたら告訴そのものを取り下げてしまう。せっかく警察は捜査に入ったのに、はしごをおろされてしまう、こういうことをおっしゃいます。

それから三つ目には、このような小さな暴力なから暴力と対抗してやることをマスコミがどれだけ報道されるでしょうか。何かあったら本当に洪水のように報道はされるけれども、一つ一つの小さな暴力と対抗している姿というのは余りマスコミは報道されない。

私は、このように考えてみますと、やみの勢力と手を切らないといけないということは抽象的に言っても、それがなぜ実現しないかということについてはこのようないろんな原因が複合的に関係しておるわけだ。

しかしながら、今の三つの場合の全部に共通しているものが一つあるんです。それは自分たちが割に合うか割に合わないかだけで物を決めていくということだ。ここに私は問題があるのではないかと。我が国においては、競争に勝つためには先ほど言いました効率、すなわちなるべく割に合うことをやる、割に合わないことはやらない。この主義が、別の言い方をすればエゴが我が社会の中で充満してしまつて、本当に責任であるとかそういうことを語る前に、パブリックを言う前に個人のエゴのみが非常に何か強調されてきた結果、やみの勢力との絶縁ができなくなつてきておる。

そして、やみの力がどれほど強いということ、暴力はいかにしても法律よりもなおかつ強いのでありまして、そういう意味の恐ろしさということを含めなければ、不良債権の回収は必ず二次公害を発生させ、やみの勢力を非常に大きなものにすることはなからうか、そのことを危惧いたしております。

○月原茂雄君 次に、竹中参考人にお尋ねします。大局的ないろいろな話は多くの方がされておる。その中で重復を避けて、いろいろこれから資金を投入するとかの話が出てくる、結局この債務がふえていく。そうすると、私はそれはどゴルフをして

いるわけではありませんが、ゴルフの例を挙げると、自分の実力以上におはるバーで回るとどうと物すごくかけ離れるものだから、一つ二つはむだにしても、後で振り返つたら、あれは惜しいことをしたな、あのとき慎重だったらなと、こういうふうになるので、ダボぐらいのところにちゃんと基準に置いてやるとプラス、マイナスで努力するんです。

それと同じように、先ほど竹中参考人がおっしゃった点のことでお尋ねしたいんですが、どういう考えを持たれておるかというの、国の債権というのは五百四十兆円ある、国と地方合わせて、それがゼロになるのが正しい。それはそれでしよう。しかし、ある程度の額のものならば、家を建ててローンで払つておると一緒のように、管理可能な状態というものを国民に示すのが私はいいんじゃないか。そうすると、その目標が非常に、そこまで行つたらまた次のことを考えたらいいんです。

そういうようなところで、国債の管理という点から、適切な国債を抱えながら生きていく国家という基準というのは求めることができるんじゃないか。そのことをお尋ねしたい。

○参考人(竹中公平君) 基本的にそういった客観的な基準があるかというふうには問われれば、やっぱりないというふうにお答えせざるを得ないと思います。ただ、幾つかの留意すべき事柄がある。まず、日本はこれだけ貯蓄の高い国ですから、財政赤字をゼロにするなんてそんなことはあり得ない。そんなことをすると大変なことになりまして、かなりの国債を抱えてそれを国債として運用していくことは、国民としての貯蓄の運用手段としてもいいことです。ただし、一つだけ問題があるとすれば、それはやっぱり世代間の不公平だということになります。世代間のある程度の不公平があるというのを理解した上でそれを管理していくのならばいいだろう。

具体的にどのぐらいの不公平が生じるかという一つの参考例を申し上げますと、これは世代会計

という考え方があつたわけだ。今、六十代の日本人の方が生涯を通じて幾らの税金を払うか、年金の掛金を払うか、一方で幾らの公的サービスを受けるか、これは個人にとっての公的部門の収支決算。これを六十代の方について出してやる、一方で十代の方について出してやる。大体大ざっぱにこういう案になります。

今ぐらいの財政の構造を前提にするならば、六十代の方は生涯を通じて払い込む税金よりも受けるサービスのほうが四千万円ぐらい大きくなるわけだ。これは物すごい気前のいい政府、六十代の方には政府は国民全員にマンシヨン一戸分ぐらいただでくれている社会です。しかし、社会全体ではただ飯はありませんから、必ずだれかが払う。これを十代について計算するとほぼこの逆になつて、マイナス四千万円になる。プラス四千万円とマイナス四千万円ですから、ネットで八千万円の差。恐らく、これは常識的に限界点を越えているだろうというふうには判断される。子供たちの方が我々より豊かになるわけですから少し負担してもらう方がいいにしても、こういった社会だと安心して子供を産めないし、子供を送り出せない、そういう状態を国民はもう既に肌で感じていっているのではないかと思うんです。

その意味で、やはり適度な、これは非常に難しいですけれども、国債が膨張していかないような、かつ、高齢化社会とともに我々の貯蓄は間違いなく減つてくるわけですから、これに対応した国債の管理は必要であるということだと思ひます。

○月原茂雄君 最後に、再び中坊参考人にお尋ねします。

今非常に御苦勞されていろいろ回収の仕事をされておるんですが、その観点から見ると今後の一番大きな問題は、私は第Ⅱ分類の細分化というのかその評価だと思ひます。どういふふうにつかんでいくか、そういうことを精査するために今からどういふふうな、経験からいってどういふ点が重点になり、どういふ整備をしなければいけないかと

いうことを教えていただきたいと思ひます。

○参考人(中坊公平君) このことは当社に具体的にあつた例でありませうけれども、確かに住宅金融債権管理機構が旧住専から譲り受けました資産、それには一応大蔵省がおっしゃる通りに一つの譲り受け価格というものが検査の結果決められておりました。しかし、それはそれじゃ現場へ行かれて本当に担保物件を見てつけられた価格ですかといふたら、いや、そうじゃないというわけでしょう。そうするとやっぱりそこで問題がある。実際見に行ったら先ほどのように暴力団がいっぱいおつて、あるいはいざいざおつてこないになつておつた、これで一体どうなりますのやという話をしました。

また、信用枠というのがあつて、これは何も担保はないけれどもちゃんと払っているからいける、そうしたら、価格を決めたときはあつても、我々が実際に譲り受けたときは一年以上たつていて、その間にいっぱい業者はつぶれているわけですから、これでもやはりこの価格だといふおっしゃる。だから、そういう点について私は問題がある。

だから、いずれにしてもつぶれました銀行、あるいはいろいろな形で資産を譲り受けるときに、その譲り受け価格をだれがどのような方法で決めるかといふことについては極めて大きな問題があるかと思ひます。

当社についてもそれで非常にめましました。私がたまたまとりまして、また大蔵省の方も是認してやっていたのは、見積額渡価格といふことにしたんです。

すなわち、当社ができましたのは七月二十六日です。そして、住専七社から資産を譲り受けましたのが八月三十一日なんです。その期間に担保の調査のしようがない、見ようがない。第一、うちの社員が入っていくのは十月一日ですから、人もいないのに調査のしようがない。だから、私は、とりあえずはきょうのところは見積額にしておいてもらへんか、そしてそれから後に調べさせ

て、それで見積額渡価格から確定価格といふことにさせていただけませんでしょうかといふことをお願い申し上げ、大蔵省の方も是認していただきまして、旧住専七社から我々が資産を譲り受けましたときは、八月三十一日付の譲渡契約書におきます金額は見積額渡価格といふことに決めてさせていただきます。

率直に言つて、このようなきめ細かい対応がまた必要ではなからうか。だから、Ⅱ分類、Ⅲ分類、どこで線切つたという単純なことだけではいけないで、そのようなこともまた、今後新しいこの整理回収機構に引き継ぎ際の価格の決め方についてはいろんな御研究をいただきたい、このように考えております。

○月原茂晴君 西崎参考人には時間がなくて申しわけありません。(拍手)

以上で終わります。(拍手)

○佐藤道夫君 中坊参考人に対しまして、今、当委員会にかかつております債権回収業法案についてお尋ねしたいと思ひます。

実は、この五月にワシントンで日米首脳会談が開かれて、日本側の橋本総理に対してクリントン大統領が、日本の銀行の抱えている不良債権はもう大変な問題である、早期に断固たる措置をとれと。私に言わせれば内政干渉だといふんですけれども、橋本さんは恐れおののいて帰つてきて政府・与党の検討会を開いた。その席で出たと思われ、早くにやる必要がある、件数も多いといふこととで特別委員会制度をつくれと。

華司法的機関をつくりまして、そこに大量に銀行の不良債権問題を裁かせる一つの考え方だろう、評価していいのかと、私はそう考えております。したら、この特別委員会制度は一体どこへ行つたのかよくわからない。かわりに出てきたのがこの債権回収業に関する法案で、これは株式会社をつ

くつて、そこで銀行の抱えている不良債権を回収させよう、こういうことである。

今この仕事は弁護士がやっておるわけでありまして、債権だから回収すればいい、何が何でも回収して、そういうわけでもないであつて、手続的にあるいは法律的に大変難しい問題が一件一件にある。債務者側の人権、これも考える必要があるわけであつて、深夜に押しかけたり電話でどなたたり嫌がらせをしたりといふことは厳に慎むべきことでありまして、それだからこそ、法律家である、また人権について深い関心を持つておる弁護士の仕事と、こうなつておるわけであり

す。

しかし、弁護士の数が足りない、何とかしようといふことでこの会社案が出てきたとも聞いておりますけれども、今現在、弁護士が足りない、この分野はどうしているかといふと、今、中坊参考人がおっしゃつたやみの勢力である事件屋さんたちが大体解決しておるわけですね。彼らは弁護士法違反に恐れおののきながら、ひっそりと陰の世界をうごめいて不良債権といふ債権の回収に当たつておるわけであり

ます。

この法案は、そのやみから彼らを引きずり出してきて公認してやろう、弁護士不信論に立つて、そしてやみの勢力を公認しよう、事件屋公認論の法律ではないか、まことにものすごく理解したい法律だなと、こう考えておるわけであつて、日弁連がよくこんなものをなぜ承認したのかと思ひます。それから、最初は、これは銀行の抱えている不良債権をどうにかしようといふところから出発したはずだけれども、法案をごらんになつたと思ひますけれども、いっぱい金融機関なるものが並んでおりまして、銀行以外の金融機関、最後には保険会社まで登場しておつて、あれあれと、こう思つておりましたら、その先にさらにまたいろいろな連中がぶら下がつておりまして、リース会社とかノンバンクまでこれはぶら下がっているんです。

これは、多分に長銀の抱えている日本リースその他のノンバンクの問題が頭にあつて立案者はこういうふうな、あの問題も大変だ、あれを解決しないと何ともならぬ、こういうことで始まつたんだらうと思ふんですが、これはもう明らかに、貸金業と言つても非常に聞かぬといふので、貸金業と高利貸しなんですよ。銀行の関連会社だと言つてみたら、法律的にはもうほかの武富士その他の会社と全然変わらぬ、高利貸しなんです。

高利貸しの債権を取り立てるために国が一生懸命こんな法律をつくつてやつて、そしてこの制度を利用してくださいよと。弁護士に頼むと大変です。手間は費用ばかりかかりますから、我々はこのリース会社で、高利貸しさんあるいはリース会社の債権を簡単に取り立ててあげますよと、こう言つていふような感じなので、私はとても承服できないと思ふわけなんです。

例えば、私が債権を取り立てようと思つて、金も取られ、弁護士に頼んで、手間はかかる、金も取られる。この制度を利用してどうかと思つて、あなたはこれを利用してきませんか。それはだれが利用しているかといふと、あそこ高利貸しが利用している。何だこれは、形を変えた法のものとの平等に反する憲法違反の疑いすらあるような法案ではないのか、こういう気がしております。

日弁連の会長まで務められました中坊社長、こういう問題について、しかも特に人権感覚その他にもすぐれておるといふふうに聞いておりますので、一体どう考えるのか、議員のほどを示していただければと、こう思ひます。

○参考人(中坊公平君) 私たちが一般にサービサー法と言つてこの法律が国会に今かかつて

いるのは御承知のとおりであります。私自身は、元日弁連会長という立場ではなしに、住宅金融債権管理機構の社長としてこの法案をつくられるに際しまして私自身にも意見を求められたことがありました。その席上、私は佐藤さんが今おっしゃっているのとは同じようなこと

をそのときに申し上げてまいりました。

確かに、法律事務を独占したと言われている弁護士法七十二条。その前身ができたのは昭和八年でありまして、いわゆる非弁護士の法律事務の取扱に関する法律という特別法ができたのが昭和八年、自來今日まで約六十年、このような事実が出ておった。これは、先ほどから言いますようにいわゆる債権回収という仕事は紛争処理ということであって、そこには当然汚いいろいろな問題が起きてくるから、そのために一定の職業に限ってでないという法律がそのようになってきたのではないのでしょうか、それを全く無視するようなことはいかなるものでしょうかということは、私自身もその際に申し上げたところであります。

したがって、今の法律を見ていると、そういうこともあるのかと。要するに、弁護士が役員の中に入っていないけれども、弁護士というものはなっているようでありまして、私はその際にも若干申し上げたのですが、それはやはり社長自身が弁護士でないといけないのではないのでしょうか、そうでなければ、弁護士というのは日本弁護士連合会という明確な監督機関がありますから、そこですべてを取り仕切るということがまず必要ではないでしょうかというように申し上げました。

しかしながら同時に、私自身は弁護士といたしましても極めてじくじたるものがあります。それは弁護士法七十二条で法律事務独占をしながら、本間に我々弁護士が全国のいろいろな問題の法的な需要にこたえておるのか。私がかねがね言っています二割司法そのものであって、多くの国民の方々にまだ御迷惑をかけているのもまた事実であります。その意味におきましては、元日本弁護士連合会会長といたしましても極めて遺憾である、このようにも考えておるところであります。

したがって、このような法律ができてくる、そうしたら私としては、弁護士としては大変残念であり、また決していい方向ではないと思う

けれども、しかし社会においてそのような要求があるのもまた事実であります。したがって、我々としては、何とかしてそのところを弊害の少ないようにしなければならぬ。

率直に言って、私がこの会社の社長になりましたのも、だれも余り引受手がないのをやりましたのもそのためでありまして、本間に今いささか司法の内部の責任を感じている人が少ない。だから、そのためにせめて司法の理念を持って回収に当たろうとして私も社長になったわけでありま

す。その意味におきましては、このような法律ができていくそれなりの原因もあろう、そしてまた、そのことについての弁護士の責任もあろう。しかし同時に、それはまた佐藤さんが今御指摘になったような弊害も呼ぶことになってくるわけでありまして、そのような弊害が何となく起こらないようにこの法律が厳格に運用されていく必要があるのではないか、私は現時点においてはこのように考えておるところであります。

○佐藤道夫君 最後に、一言だけ。
中坊社長らしくない大変甘い考えだと思えますよ。こんなことをやるのはプロの事件屋しかないんですからね。社長は裏の方で頑張っているだけ、ただ座っているだけであって、一件一件手先になって頑張る、やるのは皆事件屋さんたちです。そのことをきちっと理解してください。
終わります。

○委員長(坂野重信君) 以上で参考人に対する質疑は終わりました。
この際、参考人の方々に一言お礼を申し上げます。

皆様には、長時間にわたり有益な御意見をお述べいただきました。まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)
午後四時に委員会を再開することとし、休憩いたします。

午後二時五分休憩

午後四時開会

○委員長(坂野重信君) ただいまから金融問題及び経済活性化に関する特別委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、畑野君枝君が委員を辞任され、その補欠として岩佐恵美君が選任されました。

○委員長(坂野重信君) 債権管理回収業に関する特別措置法案外十一案を議題とし、休憩前に引き続き参考人の方々に御意見を伺います。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。
皆様には、御多忙のところ本委員会に御出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして、心から厚く御礼を申し上げます。

本委員会は、現在、我が国経済に喫緊の課題である金融再生に関連する債権管理回収業に関する特別措置法案外十一案の審査を行っておりますが、本日は皆様方から忌憚のない御意見を拝聴いたしまして、今後の審査の参考にいたしてまいりたいと存じますので、どうかよろしく御願いたします。

次に、会議の進め方について申し上げます。
まず、お一人十分程度で順次御意見をお述べいただき、その後二時間三十分はわたり委員の質疑にお答えをいただきたいと存じます。

それでは、これより順次御意見を承ります。
まず、岸崎参考人にお願いたします。

○参考人(岸崎君) ただいま委員長から御指名をちょうだいいたしました岸でございまして。
本日は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案を初め諸法案に関しまして、私どもの意見を述べさせていただきます機会をちょうだいいたしまして、心より感謝を申し上げます。

まず初めに、諸先生方にはこれまで、我が国金融システムに対する内外の信頼を早期に回復させるための方策について、まさに不眠不休で御検討を重ねていただきました。金融界に身を置く者としていたしまして、その御尽力に心からお礼を申し上げます。

さて、御承知のとおり、このところ内外のマーケットは我が国の金融システムに極めて敏感な状況にございます。今週月曜日には日経平均株価が終り値ベースでは実に十二年八月ぶりの一萬二千円台に下落いたしました。日経平均株価が三割、約四千円下落いたしました。時価総額の減少額はブラジルやロシアのGDPに匹敵いたします。一割の下落でも香港やシンガポールのGDP並みの資産価値が消失いたしました。我が国経済、金融の立て直しは急務であると存じます。

また、このところ邦銀の外貨資金の調達に厳しい状況になってまいりました。ジャパン・プレミアムも徐々に拡大する兆しが見えまして、邦銀との取引を控える海外金融機関もあらわれております。そうした中で、今後外貨調達が不可能になることも想定して、邦銀は何らかの縮小策をとらざるを得なくなっております。

私どもの海外拠点では、お客様が取引のある邦銀から外貨資金を調達する際により高いレートを提示されるとか、そもそもレートを提示してもらえない、あるいは三カ月以上の長目の資金を出してもらえないといったような御相談がふえてきております。地場の外銀から資金を調達できるのは業績優良な製造業におおむね限られており、特に海外新規進出案件で外貨資金の調達が厳しくなっております。すなわち、我が国企業の海外展開がかなりの制約を受けつつあります。

このような状況から早く脱するため、効果的な景気対策を実施したいたさんとともに、金融システムの安定化に向けた法案の早期成立を図っていただくよう心よりお願い申し上げます。

昨日は、日経平均株価が前日比八百三十九十七

銭という大幅上昇を記録いたしました。円相場は米国の一時百十八円台まで上昇いたしました。きょうはちよっと日経平均が反落してしまいましたが、昨日の上昇の大きな要因として金融システム安定のための法案成立見通しがあると云われておりまして、市場の期待の大きさが改めて確認できたように思われます。

そこで、御審議いただいております法案のうち、まず金融機能の再生のための緊急措置に関する法律について申し上げますと、金融整理管財人によって破綻金融機関を管理する仕組み、受け皿金融機関があらわれない金融機関の受け皿となるブリッジバンク制度、さらには金融機関を国営銀行化する特別公的管理を盛り込んでいただきました。

受け皿金融機関がある場合に適用される現行預金保険法の資金援助という方法に加えて、新法が定めるスキームが加わることにによりまして、さまざまな破綻のケースについて預金者と健全な借り手とともに保護しつつ、迅速に対応することが可能となります。

さらに、預金保険機構に金融再生勘定を創設して、ブリッジバンク、特別公的管理銀行に対する資金貸し付け、債務保証、損失補てんを行うことができることとなっておりますが、そのために必要な資金を調達する際には、別途国会の議決をいただくことを条件に政府保証を付すことが可能となっております。

こうした破綻処理のスキームが用意されれば、我が国金融システムの安定化に大いに資するものと考えております。

このほか、いわゆるサービサー法案につきましては、金融機関の不良債権の処理促進のみならず、不良債権の証券化市場育成のためのインフラとしての役割が期待できます。また、根拠法確定の円滑化法案は、民間金融機関が自助努力の一環として進めている共同債権買取機構の買い取り再開に際して買い取り対象債権の拡大に非常に寄与するものであり、不良債権の実質的処理に大きく

な効果があると思っております。さらに、競売制度改善二法案には競売手続の迅速化のための改正や妨害行為への対抗手段などが手当てされており、競売手続の円滑化が期待されます。

こうした枠組みを整えていただくことによつて、金融機関の自助努力による不良債権の処理が実務面から促進されるものと期待しております。さて、銀行に対する強い御批判をいただいておりますけれども、私もこれは国民の声として真剣に受けとめなければならないと考えております。

そこで、銀行の憲法とも言うべき銀行法第一条の目的規定を改めて読み返してみますと、業務の公共性の観点から、銀行は信用秩序の維持、預金者保護、金融の円滑の三点を追求すべきとしております。さらに、銀行法の解説書には、銀行は契約自由や私的自治の大原則のもとに立ちつつも、第一に銀行業務を結ぶ膨大な信用組織の一端が破綻すると連鎖反応により広範囲に影響が及ぶこと、第二に銀行の債権者は不特定多数の一般公衆であつて一般企業の債権者とは異なること、第三に銀行の資金供給機能は経済活動に大きな役割を果たすことという三つの観点から公共性を有する点と記されております。このうち現時点で特に重要な点は、現在のデフレ経済の中で信用創造機能をどのように維持していくかということであると思ひます。

我が国経済は、現在大変厳しい後退局面にあります。今週火曜日には政府経済見通しが改定され、今年度の実質経済成長率が当初のプラス一・九％からマイナス一・八％に大幅に下方修正されました。完全失業率や企業倒産件数は過去最高水準を続けております。このようなデフレ経済の状況下にあつて大幅な信用収縮が発生するとすれば、それは資金繰り倒産を招いたり企業の資金需要にこたえられないなど、ただですら減収減益企業や赤字企業が増加している産業界の活動に極めて深刻な影響を与えるものと懸念いたします。私も金融機関といたしましては、公共性のあかし

とも言える信用創造機能を強く自覚して、デフレ下でもそうした極端な事態が生じないように精いっぱい努めていかなければならないというふうに考えております。

その際、努力の効果を阻害するような制度が新たに導入されることになりまして、信用創造の機能が十分に発揮できないことになりかねません。例えば、有価証券の評価方法について検討しておりますけれども、ことし三月に原価法を選択することが認められたばかりであり、これを再び低価法に戻すということになりますと、縮小均衡を図らざるを得ない金融機関が少なくないように思ひます。また、各行一律に特定の引当率を義務づけられる強い強制引き当ての考え方も、回収不能分を超えた引き当てを求めることになりかねません。我が国経済がかつてなく深刻な状況であるだけに、このような制度面での金融機関の信用創造機能を制約することのないようお願いいたします。

なお、現在御審議中の法案に続いて、早期健全化のための法案が昨日上程されました。早期健全化スキームは、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等が定める破綻処理方法に加えて、金融機関を破綻に至る前に早期に見直すための制度を用意していただくものであります。金融再生法案の施行と同時に廃止される金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律との間にすき間が生じないよう、このスキームにつきましても一刻も早く整えていただきたいと思います。

もとより、金融界自身といたしましては、何よりもまず自助努力によつてこの局面を切り抜けていかねばならぬことはよく承知いたしております。そのためには厳しくリストラを実施して体力を増強し、金融システムの安定化に向けてみずから役割を果たしていかなければならないと考えております。

金融機関のリストラが不十分であるという御批判をいただいておりますけれども、例えばこの三月末に公的資金を導入した金融機関について申し

上げますと、金融機能の安定化のための緊急措置法の定めに基づきまして、今後三年間に役員数、人件費、物件費、店舗数、従来のリストラ計画に比べて厳しく削減する経営の健全性を確保するための計画を提出し、現在これを審査と実施しているところでございます。

ちなみに、労働省の平成九年賃金構造基本統計調査によつて従業員規模千人以上の企業における男子大卒者の賃金水準を見ますと、対象の主要十六業種中、銀行信託業は第七位と中位にあります。また賃金の前年比増減率も、全産業平均が一・〇％増加したのに対し、銀行信託業は〇・五％減少いたしました。平成十年は減少幅がさらに拡大するものと思ひます。

今後、経営の健全性を確保するための計画の内容が実現するにつれて、金融界のリストラの実態について御理解をいただけるようになるのではないかと思ひます。また、仮に提出した経営健全化計画が予定どおり実施できず、引き受けていた貸付の優先株式が無配になるとか、劣後債の金利が払えなくなるとか、また元本をお返しすることができなくなるといった場合には、経営陣の責任が問われることは当然であります。

私自身といたしまして、三月末に公的資金を導入した際に預金保険機構に提出した健全性計画を確実に実現し、早期に公的資金をお返しすることによって責任を果たしたいと考えております。最後になりますが、重要な法案が数多くある中で金融再生関連法案を優先して御審議いただいておりますことにつきまして、改めて心よりお礼を申し上げます。

以上で私の意見陳述とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○委員長(坂野重信君) どうもありがとうございました。次に、神田秀樹参考人をお願いいたします。○参考人(神田秀樹君) 神田でございます。本日は、本特別委員会において意見を述べさせていただく機会をいただきました。どうもありが

とうございます。

私は大学の法学部というところに籍を置いておりますので、本特別委員会で審議の対象となっております十二の法案のすべてについて十分間意見を出し述べることが期待されるのかもしれません。何分これらの法案をいただきましたのは昨日のことでありまして、それまでは新聞などを読んでいたにすぎません。そして、一晩で十二の法案のすべてを勉強しようと思つてみたんですが、申しわけないことにできませんでした。そこで、法案をざっと読ませていただきました。また本特別委員会御担当の調査室がおつくりになりました資料をざっと拝見した程度でござります。まことに恐縮ではあります。そういう状態のもとで私の意見をごく簡単に述べさせていただきます。

なお、御審議の法案は十二本に上り、それぞれの法案の名前を覚えようと思つたんですが、大変ややこしいものですから、法案の番号で呼ばせていただきます。

私の見るところ、我が国の現在の状況はさつぱ詰まっております。何がせつば詰まっておりますと申しますと、それは極端な言い方をしますと、後から振り返ってみると多少間違つていたと言われるかもしれないにしても、今は思い切つた行動をしなければならぬ、そして思い切つた行動をするかどうかが全世界の注目を浴びているというところだと思ひます。したがって、思い切つた法律の制定と、制定した法律の実行とを速やかにやっていたいただきたいというのが私の意見であります。

その意味で、一つ一つの法案につきましては細かい点まで検討しておりますが、あるいは私自身、個々の点につきましては多少異なつた意見を持つ部分があるかもしれませんが、あえて大ざつぱに申し上げますと、例えば衆議院第一号から衆議院第八号までの八つの法案、こういうようなものを速やかに成立させ、かつ速やかに実行に移していただくのが現時点ではベストではないか。そして、それで不都合がもし出てきたような場合には、また

その時点で必要な修正などをして対応するというのが適切ではないか。すなわち、現時点ではとにかく法律をつくつて行動に移すということが一番必要ではないかと感じます。

もう少し具体的に申し上げますと、私の意見は四点あります。

第一に、明確なルールに基づいた金融機関の破綻処理のための枠組みをつくつて速やかに実現に移してほしいと思ひます。

第二に、法律をつくつただけでそれで解決という生易しい話とは私には到底思えません。つくつた法律によるスキーム、すなわち破綻処理を實際にうまく実現してほしいということでありまして。

第三に、金融問題を処理することは我が国の経済にとつて喫緊というか、超緊急とでも申します。かの課題であるだけでなく、世界の金融及び世界の経済にとつても超緊急の課題であり、今回の法律制定は、今後予定されるいわゆる破綻前の処理に関する法律制定とあわせて、世界に通用するものでなければならぬということでありまして。

第四に、必要な場合には思い切つた金融機関の国有化や公的資金の投入をしてしるべきであると思ひます。

以下、簡単に敷衍して申し上げます。

第一に、明確なルールに基づいた金融機関の破綻処理のための枠組みをつくつて速やかに実現に移していただきたいと思ひます。明確なルールとは何かという問題がありますが、衆議院第五号の法案の第三条に掲げられている破綻処理の六つの原則、こういうもので十分だと私は思ひます。法律的にはこの法案のような形で、減資ですとか営業譲渡といったことについて商法の特例を設けるのはぜひ必要なことと思ひます。

第二に、法律をつくりさえすればそれで問題は解決するといふのであれば簡単なんですが、問題はそうではありませんで、つくつた法律を実行に移して、それが成功をおさめなければならぬといふことであります。その意味で、衆議院第五号等の法案の言葉で申しますと金融再生委員会というこ

とになります。そういう組織が本当に独立して破綻処理を果敢に行うことができるような環境を速やかに確立していただきたい。そして、つくつた法律を速やかに実行に移していただきたいと願うわけでありまして。

法律をつくる際には、とかく金融再生委員会のような組織の法律上の位置づけですとか権限などに目がいきます。それももちろん非常に重要なことではあります。しかし、それと同じに重要なことは、法律を動かすのは生身の人間であるといふことであります。つまり、十分なスタッフがいないと法律は動きません。

聞くところによりますと、金融監督庁は、特にマンパワーと申しますか、そういう点で新しい職務といひますか、激務と言ふべきかもしれません。と緊張とで既に限界状況にあるように感じますが、実際に現場で仕事をやる人々のこともよく考へていただければと思ひます。つまり、集中的に破綻処理をするのであれば、一時的な話であるわけですから、思い切つて人と予算とをつけていただきたいと思ひます。さもないと、どんなに立派な法律をつくつてもそれを動かすことができない。その結果、結局失敗に終わる、世界的にも恥をかくなことなることは目に見えていと思ひます。

アメリカは、御承知のように、一九八〇年代の金融危機に対処するために一九八九年に思い切つた法律をつくりました。それを実行に移し、實際にその効果が出たのは一九九二年でありまして。つまり、法律をつくつてから三年間かかったわけでありまして。このように法律はつくればそれで問題解決といふわけにはいきません。この点を特に強調させていただきますと思ひます。

衆議院第五号法案から衆議院第八号法案までと、参議院第一号法案から参議院第四号法案と呼ばせていただきますが、これらはいずれも金融機関の破綻処理の必要な法的措置を提案するものと拝見いたしました。いずれも、私の意見の第一点であります明確なルールに基づいた金融機関の破綻処理の

ための枠組みをつくつて、速やかに実現に移してほしいという観点からは十分評価できると思ひます。

ただ、まだよく検討しておりますのであれですが、どちらかといへば私の意見の第三点及び第四点、すなわち世界に通用する措置であるべきこと、思い切つた国有化や公的資金の投入もやるべき場合があるということから申しますと、衆議院第五号から衆議院第八号までの法案を成立させる方が望ましいように感じます。

また、衆議院第一号法案から衆議院第四号法案までについて簡単にコメントさせていただきますと、第一号法案の方は債権の回収についてそれを担当できる機関をつくらうとするものですが、法治国家におきまして實際に債権の回収が円滑にできないといふのは話になりません。したがって、こ

のような法律はぜひつくつて、かつ実行してほしいと思ひます。また、衆議院第二号から衆議院第四号までの法案について申しますと、法律というのは世の中の役に立つために存在するはずのものであります。それが使えない、あるいは使にくいというのは、大変に困つたことと申します。これら三つの法案は現在の民法や民事執行法その他の法律の使いにくいところを改善しようとするもので、これもぜひ実現していただきたいと思ひます。

なお、法律家として、国有化ということについてちよつと一言だけ申させていただきますと、国有化というのは法律家の言葉で申しますと収用であります。収用というものは、私人の財産を強制的に、強制的に申し立てても法律に基づいてということですが、取り上げるということでありまして。その場合には、憲法にもありますように正当な目的と正当な補償とが必要になります。

今回の国有化スキームはこれらの要件を満たしていると思ひますが、特にそのような収用をする際には、もう一つ正当な手続ということにくれぐれも留意していただきたいと思ひます。

公的資金の投入は、確かに納税者のお金ですから効率的に使われるべきだけれども、けちって使えというのでは目的が達せられません。二つの目的に対しては二つの手段が提示されるべきであるという考え方は、オランダのノーベル賞学者ティンバーゲンによっても何十年前も前に議論されたことであります。もし、この点について私もエコノミスト業界が十分国民に対して力量を発揮していないとすると、我が業界の能力不足と後世言われるのではないかとこのように思っています。この点についての問題指摘をさせていただきます。

もう一点、郵貯の問題でございます。

郵便貯金は、現在も大変な増加を続けております。九三年三月には百七十兆円であった郵便貯金は、ことしの三月には二百四十兆円まで七十兆円ふえております。この間、国内銀行の銀行勘定の預金残高はわずかに八兆円の伸びにとどまっております。郵貯は七十兆円、民間銀行は八兆円でございます。

もし、この伸びをそのまま伸ばしてみますと、今から十年後ぐらいには郵便貯金が銀行預金の残高を上回る可能性が出てきております。これは零細な貯蓄性の預金を郵貯が扱うという全体の設計を明らかに裏切る事実が起きているわけです。

総務庁の行政監察局も、限度額管理が郵便局によってなされていない、名寄せを行い限度額管理を徹底すべきだという勧告をしておりますが、現実には郵便局はそのようなシステムになっておりません。このように郵便貯金が、国家の金融部門が入り口においてどんどん資金を取るということは、民間銀行にお金の流れないということの意味しているわけでありませう。

他方、この国家金融部門の出口においては金融債の保有残高をこの間順着に減らしております。九三年三月末には資金運用部の金融債の保有残高は十兆円にございましたが、今年の三月にはこれが四兆円になっております。そして、四月から六月までの三カ月においてさらに一・一兆円減らしまして、二・九兆円まで減らしている。

すなわち、入り口では大幅に郵貯という形で民間から資金を吸い上げ、そして出口のところでは銀行にかつてよりもお金を回さない、どんどんそれを吸収しているということでございます。

〔委員長退席、理事石川弘君着席〕

すなわち、国家の金融部門が、貸し渋りどころか貸し金の回収を物すごい勢いで行っている、これを放置しているというのが現状でございます。このように異常な膨張を遂げた郵便貯金をそのままにしながら民間銀行の貸し渋りについてのみ言及するということは、大きな図式を無視し過ぎて

いるのではないかと思います。

二〇〇一年四月にはペイオフが解禁されます。通常の預金者の活動を想像してみますと、一千万円を超える部分については恐らく民間銀行の多くからこれを引き出し、郵便局に持っていくという行動が一般化すると思われまします。したがって、二〇〇一年四月までにこの郵便貯金のありように対して根底的な変革を加えることが、金融システムの健全化にとっては不可避、不可欠というふうに思っています。

ところが、こうした意見が今では次第に銀行界の中から出にくくなっております。それは、郵便局と銀行との相互送金とか民間金融機関等のATM、CDとの相互利用が可能になる仕組みになってきてまして、民間銀行の一部にはこの郵便局のネットワークを使いたいという意思表示されるところも出てまいりました。したがって、国家のお金、納税者のお金でもってこのネットワークの利便性を高めるという手法を放置し、そしてここに金融が、このネットワークを利用しようとする民間銀行が出てくる段階になりますと、この郵貯の問題点を指摘するという声は極端に少なくなっております。

国会における審議においても、この民間銀行の貸し渋り問題を議論するときに、民間銀行にそもそも金がない、あるいは民間銀行が金策に走り回るといふ背景に、郵便貯金の異常膨大があるというこの指摘はなかなか国会の審議においても聞

けない状態になっております。

私は、金融システムの健全化を二〇〇一年四月のビッグバンの本格開始に間に合わせるためには、この郵便貯金の異常膨大に対して少なくとも歯止めをかける、私の持論は分割・民営化でございますが、いずれにしてもこの郵便貯金を放置したままでは我が国のシステムは成り立たない段階にきているというのが私の理解でございます。

どうもありがとうございます。（拍手）

○理事（石川弘君） どうもありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わりました。

それでは、これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加納時男君 自由民主党の加納時男でございます。

本日は、岸会長そして田中理事長、神田先生、大変貴重なお時間をいただきました。ありがとうございます。私ども、今、公的資金の注入といたったことも大きなテーマにして議論しているところでございますが、きょう先生方からは、ただいま公的資金じゃなくて知恵を注入していただきまして、まことにありがとうございます。これから、私の持ち時間は四十一分でございますが、なるべくポイントを絞ってお伺いしたいと思っております。

今お話を伺いまして、三つほど論点があるような感じがいたしました。第一は、岸参考人からお話がございました。特に重点を置かれた金融システムの安定化、健全化、これについての基本的な原則は何かといったことが一つ関心事でございます。二つ目は、田中先生からもお話しただいたところでございますけれども、経済活性化のための新しい発想、コーポレートガバナンスも含めた話でございます。三つ目は、新しい金融システムをどう構築していくのか。従来の銀行を中心とした金融システムから、きょう午前中には竹中

平蔵先生から新しい間接金融、そういったものについての御提案もあつたわけですが、今郵便貯金のお話も田中先生からいただきました。こういったことも含めて、三つ目が新しい金融の流れをどう考えるか。この三つが今お話しただいた中から浮かび上がってきたところでございます。

第一の問題でございますけれども、これまで私も金融システムを議論していく場合に、原則として三つほど合意をいたします。第一はインディペンデンスでございます。自己責任、自主性の原則。自分のことは自分で責任を持つ、破綻した金融機関というものは当然のことながら経営者、株主がみずから責任をとっていくという、自分のことは自分で責任をとるといふ原則。二つ目が、透明性でございます。トランスパレンシーの原則。当然のことながら公的資金を投入するような場合にはディスクロージャー、情報の開示が不可欠である、こんな原則が二つ目。三つ目が、セキユリティーの原則でございます。安全性の原則。一たん事があつたときの預金者の保護なりあるいは金融仲介機能の維持なり、いわゆるセーフティネットの構築。こういった独立性というか自己責任、透明性、そして安全性といったことで議論してきたような気がいたします。

今般衆議院を通過した法案の提案理由の一つの中にも六原則というのが入っております。六原則は一々もつともなんです。私風に理解するとこの三つの原則にいずれも整理できるのかと思っております。

今三人の先生のお話を伺ってはつとしたことがございます。といたしますのは、この三つの原則というのは、どうも手段の原則のような気がしてなりません。もう一つ、もっと大切な原則、それは私風の理解では実効性の原則といひますか、エフェクティブネスと言った方がわかりいかと思ひます。例えば金融システムの安定化であるとかクレジット・ランチを是正していく、そのために先ほどの神田先生のお言葉をかりすると思ひ

切ったルールの制定と実行が大事だという御指摘、ごもっともでございます。田中先生からの果敢な公的資金の投入をということも、まさにこの実効性の原則だと思えます。

これが実は大事であることがわかりながらも、さつき申し上げた三つの原則に我々は余りにもとらわれ過ぎて、かなり微に入り細をうがって議論してきた。それ自体とっても大事なんですけれども、その結果審議がどうしても時間がかかってしまつて、その間に金融システムの状況が悪化をしてきたということを私ども政治にかかわる人間として反省を深くしまして、きょうのお話はいわば目からうろこが落ちたといえます。第四の原則というのが実は大事ではないかと思うわけでございます。これについてのお考えを聞かせていただけたらと思っております。

あたかも十月三日にG7の共同声明が出まして、その中で、日本の景気回復が世界にとつても決定的に重要であり、金融関係の再生法案あるいは早期健全化スキームの一刻も早い取りまとめと成立を要望する。いわば第四の原則、実効性の原則、果敢な法の整備、ルールの整備とその実行、その環境づくりというふうなことを先生から教えていただいたような気がします。

こういうルールづくりの原則といえますか、これについて何か御感想がありましたら、岸先生、神田先生、それから田中先生、一言ずつで結構ですが、お願いしたいと思います。

○参考人(岸先生) ただいま先生から三つの基本原則に加えて迅速性、実効性という御指摘があったわけでございますけれども、全く先生の御指摘のとおりでございます。ただいま我々は非常に厳しい市場の波にさらされているわけでございます。

先ほども申し上げましたとおり、先週には一万二千円台に株価が下落いたしましたし、海外市場における外貨調達の際のジャパン・プレミアムの、これが四〇ペーシスぐらいで推移しておりますのが、この半月ぐらいの間に六〇ペーシスポイント

ト、つまり〇・六％ぐらいにまで一直線に上昇する、こういう事態になっております。しかも、そういうプレミアムを払ってなかなか外国の市場参加者が日本の銀行に対する枠というものを緩めてくれない、こういう状況にありまして、金融システムの現在の状況というものは全く猶予を許さない状況にございますので、昨日この法案の上程というところを受けまして、昨日もこの法案のご意見を伺っていただきたまひつたわけでございまして、一日も早くひとつこの法案を成立させていただきまして、我々が使えるようにしていただきたまひつたわけでございまして、同時にまた、実効性という面で、やはりこの法律の細部の規定が我々実務家にとって使いやすいうような枠組みにしていただきたまひつたようにお願い申し上げます。

以上でございます。

○参考人(神田秀樹君) 私も、今御指摘の三つの原則プラス四つ目の原則を含めて大賛成でありまして、今回の法案、それからこの後多分来るであろう破綻前早期健全化の法案についても、ぜひこの原則でルールづくりをしていただきたまひつたと思ひます。

一点補足させていただきますと、実効性の第四の原則の中に含めていただいていると思ひますけれども、先ほど申しましたように法律はつくれば終わりではありませんで、それを実行するアフターケアというんでしょうか、実現していく過程で人とお金が必要ということになります。これは先ほども申し上げましたけれども、その点も実効性の原則の中で非常に重要なことだということを申し上げたいと思ひます。

○参考人(田中直毅君) 先生の言われました実効性の原則、私は大変感銘深く伺いました。

実効性を持つということは症状に対して最も効果のある処方せんを用意するということでございます。まして、もし患者がいろんな病気を併発している場合に、一つ一つ仕分けまして、この病状に対してはこの処方せん、この治療が意味を持つ、他の病状に対してはまた別途違う処方せんを用意する

る、この総合でもって全体としての実効性を高めるといふことが重要なのではないのでしょうか。公的資金の投入一つを考えたとき、公的資金の投入は大変なことではございまして、納税者のお金をリスクにさらすわけでございまして、リスクにさらす以上効果が出なければ、政府がこれを行う場合、納税者に対して申し開きができないことではございまして。

しかし、その効果が出る一方、例えば銀行の規律が緩むというふうなことがあつてはならないわけですから、それに対しては別のものを用意するといふ、そういう実効性の切り分けということが極めて重要でございまして、銀行に対して納税者のお金を投入してリスクを納税者に負わせるということだけをもち、銀行に対してその一点をもつて規律づけを望むというの、一つの手段でもって二つのことを実現しようとしているということではございまして、世間で言うアブハチ取らずといふ話になりがちでございます。

これは、実効性は切り分けて適用されるべきだといふふうに私は存じております。

○加納時男君 ありがとうございます。

特に、神田先生の実効性についての条件整備が大事だということ、特に人や金、環境づくりといふのは大切なこと、痛感いたします。また、実効性の切り分けという田中先生の御指摘もごもっともだと思います。

岸先生につきましては、もう少し具体的なことに若干入らせていただきたいと思います。大変申しわけないんですが、率直にかなりお耳にさわることも伺うかと思ひますが、こういう場でございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

で不十分なところがあつたために十三兆円スキームが社会の信認が得られず市場からも信認されなかったのか。もっと詰めて言えば、十三兆円という考え方が悪かったのか、やり方が悪かったのか。何かが悪かったから今回廃止になつちやうということではございまして。

そういう意味で、そもそもうございまして、うか、十三兆円スキームというのはどうお考えでございまして。

○参考人(岸先生) ただいま、本年三月に行われました公的資金の導入、十三兆円のスキームにつきまして間違つていたのではないかと、こういう御指摘をいただいたわけでございまして、私も、私の考えを率直に述べさせていただきますと、昨年十一月に大型倒産が連続して起こりまして、その後マーケットが非常に過熱な状況になっておりまして、金融マーケットにおいて行き詰まりが起るんではないかという心理が非常に強く働いておつたわけでございまして、そういう中で株安、円安が進行いたしました。三月期末を控えて自己資本比率のクリアというものが非常に銀行としては心配な状況にございました。

そういう中で金融安定化緊急措置法案ができました。我々申請をさせていただいて資本注入をしていただいたわけでございまして、よくこれは横並び横並びと後から御批判を受けたわけでございまして、これは全部個別銀行の判断で行つたわけでございまして、これは全部個別銀行の判断で行つたわけでございまして。

参考までに私どもの判断について申し上げますと、三月中旬における三期末のリスクアセスメント、おおよそ想定いたしましたリスクアセスメントに対して自己資本がどうかということでございますが、下期中に起こつた株価の暴落、それから為替の暴落、これはいずれも一月でございまして、日には違ひますけれども、この下期中における最安値が期末、三月三十一日に同時に実現したら我々の自己資本比率はどうなるんだらう

が。これは当然のことながらリスク管理上そういう計算をしたわけですが、そういういたしますと、たしか九百億円前後だったと思いますが、資本が足りない、こういうことに相なったわけでございます。その判断に基づいて一千億の申請をさせていただいたわけでございます。

たまたまこの一千億の銀行が多くて、そのために横並びというように言われたわけでございますけれども、実は金利の方を見ていただきますと、例えば永久後償で注金を受けた銀行の金利が、これは金融危機管理審査委員会が決めになった金利でございますけれども、一番低い〇・九％から二・四五％と、一・五％以上も開きがあるわけでございます。

実は、マーケットにおける一・五％というのは大変な幅でございます。〇・一二五というのを競っている世界の中での一・五％でございますから、これは横並びというようなものではなくて、金融危機管理審査委員会が個別行についての審査に基づいてそういう大変な格差をつけて資本注金をされた、こういうことでございまして、

それは、これが貸し流しの方にどうだったんだと、こういうことが次に問題になるわけでございます。一兆八千億注金入れました、一兆七千億が自己資本のプラスになった。自己資本比率の計算上の自己資本が一兆七千億プラスになった。一兆八千億のうち一兆七千億プラスになった。これがリスクアセットにどれくらい効いたかというのと、約十七兆円でございます。したがって、非常に目に見えにくいのでございますけれども、一兆八千億の注金によってリスクアセットを十七兆円減らさないで済んだ、あるいはふやせたと、こういう結果になるわけでございます。

では、この水準というものが期待水準に比べてどうであったか、貸し流しという御批判がいろいろあったわけでございますけれども、そういう期待水準に比べてどうであったかということになりますと、これは少し足らなかったかなと

いう気がいたしますけれども、今申し上げたような効果がございまして、マーケットの方もそれから六月くらいまで非常に平穩に推移したわけでございます。残念ながら、六月からは非常にマーケットの激しい個別行に対する攻撃が始まりました。今日に至っているわけでございますけれども、三月の公的資金の注金はそういう面におきまして我々から見ますと大変効果があつたし、横並びでもなかったというふうに認識しておりますのでございまして。

以上でございます。

○加納時男君 大変に効果があつたというお話でございます。

横並びでないということですが、横並びということでもよく新聞に載っているのは、あのとき二十一行だったと思っております。公的資金が投入された。確かに五百億円から二千億円くらいまで差があるわけですが、それから、今おっしゃった劣後債のプレミアムでございまして、二・四としまして〇・五から二・二％くらい、二・四でしたか、非常に大きな幅がある。これはわかるんです。

〔理事石川弘君退席、理事岩井國臣君着席〕

ところが、失礼ですけれども、大手都銀は九行あります。九行の注金額は幾らかという、私が手元に持っている資料では九百九十億円が一、二と、あとの八つは全部一十億円。横並びでないとおっしゃって、それぞれの銀行がリスクアセット等も、出てきた結果が一行だけ九百九十億、あとは全部一十億円ですらと並んでいて、御相談はないとおっしゃるけれども、これはやっぱ神の手いか何かで相談されたのか、天の声が同時に響き渡ったのか、非常に不信感を持たれた一つであつた。

私は、別に銀行を糾弾するとかそういう立場では決してないんですけれども、市民の立場であえて質問させていただきますが、そういう疑問がどうしても残ってしまう。これについてはもう一言

何かおありかと思うんですが、ありましたらお願いしたいと思ひます。横並びではないというのは劣後債のプレミアムではわかりましたけれども、投入金額が同じというのはどういふことでしょうか。

○参考人(岸曉君) これは全く相談の上で調整したわけではございませんで、これは私はここで断言できるわけでもありませんけれども、全く相談はございません。もし相談しておれば、もう少し格好よくでございまして、やったのではないかなというふうに思ひます。

以上でございます。

○加納時男君 この件はこれ以上伺いません。今のお言葉を私は伺ったということにとどめさせていただきます。

もう一つどうしても疑問があるのは、せっかく十三兆円の大きな枠をつくったわけでありまして、先ほど神田参考人も田中参考人もおっしゃっているように、こういうときは果敢にやるものですよということなんですけれども、申請が二兆円、認められたのは一・八兆円、非常に小さいわけですね。なぜあのときもって大胆な申請をなさって一挙に解決するということがなかったのか。この辺も市民レベルでは非常に、私も選挙運動をやってきましたので多く質問を受けました。いかがでしょうか。

○参考人(岸曉君) 今から振り返ってみますと、もっと果敢な申請を申し上げるべきであつたのかもたしませんが、十一月の大型倒産以来、金融マーケットが非常に過敏な動きをしておりまして、あの法律の制定過程でもそうであつたと思ひますけれども、何とかマーケットの動揺というものを鎮静させた、鎮静すればいい方向への回転というこゝとなつていくのではないかと、ううううな期待を持っております。

その期待が非常に甘かつたのではないかとおっしゃられますと、そういうことだったかなというふうな気がいたしますけれども、その後、アジア

における経済危機の回復が一向にはかばかしくないと、いろいろな海外要因その他ございまして、六月の市場の攻撃をきっかけとして今日のような状況、その間にまたアジアの問題、ロシアの問題、中南米の問題等が起りまして、こういう危機的な状況になつていくわけでありまして、その時点ではこういうことで金融、経済がいい方向に向かつていくであろうというふうな見通しであつたわけでございます。

○加納時男君 ありがとうございました。

なぜ私がしつこくこんなことを伺っているかというと、きょうの毎日新聞にこんな記事が出ていたわけですが。今回新しいスキームをつくらうというところで、昨日衆議院に自民党から提案があつたわけでありまして、経営責任の追及などハードルを高めていくと銀行が申請をちゅうちょする可能性は高いのじゃないかという記事が出ていて、私も非常にこれは気になることなのでございまして。

つまり、もう終わった十三兆円の話が繰り返して言うように聞こえますけれども、実は前向きな話をしていくつもりでありまして、これから新しい早期健全化スキームを新しい目をつけていくというときにまた銀行さんがちゅうちょされちゃって、大胆にやりましようと言ったときに、経営合理化計画を出すとか責任ある経営体制の確立とか配当等で利益抽出がどうなるのかといった経営健全化計画、こういったことを出すのは何かちゅうちょせざるを得ないというふうなお気持ちがあるのかなと。あるとすれば、やっぱりこれも大事なことで、それも踏まえて議論しながらいかなければならぬ、前向きな話として何かコメントありましたら、何ども岸参考人で申しわけないんですけれども、間もなく次の参考人になりますので、ちょっとだけお願いいたします。

○参考人(岸曉君) こういう金融早期健全化スキームをおつくりいただくということは大変ありがたいことであるわけでございますけれども、総合的に考えますと、まず第一の原則は、やはり金

融機関が自助努力をもってこの局面というものを切り抜けていかなければならないと、これは第一原則になるんだらうというふうに思うわけであります。

自己資本比率が問題になっているわけでありまして、けれども、資産サイドは貸し出しを除く資産だけでも私の銀行は四十兆円ございますし、そういうリストラといいますが企業努力としてこの見直しを行って、特に中小企業の金融等に影響を与えないでこのリストラを進めていくというようなこともぜひやらなくちゃならない。最初からそのリストラをやらずに公的資金をお願いするというのは、やはり我々の立場としてこれはやるべきでないだらうというふうに思っているわけでございます。

ただ、それじゃそういうのは要らないのかと、こうおっしゃられますと、それは決してそういうことではございませんで、自己資本比率のパーというの三月末の期末近くになってからマーケットが大荒れに荒れて、我々の力ではもう何ともならない、そういう市場の流れで自己資本比率が急に足らなくなるというふうになりますと、そういうスキームを御準備いただけないければもう何とでもそのリスクアセットの方を減らすことになりまして、これは経済に非常な波乱を起こすわけでございますから、こういうスキームを御準備いただいているという事は我々銀行経営にとりまして大変ありがたいことだということでございます。

以上でございます。

○加納時男 ありがとうございます。
先ほど岸参考人が低価法と原価法との選択のお話をちょっとされました。これは非常に大事な問題で、実は私にとってもこれは悩みの深い話なのでございます。理屈だけで考えますと、簿価と期末時価の低い方で評価する低価法というのは私は理

論的だと思ひますし、実態を厳密かつ客観的に評価する一つの方法として大変これは説得力のある方法だと思ひます。

【理事岩井國臣君退席、理事石川弘君着席】
しかし同時に、私もさっき実体経済とか実効性の原則を申し上げましたが、実体経済あるいは景気回復、金融安定化の実効性を考えるときに、株価が急落したといった期末時点の時価、当然低い方といったらそっちになってしまうのは言うまでもありませんが、それをもとに評価をするのであればもう評価損が出てしまつて自己資本維持ということに走りまゐりますから、当然のことながらクレジックランチが起ることというのは私はもう目に見え

るようでございます。
BIS基準でも、条件にもよるのですけれども、原価法との選択というふうに私は読めると思つております。日本もこの三月に選択制をとったばかりだといふようなことではございますので、私としては非常に悩ましいんですけども、条件が整備されれば将来は低価法で私はいきたいなと思つているんですけども、現在は原価法との選択というのがやはり実効性の原則から見ると大事かなとも思ふんです。そこまでもう一言お願いできますか。そういう理解で岸さんのお話は理解していいかどうか、お願いしたいと思ひます。

○参考人(岸時男) ただいま先生がおっしゃられたとおりでございます。一つもつけ加えることはございせん。ありがとうございます。

○加納時男 ありがとうございます。金融の専門の方々に委ねていただいたわけでございます。

これは神田参考人、田中先生からもいろいろ御意見があるかと思ひます。もしございしたら一言、低価法か原価法かというのは、よろしゅうございませうか。

それでは第二のテーマ、あと時間が十二分でございますから十分できると思ひます。第二は、経済活性化のための新しい発想ということでございます。

実は、田中直毅先生の御著作を前からいろいろ読ませていただいているんですが、この間、十月一日の朝日の新しいコーポレートガバナンスで金融再生をという非常にパンチの効いた論文を読ませていただきました。先ほどはコーポレートガバナンスとおっしゃったので、それについての質問でございます。

先生のおっしゃっていることを一言で言えば、従来の株の持ち合いというのはいわば安定株主工作であるとか相互不干渉ということがねらいだったんだらうけれども、今やそういう時代ではだめだ、新しいあるいは厳しい市場の目でもって選別をして産業が銀行の株を持つてということだろ

うと思ひます。市場の目で株を持つて、そこで出てくるのはもたれ合いじゃなくて相互牽制であるというのは大変私は力強い御提言だと思つてゐるんです。
私のその理解が間違つていなければ、先ほど先生がコーポレートガバナンスとおっしゃったので、質問でありますけれども、このように産業が不況であり金融がフリン、二つのフリンですね、信用できない不信と振るわれない不振、そういう二つのフリンがあると思うんですけれども、その中で、出資というのについては産業界でも大変な勇氣が要すると思うわけでございます。その前に

二百兆の個人の金融資産があるというふうに言つていまして、現金と預金と貯金で七百兆円がございまして、この七百兆円というのは異常に高くて、本来でしたら株式保有に回るはずでございますが、これまでの我が国の株式市場が投資家に對して十分の見返りを提供してこなかったこと、あるいは金融機関、金融仲介機関の少し行動が悪い、行儀が悪いということから株式市場にお金が回らなかつたわけでございます。
現在、一体どのくらいのお金が新たに銀行に投入されるべきかという視点に立つてみますと、十九行ベースでいっても恐らく十兆円以上必要だといふ考え方は少ないというふうに思ひます。個人は現金と預金と貯金で七百兆円を今や上回るものを持つてゐるわけでございますので、十兆円の資本調達を金融機関経営者が行うことは決して難しいわけではございません。

しかし、新たな株主は銀行経営者に対して極めて厳しい要求を行うわけですし、規律づけを欠いた行動があるものならばこれはもうただではおかないという、そういう厳しい株主でございます。

○加納時男 今の話は私には理解できたとすけれども、これも非常に新しい御提案でありますし、非常に大事なことだと思ふんですが、岸参考人、何かコメントございませうか。あるいは神田参考人、ございしたらお願いいたしたいんですが、コーポレートガバナンスによる金融の再生という田中先生の御提案ですね。もう一回ポイントだけ申し上げますと、要するに、産業に限らないですけれども、機関投資家でも個人でももう一つ踏み込んでコーポレートガバナンスをやっていくということでございます。

○参考人(岸曉君) 私どもの方は、株式市場の担い手では従来ございませんでしたものですから、そういうことについてやっとなかったわけでございます。個人株主の問題というのは、非常に長い間我々のお取り引きのある証券会社さんのトップが問題意識として持っておられて、何とか個人投資家の層を厚くしたいということである努力を重ねてこられたわけでございますけれども、私の知る限りでは、残念ながらバブル崩壊後も個人株主の比率が年々下がっているような状況だと思えます。我々も、ビッグバンによりまして業態別の垣根が低くなって、証券業務にも今まで以上にコミットしていくことに相なるわけでございますけれども、そういう過程におきまして、この問題につきまして私どもも私どもなりに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○加納時男君 ありがとうございます。それでは、最後のテーマに移りたいと思うんですが、新しい金融の流れということについていろいろ伺ってみたいと思います。

特に、ここは神田先生にいろいろ伺いたいと思います。最近、流れ懸というものができましたね。流れ懸、済みません、何でも略しちゃって、これは大蔵省の正式な名前前は長いんですけども、新しい金融の流れに関する懇談会、俗称流れ懸と言っておりますけれども、この流れ懸でもって最近論点整理が行われたと聞いております。どういうことが論点だったのか。

私は特に関心がありますのは、従来我々がなじんできた金融というのは、さっき田中参考人からもお話がありましたように郵便局ともう一つは銀行と二つの流れがあるんですが、例えば銀行は家計から預金を預かってきて、それで企業に融資する、金融市場としてはこれが一般でございます。郵便局はちょっと別として。

実は、新しい市場型の間接金融というのが今提案されて、我々も非常に関心を持っております。それは金融サービス業になると思うんですが、

けれども、ファイナンスカンパニーが企業に対して融資をする、それでファイナンスカンパニーはCPを発行する、それは証券市場で流通するわけがあります。それが機関投資家とか運用機関がこれを買って、今度は受益証券の形で家計がそれをまた買うというので、非常にダイナミックな市場を展開していく。従来の今利息がほとんどつかないような金利で我々は預金していて、そういう銀行に預けて銀行がまた企業に貸すと、これしかないというんじゃないかと、非常にダイナミズムを持った市場を開発していく。アメリカなんかがそうなんですが、日本は全くそれと違った不思議な国だと私はかねがね思っているんです。

こういってことで、神田先生が今参加している、どんなことがそこで議論されているのか。郵便の問題も実は議論したいんですが、時間の問題がありますので、田中先生ならきつとこの後、郵政の民営化の議論が必ず出ると思っています。私も議論はしたいんですが、また次回にさせていただきます。きょうはその流れ懸のところまで最後にさせていただきます。神田先生、よろしくお願いします。

○参考人(神田秀樹君) 今御指摘の流れ懸と略している懇談会は、今後の金融の流れというものは何かを展望し、そしてそれに対応するためには現在の法律制度あるいはルールをどう組みかえたらいいかということについて議論したものです。時間の関係がありますので、今御質問いただきました市場型間接金融という聞きなれない言葉についてちょっと申し上げます。

日本は従来、間接金融優位だった、しかしこれがだんだん変わって、今後は直接金融が重要になるという言われ方がされます。そういう言われ方はややミスリディングではないかというのが流れ懸で私を含めての一致した意見であります。

それはどういふことかといふと、従来、間接金融と言っていたのは、預金で受け入れたお金を貸し付けるという形で、銀行業務の基礎で

すけれども、預貸し金とか預貸金という形でお金を流していたというのが従来型のやり方で、そういうやり方が今後は変わっていくでしょう。それはそのとおりなんですが、直接金融といふと何かお金を必要とする、例えば企業が直接個人から株主になつてもらうということを想定しがちですけれども、どうもそうではないんじゃないか。今後は、確かに預金、貸し金という形態は変わるかもしれないけれども、いや、株式という形態に変わっても、個人が直接企業の株を持つ、そういうこともあるかもしれないけれども、ではな

すとか、そういう新しい金融仲介機関というんでしょうか、新しいという言い方が正確かどうかかわかりませんが、を通じてやっぱ間接的だということ意味で今後の姿は市場型間接金融。なぜ市場かという、預金、貸し金ではない、株式であるとかあるいはそういうのもっとマーケットの、市場型の金融商品だということ、そういう意味であります。

私はちょっと感想をつけ加えさせていただきます。今、今千二百兆円ある個人金融資産、そのうちの六〇％というんでしょか、先ほど七百兆というお話がありました。預貯金であります。今後、預金、貸し金というルートがもろなくなるわけではありせん。しかし、そういう形でお金の流れは変化していくと思われるわけです。

では、どう変化するかといつても、やはり六〇％のお金を日本の個人は預貯金に預けているんです。先ほどの〇・〇何％であれ。そういう選択を国民がしているということでもあります。それを無理に株に動かさたらどうかというのは、私はやや無理があるように思っています。それよりも、その預貯金のお金を市場型の商品を通じて運用するということか使うようなルートを考えるべきではないかと思ひます。

【理事石川弘君退席、委員長着席】最後に一点、法律として何ができるかというところがあろうかと思ひますけれども、法律として一番重要なことは結局自由化ということだと思ひま

す。先ほどの話に結びつけさせていただきますと、三月の十三兆円スキームの場合でも、お話がありましたように民間の銀行といたしましては公的な資金を申請することはできたとは思ひます。私ならそう考えます。それは当然いふ条件がつくからであります。

ではどうするか。それは自分で立ち直りたいわけですから、そのときの選択肢というものがどの程度用意されているかということ、言ってみればどの程度自由化が進んでいるかということだと思ひます。

そういう意味で、法律的に言いますと、自由化を進める、デリスクロージャーを進める、そういうことを進めるということが一番大事なことで、そういう中で流れ懸では市場型の間接金融という名前でも今後金融の流れが定着するということに展望したわけですね。

○加納時男君 三人の参考人の方々、ありがとうございます。ちょうど時間でございましてので終わらせていただきます。(拍手)

○木俣佳文君 民主党・新緑風会の木俣でございます。きょうは、三人の参考人の方々には、大変お忙しい中、参議院まで来ていただきました。本場にありがとうございます。

な皆さんの愛国心を限りなく誇りに思います。皆さんありがとうございます。こういう御発言でございました。

そしてまた、きょう、私が当選したとき、大統領になられたとき、既に対外債務実額一千五百五十億ドルに達していた、すぐに返済すべき短期外債が二百三十億ドルであった、それに対して日本が最大の支援をしてくれたことを本当に感謝申し上げる、こういうお言葉でございまして、これは金大中さんの負債ではないわけでございましてけれども、本当にこうやって感謝をされておるわけでございます。

私は、今回の金融危機は非常にわかりにくい、また知れば知るほどよくわからなくなるような、さうも夜中の二時、三時まで話をしておりましたが、本当にこれは難しい問題かなということを感じますと同時に、一般にはわかりにくい問題でもあるかなということを感じておるわけでございます。ただ、私が言いたいの、全銀協の会長がきょういらつていまして、もう少し全銀協の方が言っていただけなかな、前に出て言っていただけではないかな、そんな思いを持っておったわけでございまして。私は批判をするために今おるわけではございませんし、私の役割というか国会議員の役割は、この危機に際して本当に国民と一致して守っていくことだと思っております。

ただ、今月七日の読売新聞の紙面上では、岸会長は、三月末に資本注入を受けた公的資金は金利を付けてお返しする。というふうに述べていらつていまして。今の貸し流しというものの、きょういみじくも田中参考人からいただきましたこれを見ておりましたも、お返しするというような表現なのかなというのをちょっと伺いたいのでございます。

○参考人(岸曉君) 実は、お返しするという表現が適当でなかったとしたらおわびを申し上げますけれども、お引き受けいただきました劣後債をマーケットで転売いたしました、結果として公的資金を回収していただく、こういうことをわかり

やすいようにと思ってお返しするという表現をいたしました。劣後債を民間に転売する、結果として公的資金は回収していただく、こういう意味で申し上げたわけであります。

金融危機管理審査委員会が御承認をいただいております。お引き受けいただいたわけでありましてけれども、緊急措置に関する法律の中にも、引き受けた優先株等、優先株や劣後債でございましてけれども、これはできるだけ早期に処分をしなければならぬ、そういう規定になっております。私も、そういうことで三月末はこれを注入していただきましてクリアした、自己資本比率を高めたわけでありましてけれども、期を越しましたらできるだけ早く民間で転売をさせていただきまして、法律の御趣旨に基づいて転売をさせていただいて回収していただく、こういうことだったわけでござい

と申し上げますのは、今回の早期健全化スキームに関するテレビなんかのいろいろな報道とか御議論とかを伺っておりますと、国民の税金をもちろという表現が非常に多いわけでございまして。確かに、おっしゃいますように非常にわかりにくい話でございますので無理からぬところがあるわけでございましてけれども、十七兆円の方の最後本当に御負担になるという性質の資金と、一時注入していただきましたけれども、これを民間に転売することによって金利とともに回収をしていただくという十三兆円の資金と性質が違うわけでござい

ます。その誤解がもとになってこの早期健全化スキームの方の御議論に影響を与えてはと悪いかなというふうな感じをそういうことを申し上げたわけでござい

でございますけれども、その債権がほかに移って貸し出しの計数からは落ちている、でもお金は借手が依然引き続き使っている、そういうものもござい

ます。それから、残念ながら不良債権になってそれを回収する、あるいはバブルセールと

言っておりますけれども、非常に大きな割引率で転売する、これも実質的な不良債権処理で行って

おるわけでございましてけれども、そういう数字がござい

ますので必ずしも額面の数字だけでは実態をあらわしていただけないのでござい

ます。私どもの東京三菱銀行に關して申しますと、今申し上げた不良債権の最終処理とか流動化とかという、そういう実態から外れた要因を排除して実態ベースで見てもみま

す。九月末は三月末に比べて、余り大きくございせんけれども、九百億円の増加を見ております。

そういうことで、一方で非常に貸し出しを圧縮しながら、あたかも自分の金で返すというふうにと

とられますとまことに私の言葉が不適切で申しわけ

なかつたと思ひますけれども、そういうことでござい

ます。

○木俣佳丈君 ありがとうございます。

ただ、先ほど自民党の委員からも御質問がありましたように、十八兆円のうち十七兆円はリスクア

セットを減らさないような仕組みができた。ただ、自己資本比率が例えば八割ぐらゐるとすれば八分の一〇で十二・五倍ぐらゐの減らさな

いで済むものができると思ふんですけれども、実際には大分小さいんじゃないかなと思ふのでござ

います。そのあたりいかがでございませうか。

○参考人(岸曉君) 自己資本比率の計算でござい

ますけれども、いろんなBISの細かな規定がござ

いまして、何といひますか細かい話でわかりにく

い話になってくるのでございましてけれども、

ティア1とティア2というのがございまして……

○木俣佳丈君 簡単に結構ですから、また質問したいので。

○参考人(岸曉君) ティア2というのが、ティア

1を超えた部分は自己資本比率に算入されないとい

うことがありますが、そのうち、そういう関係

で十七兆円、一兆七千億に對してもっとふえるべ

きところが十七兆円、こういうことになったわけ

でござい

ます。

○木俣佳丈君 余りきょうの本題からそれること

をおそれますのでそれは避けま

す。要す

るに資本注入をした。本当に自分も資本注入して

いたきたいぐらゐのものなのでござい

ますが、

冗談はさておき、当初資本注入したときに貸し出

し余力は二十兆円ぐらゐ生まれるんだ、これは当

時の金融危機管理審査委員会の今井委員がこう

おっしゃっておるんですね、二十兆円ぐらゐ貸し

出し余力が伸びるんだということでありま

すけれども。

先ほど田中参考人からいただいたもの、そして

また、私はちょっと速報値で平成十年八月末のこ

の数字を見ましても、例えば月末の残高を見まし

ても、四、五、六、七、八月も、六月までは一・

五、一・九、二・九、七、八月が三・三、三・

二、増、大手十行ですね、これが、それから、長

銀はもちろんマイナスでござい

ますが、信託なん

かでもすべてマイナスと、こ

ういう状況でありま

す。当初言われていたま

さに貸し流しというも

のがなぜ直らなかつたのか非常に疑問でござい

ます。

参考人お三方にぜひ伺いた

いんですが、どうい

う御見解をお持ちでし

ょうか。

○参考人(岸曉君) 計数資料の出場所が違

いますので若干の食い違

いがあるかと思ひます

けれども、一番新しい数

字で八月末の数字でござ

いますけれども、これは全銀協で取りまとめた数字でござ

いまして、一年間でござ

いますけれども、表面上は

一・〇％の増加でござ

います。これは十九行で

ござい

ます。一・〇％の増加で

ござい

ますけれども、そのうち都市銀行

は三・二％の増加でござ

います。

先ほど申し上げました債権の流動化でありま

すとか実質不良債権処理に伴う特殊要因、これを調

整して実態で見ますと、十九行合計ではプラス三・六%、それから前年同期比ではプラス五・九%ということでございます。こんなことを申し上げていいかわかりませんが、私から見るとみんな健闘しているなと、こういう数字なのでございます。

○参考人(神田秀樹君) 私は専門が法律です。で、ややの外れなことを申し上げるかもしれませんが、私自身、貸し流しの定義ですとか具体的な数字、いろんなことが公表されておりますけれども、その辺を必ずしもよく把握しておりませんけれども、貸し流しというものがあつたという前提でお話ししますと、なぜ解決にならなかったのかというところ、私の感想は、金融機関としては、合理的な行動と言つてはなんですかけれども、とつた結果、貸し流しの解決にならなかったということだと思ひます。

どういふことかといふと、それは金融機関としてはBIS規制等に過敏に反応するためにどうしてもリスクをとらないといふか、そういうリスク回避的な行動がより強く出た。しかも、先のことは見えないうちの状況でしたので、思うように貸し出しが伸びないといふことではなかったかと思ひます。

このことは逆に申しますと、前の御質問にあつた点ですが、この十三兆円のスキームというものが、やはり今いろいろな意味で、そのスキーム自体が間違つていたと思ひますけれども、いろいろな意味で反省をして新しいスキームを考える時期に来ているのではないかと。

すなわち、そのスキームは貸し流し対策のためにやるのであれば別の方法があるわけですね。ただ、あのスキームで貸し流しもよくなつたと思つたんですけれども、やはりその目的の手段といふことで言いますと、貸し流しといふことが本当にあつて、それを解決するのでしたらもつと直接的な法律がつくれるわけですから、ぜひ皆様方にはそういうことも含めて検討していただきたいと思ひます。

と思ひます。

○参考人(田中直毅君) 新年度に入りましてから、回収に注意を要する債権と言われている第Ⅱ分類債権について引当金を多く積まなければならぬ、しかもひよつとすれば国会で新たな法案ができれば、強制的に特定の比率を第Ⅱ分類債権に対して引き当てをしなればいけなかつたといふという恐怖心に似たものが民間銀行経営者の間に走つたといふのも、この貸し出しをできるだけ抑制したい、あるいは回収を急ぎたいといふ気持ちにあつたように思ひます。

それから、この間、新年度に入りまして円安が続きました。このため、外で貸していた貸出債権の円価値が高くなつてしまつた。これがリスク債権がふえるといふ形になりました。これも国内における貸出債権の管理に影響を持つたのではないかと、いふふうに思ひます。

それから、長銀三行について言いますと、資金運用部の、先ほど申し上げましたけれども、金融債の持ち分が三月末から六月末の間に一・一兆円減らされております。償還期限が来たものについては資金運用部は新たに持たないという態度が極めて明らかでありまして、長期信用銀行三行は手元のお金がないといふ状態、どんどん減つていくといふ状態が起きていたといふふうに考えますと、貸し金はふやせなかつたといふような事情がこれに反映しているように思ひます。

○木俣佳文君 ありがとうございます。岸会長に伺いたいのでございますが、若干数字と例えはアンケートといふものが大分違つたように思ふんです。きのう通産大臣も中小企業の三四%は貸し流しを感じているという表現をされておりましたし、そしてまた、これは若干古いものでございまして、九八年三月二十八日の読売新聞で、このころでさえ非常に大手の都銀といふのは貸し流しが厳しくなつた、九一%で、地方銀行三五・四%、信金については五・二%、信組は一・〇%、こういうような数字が出ております。これだけ大手行に対する貸し流しを感じる。

そしてまた、宮澤大蔵大臣も昨日の答弁の中で、中小企業は本場に、頭取というより支店長の靴を磨いてでもよく思われたい、それで貸してくれないかな、こういう思いまで持たれているという、大蔵大臣がそういう御発言までされているんです。

ですから、そのあたりは数字だけではなくて、まさに自民党が今提案されている早期健全化のスキームの中で、資本注入ということが主題でございまして、だから、これで貸し流しが本場に解消するのかわつたといふことを、そういう定性的な話じゃなくて、どのぐらいの規模なんだといふこと、そしてまた、タイミングはどのぐらいのタイミングでやらなければいけないのかといふこと、それがもう何かぐちゃぐちゃになっているといふのが今の国会の状況ではないか。

それが本場にわかつたにいくだけども、市場の反応としては、どうも公金が投入されるであろうといふ中で、若干また欧米市場の債権の金利のこともこれあり、株価もはね上がったといふことしてあるわけでございますけれども、今本場にこの新しい法案が出されているスキームで資本増強が、注入がされたときに間違いなく貸し流しがなくなると言えますか、ちよつと伺いたいんです。

○参考人(岸田君) 中小企業を中心に銀行の貸し流しが非常にあつて迷惑しているという声がたくさんあるといふことはよく承知をしておりますし、折に触れて昨年来、全銀協の会長名で傘下の銀行に対して、貸し流しといふような批判が出るような行動は厳に慎んでもらつて金融の円滑化に努力するようにといふことを再三にわたつて通達しておりますし、また私もどこもそういう機会に例えは支店長会議でありますとかそういう機会に貸し流しといふようなことがあつてはいけなかつたといふことを注意しているところでございます。

それでは、自己資本比率だけが障害になつてそういうクレジットランチが起つてきているのかといふと、どうもそれだけで起つてきているのかといふのではないと思ひます。この不況が非常に長引いておつてデフレスパイラルと言われるような状況にあるわけでございますので、中小企業に限らず日本の企業がだんだん体力をすり減らしてしまつて非常に限界に近づきつゝあるといふんでしょか、そういう状況にございまして。

それから、銀行の窓口から見ておまして非常に心配されるのは、前向きの資金需要がほとんど出てこないのでございます。支店から申請書が上がつてくるわけですけれども、そういうものの件数が非常に減つておまして、ちまたで新しい資金を借りて新しい事業に乗り出そうといふふうな行動をとられる方が非常に減つてしまつて、身をかたくして安全第一といふことでやつている、そういうふうな状況にあるように思ひます。

それで、私も、これは個別銀行の問題でございましてけれども、東京三菱銀行としては、特に中小企業のお取引先については支店長みずからよく連絡をとつて、そのお取引先がどういふ状況にあつてどういふことに困つておられるか、これからどういふことを希望されるのかといふようなことを、我々としてどういふことができるのかといふことをよく御説明して、ではどうしようかといふことを同じ身になつて、相手の身になつて相談に乗つてくれと、こういうことを絶えず言つておるわけでございますけれども、基本的にはやはり景気が回復してきませんと、この貸し出しが円滑でないといふ御批判というのは残念ながらなくならないで、いふ気がいたします。

以上です。

○木俣佳文君 ありがとうございます。伺つていますとますます混乱を深めるわけでございます。ではどうしたらいいんだろうかといふような気持ちがございます。まさにモデルが本場に崩壊してしまつておるのかない印象を受けるわけなんです。要するに銀行とは何だろかなと、本場にそう思ふんです。

中坊さんがきょう午前中いらつちやつて、要は公的な機関であるといふこと、もつとやうと、決済機能という、金融システムという問題、安定化

ということが一つ、もう一つは貸し出しということ、いわゆる金融機能ということですか、この二つを持ったものをとにかく守らなきゃいけないんだと、これは本当にそう思うんです。

ただ、今のお話の中で、この不況のせいもあるんあると思うんですけど、バブルがはじけちゃって構造的な不況だからもうどうしようもないんだというので本当にいいんだらうか。要するに、モラルをある程度維持するために信賞必罰というんでしょうか、やはり経営責任。例えば、三月の資本を注入したという時点で、ある意味でこれは酷な言い方かもしれませんが、銀行経営が失敗したのではないかといいようない方ができないのか、これはちょっと言い過ぎかもしれないが、要は責任ある役員は、経営陣は総退陣ということがないに非常にわがやりにくいと思うんです。

田中参考人に伺いたいんですが、そういう考え方はちょっと厳し過ぎるでしょうか。

○参考人(田中直毅君) バブルの発生とバブルの崩壊の途中においていろんなことが起きます。

銀行について言いますと、バブルの崩壊によって貸し金の内容が悪化しますので、それは自己資本が毀損されることにつながります。自己資本の毀損をもって経営責任をとることならば、それは明らかに経営者に責任があった、バブルの発生と崩壊の途中においてそれは銀行経営者にあった。しかし、それはそれぞれの局面において経営者が、例えば株主との間で、あるいは自己にお持ちになっている基準との間で個々に考えられることであって、それを何か公的な形で強制するということ、そういう世界では我々はないように思います。

ただし、おっしゃいますように公的資金の投入があるケースについては、銀行に対して公的資金を投入するということは納税者のリスク負担をもってこれが行われるわけですから、状況に若干の変化が起きた。要するに、それは本来民間の自治によって決まることに對して経営者の責任を公

的に問う局面も出てくるかというふうに思います。

だから、それを非常に強調して言いますと、各経営者はそれを恐れてとても多額の公的資金の投入を要請するということはないということになります。結果として果敢な公的資金の投入は行われないということになります。それは、恐らく多くの国民が期待することとは結果として反することになるというふうに思います。この切り分けこそが極めて重要でありまして、国民の多くは信用収縮が異常に起きることを望んではない。他方で、それでは経営責任はどうかといったら、これは一連の任期の過程において個々の経営者が考えられることであり、あるいは株主との関係でこれが決まるという問題だというふうに思います。

したがって、公的資金の投入に伴って当然銀行経営が問われる土俵は変わることは明らかですが、それを余りにも過度に言い立てることは、銀行経営者の意識を萎縮させ、必要な信用創造機能を結果として損ねることになりますので、ここは我が選良の皆様あたりもそのメカニズムを御理解の上、私は問題を切り分けて考える必要があるというふうに思います。

さなきだにその責任のことを言えば、経営者もまた人間でございますので貝の中に閉じこもるといふ行動が出やすい。そして、リスクを持った債権はできるだけ回収に走るようにという指示は出さなくても、部下がそれを重んじて走り出すという可能性は当然あるわけです。市場メカニズムというのは本当に微妙なところがございまして、その切り分けをうまくやりませんと、結果としてその災害が我々一人一人の国民にも降りかかる、そういうメカニズムだと私は理解しております。

○木俣佳文君 ありがとうございます。今のお話を参考にしますと、例えば二つのパターンがあるかなという感じがするんです。一つは、ちょっとこれは極端な話かもしれませんが、自己資本比率が八割というのが国際業務をする、支店を出す基準でございしますが、これをとにかく

四割でいいと。国内に特化して、国内におりながらも国際業務というのはいけません。ですから、そういう意味で、四割でいいというふうに、要は背伸びしないというのが一つの方法であるのかなと。

もう一つは、強制注入、強制責任をとるといふ、新聞なんかでも意見を言われている方がありますが、そういうのがあるのかなと。今の田中参考人の御意見を参考にしますと、そういうことを今ふと思うわけでございまして、我が党の案だと、情報開示というのを先にして、その後でなければ資本注入できないというところで、それもそれですごく正論かなと、こう思うのでございしますが、混乱しているというのはそういうことでございまして、要は開示を先にした場合にいいものも悪くならないというところがやっぱりあるのかなと思ったりするんですね。そうすると、ではどうしたらいいのかなとということでもまた迷ってしまうわけでございまして。

もうそろそろこれで終わってしまおうんですが、今申し上げた点、もう一回申し上げますが、要は銀行というのは何をするためにあって何を守っていくんだということも含めて、今の自己資本比率の状況について、最後にお三方からお答えいただいたかと思っております。

○参考人(岸田文雄君) 銀行は、申すまでもなく金融仲介機能をもって事業をやってそれで成り立つておる私企業でありますので、一種の経済に携わる者の本能といたしまして、できるだけ仲介機能を競争して取り込んで、そして機能を果たして自分の存在を大きくしていきたいという、これは本能的なものでございまして。

したがって、営業環境が許すならば、かつては過当競争過当競争と言われて御批判を受けたわけでありまして、そういう中に内在する衝動というのがありますので、我々は好んで今の状況でよしとしているわけではないわけでございます。今のデフレスパイラルというのは、バブル崩壊後、日本経済がまだストック調整が終わって

いないというところに一番の原因があるわけございまして、設備にしましても雇用にしましても実体経済の規模に比べて過剰だ、特に借入れが過剰だというギャップがございまして今日の困難な状態があるわけでございますので、一日も早くこういう状態を脱して前向きに、過当競争と言われるくらいに頑張れる時代が来てほしいなというふうに思います。

それから、さつき四割でもうやたらだというお話がございましたけれども、日本の電機とか自動車とかの産業がもう本当に隅々まで海外展開をしておりますので、その海外における企業活動を金融機関としては支援をしていきたいと日本のいけば命綱みたいな部分が切れてしまおうということがございしますものだから、我々は何とか八割を維持して海外における企業活動を支援していきたい、こう考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

○参考人(神田秀樹君) 簡単に感想を申し上げます。上げていただきましたが、先ほどちょっと申し上げましたが、もし貸し渋りということの対策であれば、私は銀行への資本注入以外にもっと直接的ないろんな方策を具体的に検討されるべきだと思います。

それから、銀行とは何かということですが、私も少なくとも日本においては銀行は公共性があると思います。ただ、間違えるといけないのは、救うべきものは個々の具体的な銀行ではなくて銀行システムであり銀行という仕組みだということです。

このことは、破綻前、後ということでもっと簡単に申しますと、公的資金を投入する以上、これは破綻前であっても後であっても幾つか条件が当然つくと思います。減資を前提とするとか、例えば経営者に交代していただくとか。しかし、その公的資金というのを別に、破綻前と後とは、先ほどお話ありましたけれども、例えば強制的に経営者に交代してもらおうかというの、大分私は考え方が違うと思います。破綻している場

合には、株主はゼロです。それから経営者も普通の事業会社であつても交代することになります。これは、破産手続、会社更生手続が始まればそういうことになります。

しかし、破綻していない場合は難問なわけで、その場合に私は、個々の金融機関に強制的に資本注入をするとか経営者がかわれとかいうのはいかにもものか。それは、先ほどの言葉で言うところの用だということになります。むしろ選択権を与えて、したがってそういう意味では民間の側からの選択というか申し出を待つてやるといふ、そういうことであつていいというふうに私は思っています。

それよりも重要なことは、そういうことではないかと、もっと新しい銀行、新しい貸付機関というものをどんどんつくれるような自由化措置をして、そういう新しい銀行、金融機関というものを通じて金融システムあるいは銀行システムという仕組みを守るといふ発想の方が私はすぐれていると思います。

以上です。

○参考人(田中直毅君) 銀行システムは大変微妙にできておりまして、たたいもけ飛ばしてもこれは堅固なものだといふものではないわけですが、きょう御議論ございましたように、自己資本に対して十倍以上の貸出権を持っているから、それはなぜかといふ預金を受け入れているからでございいます。短期借りの長期貸しが銀行の機能だとしますと、銀行経営というのは、まさに周囲の情勢に常に気を配らなければならない行動についても自己点検を要するというそういう性格なんだろうと思ひます。

実際にそれではバブルのときにそれが満たされなかったのはなぜだろうかと考えてみますと、幾つかの要因がございまして、一つの原因は、銀行が資産の部分に株式を多量に保有している。これは、戦後のある時期、株式の相互持ち合ひは不可欠だといふふうによくの人が考へて、結果としてそういうことになりました。個々の事業会社については五%以内でございすが、銀行が

保有しています株式の保有総額は余りにも大きかった。バブルのときにはこれが含み益として、銀行経営者自身が微妙なバランスで銀行経営というのには成り立っているといふことをとく忘れがちになったといふ面があるかと思ひます。

しかし、今日のように株価水準がここまで落ちてまいりますとこれが逆に出来まして、ちょっとした風の動きにも経営者は常に憶病になる。これが、少し危ない貸し金はできるだけ早く回収したいという心理に今追いやられていくわけですが、そういう意味では我々は、銀行制度の設計をもう少し日本経済が堅調だったときに設計し直すべきだったといふふうに思ひます。銀行は貸し金を出すときは株式を保有するときに十分な注意を払つていたように思ひます。そういう意味では、我々は銀行制度の設計を、今の異常な信用収縮の時期が終わりましたら、新たな商業銀行の設計思想といふものをもう一度議論せねばならない時期が来ているのではないかと今思ひます。

○木俣佳文君 以上で終わります。

○田中直毅君 大要御苦労さまでございす。既に六時を回つてしまひましたが、田中先生にまずお尋ねをしたいと思います。公明の益田洋介でございす。

冒頭の意見陳述で先生はききより、民間金融の重圧に今なつてゐるのは、膨大する郵便貯金量、それに加えて大蔵省の資金運用部の運用なんだといふお話をされておりました。郵便貯金については、民間金融への信頼感の薄さがふえるに從つて、この数年猛烈な資金の郵貯シフトが起きているといふこと、それから資金運用部につきましても、金融債の保有を随分減減させた上で、結果として民間銀行への資金還流が細つてきているんだといふお話でございしました。金融債の大蔵省の運用につきましても、実際に数字を見せられておりました。確かに驚くほどの減り方だと思ひます。

一方、私が非常に先ほどのお話で興味を覚えます。保有しています株式の保有総額は余りにも大きかった。バブルのときにはこれが含み益として、銀行経営者自身が微妙なバランスで銀行経営というのには成り立っているといふことをとく忘れがちになったといふ面があるかと思ひます。

したのは、郵貯をこのまま放置していくと二〇〇一年四月末のペイオフで大変なことになる。ですから、少なくともそれまでに先生のお考えでは郵貯を何とかしなきゃいけない、やはり幾つかの形に分けた分割の民営化という議論がなされ、先生はこれを御指摘なされた。この辺のお考えをもう少し詳しく御教授願ひたいと思ひます。

○参考人(田中直毅君) 今、日本の中で信用度が高いものは何かという問題がございす。

かつては大蔵省あるいは大蔵大臣は大変信頼されていまして、大蔵省が言えは大丈夫だといふことだったわけですが、例えばこの一年の情勢を見ても、大蔵省あるいは大蔵大臣がインテリバンクでデフォルトは起こさない、したがってインテリバンクで、銀行間の貸し流しは起きているとはいふにいかにかに注意をしても、それをもうや金融機関は聞かないといふことになつておりました。

これに対して郵便貯金については、今日に至るまで国民の間でこれは大丈夫だといふ根拠のない議論がまかり通つてゐるというふうに私は思ひます。それは、郵便貯金を国家のバランスシートで言ひますと負債に当たりまして、資産の部分に何が挙がつてゐるかといふと、これはいろいろ資金運用部で運用がなされてゐるわけですが、例えば旧国鉄の債務が集められたところに対して貸し出しを行つてゐるわけでありまして、国有林野事業に対して郵便貯金のお金は資産の部において回つておりました。また、北海道東北開発公庫、これは例として申し上げるんですが、例えば苦小牧東部とかむつ小川原に対しての貸し金もございすが、普通の言葉で言へばこれらはいづれも不良債権、回収に懸念が残るものでございまして、大幅な引き当てを本来的にすべきであります。

そういう意味では、郵便貯金を国家の中央政府の資産の部に挙がつてゐるものは本来はきれいにされてしかるべきで、すなわちその部分は毀損してゐると考へるべきであります。

にもかかわらず、国民の多くの方々は、郵便貯金は大丈夫だといふふうに信じておられます。多

分、それはいざという場合には納税者のお金でそのした資産、中央政府が持つてゐる資産はきれいにされるからだといふふうに思つておられるからでしょう。

しかし、それは納税者のお金をもつてきれいにすることといふことではございすから、一方で納税者は郵便貯金も持つてゐる。自分の債権が、言へば請求権が保全されるのは税金を通じてきれいにされるからだと。税金とそれから自分の請求権は、右のポケットに入つてゐるものと左のポケットに入つてゐるものでございすから、右のポケットに入つてゐる請求権を保全するために左のポケットから補てんしてゐるということではございまして、実際には不良債権という性格のものになつてゐるわけですから、私はもう少し疑問を持つてゐるのではないかと思ひますが、一般にはそういうふうには思われておりました。

このため、言うならばリスク債権がどんどん拡大して、規律なき拡大が現実には起きているわけでありす。これはやがて納税者の負担となつてはね返つてくるものでございまして、冒頭申し上げましたように、民間金融機関に資金還流を妨げてゐるだけではなく、中央政府の資産の部において不良債権を拡大させてゐることにつながつてゐる可能性が非常に高い。この検討を抜きにしては郵貯の問題は議論できないと思ひます。

多くの人は、これはこの勘定に持つていく限りにおいて何の問題もない、預金保険機構にも郵便貯金は入つてゐないではないか、といふことはリスクがないことだといふふうに感じてここに持ち込んでおられるわけですが、しかも、それは少額の零細な貯蓄性のものとは異なり、言ひたいものでございまして、これが異常膨張してゐるということだといふふうに思つておられます。

○益田洋介君 次に、最近欧米で盛んになつておられますBIS規制の見直しという点についてお尋ねしたいわけではございす。

これは八八年に合意をしたわけではございす

が、合意当時からかなり問題があった、議論があった規制でございまして、まず第一に、八％という基準の根拠が全く明らかにされないままそういう数値が決められたということ。加えて、果たして金融機関の健全性を証明する指標としてこれだけでいいのだろうかという疑問があったわけでございます。

しかし、出発して十年がたちました。最近行われた議論、例えば二月末、ニューヨークで行われたシンポジウムにおきましては、スイスの中央銀行は、八％の引き下げそれから見直しということの主張をいたしましたし、FRBのアラン・グリーンスパン議長などは、もう規制そのものが形骸化している、経済状況またマーケットの商品の内容もさまざま変わりしているのだから規制そのものを根本的に見直そう、こういうふうな八％という枠組みを設けるのはもうこれは通用しないんだと。そして、バーゼル銀行監督委員会のデスワン委員長も、規制の中心部分について見直す必要があると。かなり皆さん積極的に踏み込んでこられておりまして、具体的なスケジュールに上る可能性が出てきている。

一方で、これを受けた形でニューヨーク連銀のマクドナー総裁は、この一両年に欧米において議論を前向きにして、九九年ぐらいにはまとめたというふうなことまでの議論が立ち至っている。

この辺の動きについて、我が国がこれまで取り残されてしまっているんじゃないか。今の段階で、やはりこうした欧米のマーケット、市場また中央銀行の総裁との会合で、我が国の考え方がもしあるのであれば大いに話し合っていかなきゃいけないんじゃないかと痛切に感じております。

○委員長(坂野重信君) ちよっとここで申し上げたいと思うんですが、参考人の方々、まことに懇切丁寧に答弁されておりますけれども、質疑時間が限られておりますので、答弁をなるべく簡単にひとつお願いしたいと思います。

○参考人(田中直毅君) BIS規制の問題について私が持っています見解を述べさせていただきます。

なぜ自己資本比率規制というものが出来たのかという由来を考えてみますと、アメリカのように銀行設立が基本的に自由なところではほとんど倒産が起きている、退出が起きているわけですが、そのときに銀行経営者に倫理観の欠如が見られるようになりまして、これはどこかで規律づけが必要だということになるわけですが、どうした場合に規律づけができるかというと、自己資本比率を株主が自分のお金を持ち込んだ比率が高ければ高いほど規律づけはうまくいっているという統計的な経験的な関係がございました。

したがって、きょうお話が出ていますように、銀行という大変微妙ではあるけれども、しかし重要な仕組みをちゃんと生かすためには自己資本比率はやはり高い方がいいという経験則がありまして、これは極めて強固な考え方というふうに思っています。

八％という数字に根拠があるかどうかということとは、御指摘のように特別根拠があるとは思いません。ただし、大きな方向は自己資本比率を次々に改善していく方向に行くべきだという方向でございまして、幾つか見直しの議論がございまして、八は高過ぎるから四でいいという方向に私は国際的な議論が行くとは思いません。むしろ、それだけの銀行の自主的な努力によって自己資本比率を高めるようなそういう自己査定、自己規律を働かせていくべきだというのが大きな流れでございまして、それを八というふうに決めるかどうかは、見直すという可能性はありますが、では下げてほしいという議論には私はなる可能性は非常に低いというふうに思っております。

○益田洋介君 ありがとうございます。ですから、基本的に八％という数字にがんじがらめになってマーケットがシュリンクして、銀行の方たちは八％という数字が重荷になってしまつて、何だか知らないけれども日銀総裁はルービン財務長官との対談で失言をされたとかされないとかというニュースも取りざたされております。で

すから、基本的にやはり我が国も参画をしてそういった議論の席に着いて、これから積極的にその規制の見直しというのをしていくべきではないか。何か非常に八％だの四％だのいうむだな議論を皆さんが一生懸命になって国を挙げて国会じゅうでしているんじゃないかという印象を僕は受けてしまっているわけでございます。

次に神田先生に伺いたいのですが、長銀がこの三月期に決算をいたしました、決算の結果は黒字決算でございました。しかし、何を考えたのか二月に通った金融法案の十三兆円の枠を申請して、一千七百六十六億円、優先株が千三百、劣後ローンが四百六十六億円、公的資金の注入を受けた。黒字決算をして優良な、これまた八％という話が当時出たわけでございますが、これは優にクリアしているという決算結果が出たということ、私は、私はかなり監査法人の問題というのが問われるべきじゃないかという気がしているわけでございます。外部監査法人が監査をした結果、黒字であるという認定をしている。

私は、アメリカのS&Pの事件のときにRTOが非常に厳しい、経営者に対しては取締役の善管義務の違反、それから株主に対しては監視義務の違反、そして監査法人に対しては外部の、これはオーディターのプロフェッションナルライアビリティ、日本の言うところと専門家としての義務違反というふうな、定着した日本語がないでしゅうけれども、に問われて、非常に多数の監査人が、監査法人が、また個人が訴を提起されて、そして実刑判決を受けている。日本ではこういう例はないんです。

確かに、国内法においても監査法人というのは顧客に対して守秘義務があるわけでございますが、一方でまた金融監督官庁に対しては報告なり説明義務というものがあつて、二律背反するといえど、日本における監査法人のプロフェッションナルライアビリティのガードというのは、常にディフェンスのメーンのエレメントはここにある

んです。守秘義務を守らなきゃいけない。顧客のそんな決算上の秘密を外へ漏らすことはできないんです。

この二つの義務、この二律背反、これを法律の専門家でいらつしやる先生に、国内法でどういうふうに組み立てて考えたいのか、解釈したいのか、どちらを優先するのかというふうなことに、急な質問で申しわけないんですが、お聞かせ願いたいと思います。

○参考人(神田秀樹君) おっしゃるような問題は非常に重要な問題で、それから日本だけでなく外国でも問題になることだと思います。私は問題の所在は多少違うところにあるのではないかと、思っておりますけれども、その守秘義務を含む問題をどう考えるべきかという点につきましては、私も守秘義務というものは重視されてしかるべきだというふうに考えています。

多少違うところに問題があるのではないかと、いうのは、もし一言だけ申させていただきますと、監査法人の役割、特に銀行、金融機関の監査というものは、本来これは昔から金融機関は規制産業です、当然現在の金融監督官庁つまり監督当局の検査も受けているわけですね。一般の事業会社の監査とそういう意味では違う面があるはずなんですけれども、日本の場合にはやはり監査法人による監査というものをいろいろの意味で反省しなればいけない面があつたんじゃないかと思えます。

それは一言で言えば、現在日本の銀行のバランスシートが信頼を失つてしまつて、それは先ほど申し上げた低価格法原則法というルールがあるんですけれども、これはルール次第では黒字のものも赤字になるわけですね。不良債権をどういうふうに分類するか査定するかについても、借りた人が返さないと云っているのを、これをどうするか。それを百なのかゼロなのか決めなければいけない。そのルール次第では赤字にもなるし黒字にもなる。バランスシート上黒字であります、これは現在のルールのもとではルール違反

ではありませんかと言つても、市場はもう全然信頼してない、そういう事態まで生じかねてゐるわけでありませう。

したがひまして、私は、現在こういう会計とか決算についてはルールをもう一度見直して、どういうルールにするかをきちんとする、そしてそれののつたバランスシートをつくる、その点でおかしなことがないかを監査法人がきちんと監査するという、このすべての面をやはりここでもう一度見直すというかつくり直していただきたいと思ひます。

○益田洋介君 岸会長には大変申しわけございません、時間が大分過ぎてまいりましたので、今度またゆっくりとお話をお伺いしたいと思ひます。終わります。(拍手)

○緒方靖夫君 日本共産党の緒方靖夫です。

岸参事人にお伺いいたします。先ほど、審議中の金融関連法案について大変おりのたことと、そしてまた使ひやすくしてほしい、一刻も早く成立をということを言われました。

具体的にお尋ねしたいんですけれども、昨日自民党が提出いたしました金融機能早期健全化法案について、全銀協の会長としてまた東京三菱銀行の頭取として具体的に要望されていること、それをお伺いしたいと思ひます。

○参考人(岸参事人) 昨日、早期健全化スキームの法案につきまして全銀協で、常務務クラスでございませうけれども集まりまして、これをみんな議論して、どういふことをお願いしようかということとでまとめたわけでございますけれども、一口に言つてやはり実務的で有効な枠組みをつくつていただきたいということでございます。

その第一は、先ほどからも御議論に出ております原価法、低価法の問題、この選択制を維持していただきたいということ。それから第二に、分類債権の引き当ての問題でございますけれども、当然のことながら分類ということにつきましては銀行の回収可能性の判断、評価が入つて行われるも

のでございませうし、それからそれに対してどう引き当てるかということとは、それぞれの銀行の価値判断があつて、これなら安全だろうということと引き当てるわけですから、一律の引き当て率とかあるいはそれを強制するとか、そういうことはぜひ行わないでいただきたいということとです。それから、全体的に公的資金を注入いただくときに、やはり余り厳格な条件をつけられませうと、我々としても非常にちゅうちょするわけでございますので、この点についてもぜひ御配慮いただきたい、こんなふうに思つております。

○緒方靖夫君 この法律の適用について、全銀協加盟のすべての銀行に適用されるということと理解されているわけですね。

○参考人(岸参事人) 全銀行に適用されるというふうに理解しております。

○緒方靖夫君 額についてですけれども、当面十兆円になつておられますけれども、この額についてどういふ希望を持たれますか。

○参考人(岸参事人) 全銀行の経営の状況がどういふ状態にあつてどういふレベルにあるかということとを我々知る立場にないものでございませうから、当面の局面を乗り切るために幾ら必要かという判断は実際問題としてできないわけでございますけれども、スキームがあるというところが、この金額については財政の方の措置をやつていただければ手当てされるわけですから、最初から幾ら必要ということとじゃなくて、まずはひとつスキームをつくつていただきたい、こういうことでございませう。

○緒方靖夫君 どうなるかわかりませんが、成立したと仮定して、個別の話になりますけれども、東京三菱銀行は申請されますか。

○参考人(岸参事人) 例えば再生委員会の規則でありますとか省令でありますとか詳細な運用方法がまだ決まつておりませうので、またこの法案が修正があるのかどうかともわかりませうのですから、今の段階では決めておりませう。

をという話になつてくると思ふんですけれども、その点で岸会長自身が初めからそういう立場だったのかということをお伺ひいたします。

例えば、私は手元に、昨年十二月二十日付の毎日新聞ですけれども、その中で「東京三菱銀行次期頭取に聞く」という中でどういふうかがりがあるわけですか。「金融機関の自己資本拡充への活用は、モラルハザードの問題がある。護送船団方式と言われかねず、難しいのでは」と。

今言われた立場、きょう表明された立場とこの立場は明らかに違つてゐると思ふんですが、変わったんですか。

○参考人(岸参事人) その新聞の取材を受けました時点では、まず自助努力で自己資本の問題をクリアすべきであらうというふうに考えましたし、そういう見通しも持つておつたわけでございますけれども、十一月にあつたような大型の倒産が三件続てくる、それに加えて株安、円安によりまして自己資本比率というものが急速に悪化してまいりましたので、これはシステム全体のためには踏み切つた方がいいだろう、こういうふうに判断いたしました。

○緒方靖夫君 次に、ちよつと長銀問題に関連してお聞きしたいんですけれども、長銀系ノンバンクの日本リースが会社更生法の適用を申請しました。会社更生法が適用されれば、取引のある金融機関は融資高に応じて損失負担をすることになるわけですが、全銀協としてはこれにどう対処されるんですか。

○参考人(岸参事人) これは、個社の取引に対する個別銀行の問題でございますから、全銀協は関係しておりませう。

○緒方靖夫君 しかし、債務引き当て等々は当然やられていくことになると思ふんですね。

○参考人(岸参事人) 引き当てはそれぞれ各銀行の判断で当然いたします。

○緒方靖夫君 当然そうなつていくと思ふんです。そうすると、日本リースのことし四月末と五

月末の借入金残高をまとめた資料があるんです。委員長、申しわけありませんが、ちよつと手元に資料があるんですが、参考人に渡してよろしいでしょうか。

○委員長(坂野重信君) 参考人に渡してください。

○緒方靖夫君 借入金の、金融機関ごとに月末残高が細かく書かれております。これを見ると、日本リースは各金融機関から総額一兆八千九百億円もの融資を受けていることがわかるわけですね。このうち、全銀協傘下の都銀、地銀、信託銀などの金融機関からは全体の八四％、一兆五千八百億円もの融資を受けております。例えば、東京三菱で言う八百五十億円の融資をしてゐる。これら債権をすべて引き当てる、そういう処理をすると仮定すると、当然資本を食ひつづすことになると思ふんですけれども、そういうことになりませうか。

○参考人(岸参事人) 当然のことながら、更生法を適用申請したわけですから、引き当てるにしても、更生計画によりまして何％の債権が切り捨てられるのか、その再建計画がどう立つのかということにかかわつてきますので、一律な数字はありませうけれども、相当な影響があることは事実であります。

○緒方靖夫君 相当な影響があるということですが、全銀協傘下の金融機関による長銀系ノンバンクへの融資は日本リースだけではないわけですね。お渡しした四枚の資料について、日本ラディック、エヌイーディー、日本リースオート、フリーストック、レジットのそれらをまとめた借入金残高表がそれなわけですが、乱脈経営の実態が今大問題になつてゐるこれらの四社の借入金残高の合計は何と一兆三千六百億円に上るわけですね。そのうち全銀協傘下の金融機関は全体の七〇％、九千六百億円を融資しているわけですね。東京三菱は二百八十億円となります。こうした企業への融資もきちんと回収しない、

でも、そういう仕組みになってゐるわけですから、それで、今御指摘のサービサー法案ですけれども、それは、そういう日本の仕組みに例外を設けてサービサーというものを認めていった方が、不良債権の回収、それからそうでない債権の回収も含めて一定の範囲ではより債権の回収ということに資するのではないかと、いう発想でして、私は子の発想は正しいというか、そういう発想で法律をつくっていいというふうに思っています。

アメリカで活躍したというのは御指摘のとおり

だと私も理解していますけれども、日米の違いがいろいろありまして、それは不良債権と一口に言いません。日本の場合は返さないと言っている不良債権が、どうもちょっとうまく表現できないんですけれども、アメリカの場合には法的措置に訴えることがいかに重要かという面があるんですけれども、日本の場合には法的措置に訴えればどの程度取り立てられるのかという点についてアメリカと同じかどうかはちょっとわからないですね。しかし、そのことはやってみなければわかりません。今までは全然やっていませんので、やはりそれは債権回収という形で法律を使って回収に努めるべきだというふうに思っています。

○三重野榮子君 社長というか、そういう方は弁護士かも知れませんけれども、働く人だとか頼む人は、暴力団と言ったら悪いですけども、それを業としていっているではありませんが、そういう特異な方が働かれて、そしてアメリカと同じようなことになるのではないかとこの心配をいたしますが、いかがでございますか。

○参考人(神田秀樹君) 今の点は、相手が個人の場合と企業の場合では分けて考えるべきだと思います。個人向けの貸し付けの取り立てにつきましては、私も、理想というか、アメリカのように暴力的な取り立てを禁止する法律、消費者信用法などと言っている分野に属するんですけれども、日本でも将来早い時期につくるべきだというふうに思います。その点はおっしゃるとおりだと思います。

○三重野榮子君 それで、やはり状況を見ましてそういう方向になっていかなくちゃいけません。その次に、さきの国会で金融ビッグバン関連法として成立いたしましたいわゆるSPC法でございますけれども、この法律によりまして、金融機関が不良債権等を証券化していくことが期待されているわけでございます。何しろこの法律は九月一日から施行されているもので、今のところ余り

設立されていないという状況でございますけれども、これを積極的に法律として改善すべき点がございませうか、御意見を伺いたいと思っております。

○参考人(神田秀樹君) 今御指摘のSPC法ですけれども、私の意見によれば、SPC法は不良債権を処理するのにも役には立つと思っておりますけれども、債権の流動化とかセキュライゼーションとか呼ばれていることですが、何か解決困難のときに流動化を使えば解決ができるがとご理解されていた時期があるんですが、これは手品ではないので、もともと不良なのは流動化してもだれも買ってくれないというのが基本だと私は思っています。

そうはいっても、アメリカでも不良債権を処理するために流動化という仕組みが使われて、それがいまいちうまくいったという例がないわけではあります。私にはその意味でも多少は、多少はという言い方は変かもしれませんが、役に立つ面もあるのではないかと思います。

○三重野榮子君 ありがとうございます。まさに御指摘のとおりまだ始まったばかりなものですから、なかなか難しい面が、よくわからない面はあるんですけれども、私の感じは、当初考えていた以上に何かいろいろと条件があつて、特にどういうスキーム、どういう計画で流動化をするかというのを全部定義に書くとか、そういう事前の要件がちょっと厳し過ぎるようか、思うんです。

○参考人(岸本君) 日本ではこのSPC法はもうごく最近のことでございます。最近まではこういうスキームが準備をされていなかったものでございませう。日本でもそういう債権流動化のための特別目的会社をつくるというふうなことになるかと、いろいろと支障があつて実際なかなかできなかったわけでございます。

○三重野榮子君 その税法の問題でございますけれども、海外では非常に安いといましようか、ないといましようか、そういうところでおやりになっているというふうな例は伺っておりますけれども、それを日本の場合、そうやってほしいですねというだけじゃなくて、具体的にこうしたい、という御提言はございませうでしょうか。

りますと、第Ⅱ分類を、先ほどのお話だと回収可能な銀行の観点からそういう分類をしていくのがと言っているんですが、幾つぐらいに分けたらいいか。数を四つとか五つとか、そういうふうによく雑誌とかを見ると書いてあるんですが、第Ⅱ分類をどのくらいに分けていられるお考えでしょうか。

○参考人(岸曉君) アメリカにおきます分類債権を見てみますと、日本の第Ⅱ分類がおおよそ二つに分かれておりまして、スペシャルメンションというのサブスタンダードというふうに分かれております。限りなく白に近いものからグレーまであるわけですが、白に近い方はスペシャルメンション、グレーに近いのはサブスタンダードということですが、私どもの方は、要注意先債権の中の貸し出し条件緩和債権というのと、三カ月以上延滞債権というのがこのⅡ分類の中のアメリカーにおけるサブスタンダードというのには該当すると思っておりますので、大体その二つに分ければいいのではないかなというふうに思います。

○月原茂雄君 そこで、引き当て率というんですか、これをその場合にどういうふうにお考えでしょうか。

○参考人(岸曉君) 引き当て率の問題でございすけれども、これはどのぐらいが回収不能になるであろうかという銀行の評価、判断が入って決めるものでございすから、銀行によってその業種構成あるいは地域性等によりまして、それぞれ銀行で一律ではなくて、例えば過去の実績貸し倒れ率等を勘案して、これならば健全だと思える範囲まで引き当てているということだろうと思えます。

アメリカの場合なんかも、例えばテキサスの銀行なんかはエネルギー関係が非常に多いとございすし、カリフォルニアなんかの銀行はエネルギーよりも不動産が非常に多いというふうなことがございす。そういうのは、例えばエネルギーが陰ってればそこで引き当てをたくさん積むとか、銀行の健全性の見地から引き当て率を決めて

いく、これが適当であらうと思えます。

○月原茂雄君 そうすると、先ほど参考人のお話になっておった、Aという会社が甲という銀行からも借りておる、Bという銀行からも借りておると。そういう場合に、仮に一緒に第Ⅱ分類に入ったとしたら、今おっしゃったような分類が一致するの、甲という銀行とBという銀行が。それから、その率は一致するの、かというところはどうか。

○参考人(岸曉君) 銀行間のその分類の情報交換は全くございせん。

○月原茂雄君 その点は、私もどう言ったらいいか、どういうふうに判断したらいいかわかりませうけれども、これから先、もし回収の方に入ったとしたら、その場合にはそれをどう分類するかというところは、やっぱり公的資金の問題にも関係ありますから、一致したものであることが好ましいです。ね、ある時点においては。しかし、銀行の段階では無理だというわけですね。健全な銀行で活動している間にはそれだけが違ってもいたし方ないということになるんですかね。

ただ、私がお話したいのは、その引き当て率によって、非常に引き当て率が低かったら銀行の方も利益に影響してきますね、当然。そして、配当していくわけですから、それが余りにも違つたら、そこに預金者というか一般の人から見るとそこは一致してもらっておかぬといかぬじゃないかという気持ちがあると思うんですが、そういう点から聞いておるわけですか。

○参考人(岸曉君) その部分はやはり金融監督庁の監督行政、資産査定チェックというものであらうかと思ひます。

○月原茂雄君 率の問題について、いろいろ五%とかなんとか、その率を今言っていたきたいとかそういう話をしていくわけじゃなくて、また参考人のお話のようにそれぞれ銀行によって違つたのは当たり前ですが、最近言われているのは余りにも低いんじゃないか。というのは、日銀が調べた、これも何を対象にして調べたかというとなか

な難しい話でしょうが、日銀が査定して三カ年後の損失率を見ると一六・七%だったという数字も出てくるわけですね。これはさらに分析しないとの確な表現はできませんが、一般に第Ⅱ分類の分け方、それからそれに対する引き当て率というのが違つて、また低目に言われておるといふところが、私は銀行の経営の問題として注意していただきたいというところで質問したわけでありまして、それで、次に神田参考人にお願ひいたします。

これはもう非常に単純、簡単な話ですが、モラルハザードと法律というのはどういうふうにお考えですか。

○参考人(神田秀樹君) 法律は、法律以外の仕組みとあわせてモラルハザードをできるだけ防ぐように機能すべきだという関係にあると思ひます。

○月原茂雄君 午前中、非常に激しい参考人、有名な方が来られましたとおっしゃっておつたので、私たちが法律を勉強したところは法と道徳というのとはよく聞かされた話ですが、余りにも道徳的なものを期待するならば、むしろそれは法律を改正してそれに近づけていかないといかぬと私は思ひます。それをなくして人格に期待するとかそういうのは、まあそれは度合いの問題ですが、しかしそのところを考えると、神田参考人から見ると今現在の日本の法律でモラルハザード的なものをもう少しレベルアップしてやるべき事項というのはどういふものがあると思いますか。

○参考人(神田秀樹君) 難しい御質問で、いろいろなさるを得ないと思ひます。

○月原茂雄君 それは頭のいい人だからここでたくさん表現もできるんでしょうが、そういう点がややもすると、確かに聖人君子であるべきだといふようなことで銀行の頭取はもう大変な、頭取さんを前にしてあれですけれども、一般に銀行の責任者というのは聖人でないといかぬ、常人的確な判断を下していかぬといかぬ、そういうふうな考えで、理想的なんですけれども、法律がやっぱり最低限の道徳ですから、法律を常に改正して

いく、そうしなければ逆に日本の国は法治国家でなくなってしまう、私はその心配をしておるわけですね。そういうことでお尋ねしたわけでありまして。

最後に田中参考人にお尋ねしますが、G7とかIMFとかそういうところで、とにかく日本については早く決心せよ、景気をよくせよ、存続可能な銀行に十分な公的資金を迅速に供与せよと、そういうふうなことが言われておるわけですね、それに對して日本の国は今法律を出しておるわけですが、けれども、一般にアメリカで言えばブリッジバンクなんというのはいま時代おくれだ、そんなものは高く評価されてはいないぞというふうな書き方をしておる書物もあります。それからまた、公的資金の投入、こういうものは本場に異例中の異例だといふふうに出ておるわけなんです。

今出されておるこの主要な二つの話について、田中参考人からごらんになって、グローバルスタンダードと言つとちよときざな言葉になりますけれども、どう評価されますか。日本の国内では評価されているのかもしれないけれども、それは私の党は反対しておりますが、グローバルスタンダードからいってこの二つの法案は十分期待にこたえられるものであらうかということですね。例えばブリッジバンクにしろ、これは大きいものについては使えないぞということがアメリカの方でも言われておるわけですね、小さなときには対応されたわけですから、そういう点から率直な意見をお伺ひして、私の質問を終わります。

○参考人(田中直毅君) 日本で早く不良債権問題を処理して経済を健全化させろという国際社会の要請は、東アジアもそれからその他のエマージングマーケットもそうですが、彼らは自分たちの経済が回復するために輸出をしなければいけない、輸出を通じて債務を返済していくというその流れに乗りたい。現在、世界の最後の買い手は実質アメリカだけでありまして、二番目の経済規模を誇る日本がいつまでもたつても買い手としてあらわれないということは世界のデフレに対して問題

があるということから、ともかく早く日本は経済を健全化させてほしいという要請だと思ひます。

その中で、アメリカの主張も、この半年あるいは一年、数カ月のうちに変わってきたように思ひますが、とにかくどんな手段を使つても早く脱皮してほしい。アメリカ自身が年末にかけて成長減速に入ることがどうも確実になつてきた、世界で買ひ手がだんだんなくなつてくれば世界はえらいことになるというこの緊急度が、我が国に対して手段は何でもいいからとにかく立ち上がったことになつてきてゐると思ひます。

御指摘のブリッジバンク、それから公的資金の投入、それはブリッジバンクを適用できるところはブリッジバンクでワンタッチで営業譲渡に至る。大きな銀行が営業譲渡に至るといふのは、確かにデューデリジェンスも時間がかかりますし、そう簡単な話ではないと思ひます。しかし、規模の小さな銀行についてはブリッジバンクは適用に十分なると思ひますので、営業譲渡のワンタッチとして国有化する、国の管理に入る、そして民間に売り放すということは可能かと思ひます。

しかし、一般論で言つと、今、公的資金の投入を通じて早く信用収縮のシステムから脱却してほしいというのが世界の声のように思われまふ。

○月原茂雄君 どうもありがとうございます。大変参考になりました。(拍手)

○佐藤道夫君 私からは岸参考人にお伺ひいたします。

最初、政権党である自民党に対する銀行業界からの政治献金であります。

もうそこに至れば、これはきつぱりとおやめになつたらどうか、これだけの話であります。国民から見ると、これはもう実質贈賄ではないか、こういう感情もあらうかと思ひます。

実は、先般、小淵総理にもう受け取るのをやめなさいとの委員会で言ひましたら、大変苦しそうな顔をしておりましたけれども、最後には、やめる方向で検討することを幹事長に命じますと、こころおしいました。今ごろ幹事長が頭を

抱えて検討しておるんだろうと思ひますけれども、お金というのは持つていく人があるから受け取る人が迷うわけであつて、持つていく側が今の場でやめなさいと、こころおしいれば、もう幹事長あるいは小淵総理の悩みも解消するわけですから、どうかこの場ではっきり、やめなさいとおっしゃつてもいいし、あるいはまた、しかし自民党にはもう昔からお世話になつていたので額をこれ以上ふやしてさらに献金を続けたいと思ひますと、いずれでも結構ですが、どうぞはっきり結論だけであつていいです。申しさうでございます。

○参考人(岸参考人) 献金につきましては本年御要請を受けておりませんので、全く検討もしておりません。

伝えられる総理のお話を伺ひまして、大変御心労をおかけして恐縮しております。

○佐藤道夫君 やるのかやらないのかははっきりしませんが、まあやるんだらうと思ひますので、これはこれで結構かと思ひます。

それから、先ほどリストラに真剣に取り組んでそれなりの成果をおさめておると、こういう話でした。大変結構なことでございますが、ここに一つの資料がございまして、三和の渡辺名誉会長九十九歳、東京三菱堀江特別顧問九十五歳、富士岩佐顧問九十二歳、さくら河野名誉顧問九十歳、住友伊部相談役にして最高顧問八十九歳、これ別に東京の高齢者名簿を並べているわけじゃないんであつて、これが今現在の銀行の顧問とか相談役とかの地位にある人です。

それから、ついでですけれども、いずれも特別顧問で敬称は略します、東京三菱銀行堀江九十五歳、中村八十八歳、山田八十二歳、柏木八十歳、伊夫七十七歳、これは何か長老、老人ホームかなんか、そんな感じがするわけでありまして、リストラといつても下級職員に月給を多少削ると、そんなことは国民は全然わかりません。やつぱりこういう方々に思い切つて、役に立っているかどうか知りませんけれども退いてもらふ。そういういたしまして、七十五でも私は高いと思うん

ですけれども、七十五になつたらもうきつぱりと銀行からは縁を切ると、そういう申し合ひを全銀連でなさつたらどうでしょうか。これも申し合ひをせよとあるのかないのか。やつぱり、老人たちも大切にしていきたい、日本は老人天国だ、それも一つの考え方でありまして、結論だけで結構ですからおっしゃつて下さい。

○参考人(岸参考人) 全銀協では顧問や相談役の問題については話し合ひをし取り決めたをしたりするつもりは全くございません。

私どもの個別銀行のことについて申し上げますと、私どもの相談役は、特別顧問、上場会社やそれに準ずる会社の商法で定められた役員を十二社務めておられます。三菱商事、三菱重工、三菱電機、三菱自動車工業、本田技研等々の社外重役を務めておられます。これは、銀行のトップを務めさせた見識あるいは経験、そういうものを買われて先方から要請されたわけでありまして、時間的にも若干余裕がございましてさういふものを務めさせていたでいてゐるわけでございます。先方の会社から見ると、やはり東京三菱銀行に籍を置いていると、こういうことが重要なことであらうというふうに思つております。

○佐藤道夫君 最後に、一言。全銀連の会長さんがそんなことを音頭をとつてみんな話し合おうということができないんですか。何のための会長ですか。接待係とかそういう名譽職なんですか、会長自体が。もっと実質のある話をしてください、銀行自体の問題を真剣に受けとめて。

以上でございます。(拍手)

○水野誠一君 時間も限られておりますので、まづ岸参考人に伺ひたいと思ひます。

経営者として自行のかじ取りをされるというのと同時に、業界に降りかかる大変大きな問題を解決しなければいかぬということで大変御苦労があると思ひます。

今論じられております法案、それからそれに伴う処理スキームは、現在金融機関が持つておりま

す病葉にメスを入れてそれを根治させるものであると思つております。先ほど神田先生も言つておられました、ともかく成立をさせて、まずいところがあればそれはまた随時直していけばいい、ともかく一日も早い施行が求められてゐると思ひます。

であります。問題はその手術の後に真に健全な金融システムが実現できるのかということだと思ひます。言ひかえれば、もう二度とがんにかからない体質ができるかどうか、ここが私は重要だと思ひます。往々にして、経済危機あるいは不祥事、こういうことが起きた後、のど元過ぎれば熱さを忘れるということがどんな業界にもよくあることでありますが、そういうことが二度と起きない体質改善というものは、これはやはり私は全銀協の役割といひます。かりにダーシップということになると思ふのであります。

どうもこういうことをいろいろいふジャーナリストの方なんかと話をしていますと、いや全銀協というものはそういうリーダーシップではなくて、むしろ大蔵省にかゝるような護送船団方式のなれ合ひ、そういう体質の方が強いんだ、だから一行が思い切つて体質改善をしようとする、いやみんな横並びでという抑止をしようとする、そういう役割が今までは強かつたということを言われまふ。しかし、岸会長になつてから恐らくそういう体質は変わつてくるのではないかと期待を持つておりますが、その点について何えればと思ひま

○参考人(岸参考人) 全銀協の性格や機能につきましてはいろいろと御批判もいただき、また我々も問題意識を持つて日ごろ考へてゐるところでございます。

確かに、おっしゃいますように大蔵行政の規制が非常に強かつた時代はそういう規制の仲介をするというのでしようか、大蔵の行政の補完をするというのでしようか、そういう機能が非常に強かつたと思ひますけれども、規制そのものがなくなつてしまひましたものから、全銀協はそう

いう意味での規制の一翼を担う機能というのは自然消滅をいたしました。

あとは、ではどうということかということでございますけれども、一つは、決済システムというものを担っておりまして、これを支障のないように運営していく、そのためのもの。それからもう一つは、やはり銀行界として皆様からいろいろ御意見を伺い、また我々の方からも情報を発信させていただく。例えば、きょう私は全銀協会長ということでここへ伺わせていただいている。いろいろ述べていただいているわけでございますけれども、もう一つ、こういう機能をこれから十分に果たせるように、なるべく透明性のある協会運営を心がけていきたいと思つて、今組織の問題をいろいろと議論していただいております。できるだけ改善をしていきたいと思います。

○水野誠一君 もう時間がございませんで、今のお話は承っております。

一つ短くお答えをいただければ結構なんです。先ほどから何人かの委員からも質問があったんですが、銀行がリストラを進めているということですが、銀行が、欧米の銀行、とりわけ日本に進出をして非常に画期的な成長を遂げています。シタイバンクなどというのがありますが、そういうところの経営者に聞くと、それでもまだまだ日本は人件費にしろ経営コストがかかり過ぎているんだと、そういうことを言われるわけでありまして、

本当に銀行がこれから体質改善、これはリストラだけではなくて、言ってみれば金融システムのある方を変えていくリエンジニアリングという視点から銀行が変わっていくかなければいけないと思つておりますが、その点について、一言で結構でございますが御感想を。

○参考人(田中直毅君) 恐らくは、各銀行が業務の絞り込みを通じてリストラを実現されることと思つています。

規制行政が長い時代にあつて、必ずしもコスト

をそれほど削減する必要はなかったように思つて、それは超過利潤が生まれる仕組みが、特に規模が大きい、相対的に効率的なところに超過利潤が生まれておりましたので、業務は何でもそろえた方がいいということでも運営されてきたように思つています。しかし、今後、自由化時代にあつては、恐らく相当戦略的に業務を絞り込まれたところが成功するということが明らかになりますし、金融人口は明らかに過大でございますので、恐らくそういうリストラが観察されるのではないかと見ております。

○水野誠一君 終わります。(拍手)

○菅川健二君 改革クラブの菅川健二です。遅くまで参考人の皆さん、大変御苦勞さまでございまして、最後までございまして、ひとつよろしくお願ひをしたいと思います。

まず、岸参考人には、私は財政・金融委員会です。五月に、金融システム改革法のときにお目にかかつておるわけでございますが、その際、三月期の決算においては銀行においては不良債権の処理については見通しが立ったという発言をされました、我々としてもはつとておつたわけでございますが、その後、五六月たつたら大変な深刻な事態に陥つておるわけでございます。その点、銀行の内部というよりも、内外の経済情勢の悪化というものが大変な影響を与えたんだらう、御心労も大変だらうと思つたわけでございます。

ただ、これまでも一番金融関係の問題になっておりましたのは、御案内のように経営の実態につきまして、不良債権を中心としてもう一つどうもはつきりいたさない、したがって、病状がはつきりしないのにそれについての処方せんもどうも皆それぞれが勝手に判断しておるというふうな状況がまだ続いておるんじゃないかと思つたわけでございます。

確かに、引き当てる問題とか、あるいは低価格、原価法の問題、そういういろいろな物差しの違いがございまして、大変難しい問題があるわけでございますが、各銀行がやはりそれぞれ思ひ

切つてこの際必要な情報は開示していくという基本的な姿勢が必要ではないかと思つたわけでございますが、この点についてはいかがでございませうか。

○参考人(岸曉君) 全く先生の御指摘のとおりでございます。我々でできるだけ情報開示を進めて、預金者、投資家その他の御理解をいただいていきたいというふうに思つております。

開示でございませけれども、やはり比較可能性というものが非常に大事だということ、幾つか原則はございませけれども、その中では比較可能性というものが非常に重要だということに言われておりました。そのため、全銀協でもリスク管理債権の開示基準、これはアメリカで行われている基準とはほぼ同じものでございませけれども、そういう基準を設けてまして、さらにその先いんなセグメント情報を出して開示を進めていきたい、こういうふうにして思つております。

○菅川健二君 ひとつ積極的にお願いしたいと思つています。

田中参考人には、金融機関の情報開示のあり方についてどのようにお考えか、お聞きしたいと思つています。

○参考人(田中直毅君) 預金者も二〇〇一年四月以降はペイオフ解禁という形でみずからリスクを負わなければなりません。これまでデフォルト・ジャーは、専ら株主に對して、投資家にとつて必要な情報は開示されるべきであるという時代になつて、そのほかにペイオフ解禁という時代になりました。預金者もまた銀行の内容を知る必要があります。

そういう意味では、デフォルト・ジャーに徹底を期すということはもう不可欠だと私は思つております。

○菅川健二君 もう一つ、現在、今度の健全化スキームで問題になっておりますのは、健全な銀行に對する公的資本注入をすべきかどうかというところが議論になっておるわけでございますが、現在

の金融機関というのはオーバーキャパシティであつて、これからはビッグバンに對抗、対応するために金融の再編を進めなければならぬという要請もあるわけでございます。

また、急に信用についての不安があるアクシデントによつて起こるということもあるわけでございます。また、思い切つたりリストラをやることによってさらなる優良銀行として世界に羽ばたいていくという、そのためにはその後の結果責任というものをきちと踏まえる必要があるわけでございます。

いずれにしても、明確な政策目的のある場合においては健全銀行に對する資本注入の道も必要ではないかというふうに思つたわけでございますが、全銀協の方としては、あるいは岸参考人としてはどのようなお考えを持っておられるか、お聞きしたいと思つています。

○参考人(岸曉君) 再編というお話があったわけでございますけれども、一つちょっと一般に思われておることと実態がどうも違ふ点がございまして、日本の銀行の数が多くいではないか、もつと日本の銀行は数が減るべきである、こういう御議論が割合に広く行われているわけでございます。

ところが、実はアメリカと比較いたしますと、九七年、昨年でございますけれども、商業銀行の数が日本は百六十二でアメリカは九千四百四十四でございます。これは全く一けた違ふ、二けたに近く違ふ。アメリカは銀行が多いのでございまして、これは多分小さな銀行が多いのだらうと、こういう議論が出るのでございませけれども、実は大手銀行九行への日本の貸し出しの集中度でございませけれども、四九・四％でございまして、アメリカの大手十行は二七・七％なのでございまして、ということは、寡占度は日本の方がずっと高いということでございます。数の点から再編を進めるべきだということには多分ならないのではないかと

と思つています。

ただ、今後ビッグバンを迎えまして、より効率的な経営を目指していかなければならないことは

もう当然でございますので、そういう観点から、さらにリストラ、必要があれば再編というものを進めていくべきであろうというふうに思っております。

○菅川健二君 以上でございます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○委員長(坂野重信君) 以上で参考人に対する質疑は終わりました。

この際、参考人の方々に一言お礼を申し上げます。

皆様には、長時間にわたり有益な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして心からお礼を申し上げます。(拍手)

明日は午前九時三十分委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後七時二十分散会

第四号(その二)中正誤

ページ 段 行

三 一 四 「本則(第百十九条ノ三を除く。中)は削るはずの誤り。

四 二 三 「を次のように改め」は「の次に次の一号を加え」の誤り。

五 三 四 「八」は「八の二」の誤り。

五 五 六 本行の次に次の一項を入れるはずの誤り。

第四条第一項中「第一条第九号」を「第一条第八号の二」に改める。

「国家公安委員会委員」は「金融再生委員会委員」は「国家公安委員会委員」の誤り。

「金融再生委員会委員」は「国家公安委員会委員」の誤り。

平成十年十月十六日印刷

平成十年十月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局